

# 文 教 委 員 会

令和7年9月17日

## 議 案

- 葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 (学 務 課 長)
- (1) 議案第90号
- (2) 議案第92号 葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例 (生涯スポーツ課長)

## 庶務報告

### 1 議案関係

- (1) 令和7年度葛飾区一般会計補正予算(第2号)について (教育総務課長)
- (2) 葛飾区立宝木塚小学校建築工事請負契約締結について (学校施設整備担当課長)
- (3) 葛飾区立四ツ木中学校既存校舎等解体工事請負契約締結について (学校施設整備担当課長)
- (4) 葛飾区立二上小学校改築に伴う什器等の買入れについて (学 務 課 長)
- (5) 葛飾区奥戸総合スポーツセンター陸上競技場天然芝化改修工事請負契約締結について (生涯スポーツ課長)

### 2 一 般

- (1) 教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検及び評価について (教育総務課長)
- (2) 道上小学校、二上小学校及び柴又地域統合小学校の改築について (学校施設整備担当課長)
- (3) 令和7年度全国学力・学習状況調査の実施結果について (教育指導課長)
- (4) いじめによる重大事態の発生について (教育指導課長)
- (5) 専決処分(訴訟上の和解)の報告について (教育指導課長)
- (6) いじめによる重大事態の調査結果について (教育指導課長)
- (7) (仮称)新宿地区屋内温水プールの整備スケジュールの変更について (学校教育推進担当課長)
- (8) 屋内温水プール施設整備の検討に係るシミュレーション結果について (学校教育推進担当課長)
- (9) 区立中学校部活動の地域連携・地域移行推進方針の検討状況等について (地域教育課長)
- (10) 義務付け等請求事件について (生涯スポーツ課長)
- (11) 図書館の改修について (中央図書館長)

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

学務課

1 改正理由

補償基礎額の扶養に係る加算額を改めるほか、所要の改正をする必要があるので、改正を行うもの

2 概要

補償基礎額の扶養に係る加算額を変更する。  
介護補償の限度額を変更する。

3 施行期日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例  
新旧対照表（改正部分抜粋）

現 行	改正案
<p>第1条～第3条（略） （補償基礎額）</p> <p>第4条 法第3条に規定する補償（第28条において「補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日（以下「災害発生日」という。）における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数（この条及び第18条第2項第2号において「経験年数」という。）に応じて、別表に定める額による。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の災害発生日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を加算して得た額をもって補償基礎額とする。ただし、経験年数が16年以上の学校医及び学校歯科医については、扶養親族についての加算は行わないこととする。</p> <p>(1) <u>配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u> 200円（<u>経験年数が10年以上16年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）の扶養親族たる配偶者</u> 100円）</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 300円</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 200円（<u>特定経験年数学校医等の扶養親族たる孫</u> 100円）</p> <p>(4) 60歳以上の父母及び祖父母 200円（<u>特定経験年数学校医等の扶養親族たる父母及び祖父母</u> 100円）</p> <p>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日まで</p>	<p>第1条～第3条（略） （補償基礎額）</p> <p>第4条 法第3条に規定する補償（第28条において「補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日（以下「災害発生日」という。）における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数（この条及び第18条第2項第2号において「経験年数」という。）に応じて、別表に定める額による。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の災害発生日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を加算して得た額をもって補償基礎額とする。ただし、経験年数が16年以上の学校医及び学校歯科医については、扶養親族についての加算は行わないこととする。 <u>削除</u></p> <p>(1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 434円</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 200円（<u>経験年数が10年以上16年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）の扶養親族たる孫</u> 100円）</p> <p>(3) 60歳以上の父母及び祖父母 200円（<u>特定経験年数学校医等の扶養親族たる父母及び祖父母</u> 100円）</p> <p>(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日まで</p>

の間にある弟妹 200円(特定経験年数学校医等の扶養親族たる弟妹 100円)

- (6) 心身に著しい障害がある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの 200円  
(特定経験年数学校医等の扶養親族たる心身に著しい障害がある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの 100円)

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項において「特定期間」という。)にある子がいる場合は、前項の規定にかかわらず、134円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による金額に加算して得た額をもって補償基礎額とする。

第5条～第11条 (略)  
(介護補償)

第12条 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障害であって委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

- (1) 病院又は診療所に入院している場合
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(同号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)
- (3) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として実施機関が定めるものに入所している場合

- 2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護補償に係る障害(障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の

の間にある弟妹 200円(特定経験年数学校医等の扶養親族たる弟妹 100円)

- (5) 心身に著しい障害がある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの 200円  
(特定経験年数学校医等の扶養親族たる心身に著しい障害がある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの 100円)

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合は、前項の規定にかかわらず、134円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による金額に加算して得た額をもって補償基礎額とする。

第5条～第11条 (略)  
(介護補償)

第12条 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障害であって委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

- (1) 病院又は診療所に入院している場合
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(同号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)
- (3) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として実施機関が定めるものに入所している場合

- 2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護補償に係る障害(障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の

前の障害。第3号において同じ。)が常時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。)その月における介護に要する費用として支出された額(その額が17万7,950円を超えるときは、17万7,950円)

(2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が8万1,290円以下であるときに限る。)  
8万1,290円

(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。)その月における介護に要する費用として支出された額(その額が8万8,980円を超えるときは、8万8,980円)

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が4万600円以下であるときに限る。)  
4万600円

第13条～第30条 (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 次項及び付則第4項の規定により読み替えて適用する改正後の第4条第3項の規定は、令和7年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

前の障害。第3号において同じ。)が常時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。)その月における介護に要する費用として支出された額(その額が17万7,950円を超えるときは、17万7,950円)

(2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が8万5,490円以下であるときに限る。)  
8万5,490円

(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。)その月における介護に要する費用として支出された額(その額が8万8,980円を超えるときは、8万8,980円)

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が4万2,700円以下であるときに限る。)  
4万2,700円

第13条～第30条 (略)

- 3 適用日から令和8年3月31日までの期間における改正後の第4条第3項第1号の規定の適用については、同号中「434円」とあるのは、「384円」とする。
- 4 適用日から令和8年3月31日までの期間における改正後の第4条第3項の規定の適用については、同項中「(5) 心身に著しい障害がある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる心身に著しい障害がある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの 100円）」とあるのは、適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間にあつては「(5) 心身に著しい障害がある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる心身に著しい障害がある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの 100円）(6) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる配偶者 100円）」と、施行日から令和8年3月31日までの間にあつては「(5) 心身に著しい障害がある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる心身に著しい障害がある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの 100円）(6) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、特定経験年数学校医等の扶養親族たる者を除く。） 100円」とする。
- 5 改正後の第12条第2項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 適用日から施行日の前日までの間において、改正前の第12条第2項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これに相当する改正後の葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

## 葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例

生涯スポーツ課

## 1 改正理由

小菅西公園フットサル場にスケートボード場を新設し、名称を小菅西公園運動場に改める必要があるため

## 2 概要

(1) 名称について定めること。

葛飾区小菅西公園運動場

(2) 施設について定めること。

スケートボード場

(3) 施設の使用料について定めること。

貸切りの場合の限度額（1回30分につき）				貸切りでない場合の限度額（1人1回30分につき）	
体育目的 で使用する 場合	体育目的以外で使用する場合				
	平日	土曜日	日曜日又は休日	一般（高校生以上）	125円
2,500円	10,000円	12,500円	13,750円	小・中学生	25円

## 3 施行期日

葛飾区教育委員会規則で定める日

## 4 新旧対照表

別紙のとおり

## 葛飾区体育施設条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
<p>○葛飾区体育施設条例 昭和59年3月14日 条例第5号</p> <p>(名称等)</p> <p>第2条 体育施設の名称、施設及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、別表第2のとおり駐車場を置く。</p> <p>(平8条例44・一部改正)</p> <p>(休館日等)</p> <p>第5条 体育施設の休館日又は休場日は、施設にあっては別表第1に、駐車場にあっては別表第2に定める日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その直後の休日でない日（5月の第1水曜日が休日に当たるときは、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て別に定める日）とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て、臨時に体育施設を開館し、又は開場することができる。</p> <p>3 第1項に定めるもののほか、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ委員会の承認を得て、体育施設を休館又は休場にすることができる。</p> <p>(1) 災害その他の事故により体育施設の利用ができないとき。</p> <p>(2) 体育施設の補修その他の管理上の必要により体育施設の利用ができないとき。</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。</p> <p>(平17条例26・全改)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第16条 施設の利用に係る料金（以下「施設利用料金」という。）は別表第3に定める額の範囲内において、体育施設備付器具の利用に係る料金は1件1回につき9,000円の範囲内において、駐車場の利用に係る料金（以下「駐車場利用料金」という。）は別表第4に定める額の範囲内において、あらかじめ委員会の承認を得て、指定管理者が定める。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一般開放による施設等の使用については、無料とする。</p> <p>3 第1項の場合において、指定管理者は、別表第3に定める貸切りでない場合の施設利用料金及び別表第4に定める駐車場利用料金（駐車広場の利用に係る料金を除く。）については、回数券による施設利用料金又は駐車場利用料金を定めることができる。</p> <p>4 使用者は、施設利用料金及び体育施設備付器具の利用に係る料金（以下これらを「施設等利用料金」という。）を指定管理者に使用の承認の際に納付しなければならない。ただし、委員会規則で定めるところにより、後納することができる。</p> <p>5 第14条第1項の規定により駐車場を使用した者は、駐</p>	<p>○葛飾区体育施設条例 昭和59年3月14日 条例第5号</p> <p>(名称等)</p> <p>第2条 体育施設の名称、施設及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、別表第2のとおり駐車場を置く。</p> <p>(平8条例44・一部改正)</p> <p>(休館日等)</p> <p>第5条 体育施設の休館日又は休場日は、施設にあっては別表第1に、駐車場にあっては別表第2に定める日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その直後の休日でない日（5月の第1水曜日が休日に当たるときは、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て別に定める日）とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て、臨時に体育施設を開館し、又は開場することができる。</p> <p>3 第1項に定めるもののほか、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ委員会の承認を得て、体育施設を休館又は休場にすることができる。</p> <p>(1) 災害その他の事故により体育施設の利用ができないとき。</p> <p>(2) 体育施設の補修その他の管理上の必要により体育施設の利用ができないとき。</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。</p> <p>(平17条例26・全改)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第16条 施設の利用に係る料金（以下「施設利用料金」という。）は別表第3に定める額の範囲内において、体育施設備付器具の利用に係る料金は1件1回につき9,000円の範囲内において、駐車場の利用に係る料金（以下「駐車場利用料金」という。）は別表第4に定める額の範囲内において、あらかじめ委員会の承認を得て、指定管理者が定める。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一般開放による施設等の使用については、無料とする。</p> <p>3 第1項の場合において、指定管理者は、別表第3に定める貸切りでない場合の施設利用料金及び別表第4に定める駐車場利用料金（駐車広場の利用に係る料金を除く。）については、回数券による施設利用料金又は駐車場利用料金を定めることができる。</p> <p>4 使用者は、施設利用料金及び体育施設備付器具の利用に係る料金（以下これらを「施設等利用料金」という。）を指定管理者に使用の承認の際に納付しなければならない。ただし、委員会規則で定めるところにより、後納することができる。</p> <p>5 第14条第1項の規定により駐車場を使用した者は、駐</p>

車場利用料金を指定管理者に自動車退車させる際に納付しなければならない。ただし、駐車広場にあつては、自動車を入車させる際に駐車場利用料金を納付しなければならない。

6 施設等利用料金及び駐車場利用料金は、指定管理者の収入とする。

(平17条例26・全改)

別表第1 (第2条、第5条関係)

(平15条例24・全改、平16条例25・平17条例26・平23条例23・平24条例47・平26条例37・平27条例40・平29条例26・令元条例45・令2条例10・令3条例13・令6条例25・一部改正)

名称	施設	位置	休館日又は休場日
葛飾区奥戸総合スポーツセンター	体育館(大体育室 小体育室 第一武道場 第二武道場 弓道場 エアライフル場 アーチエリー場 トレーニングルーム 第一会議室 第二会議室 第三会議室) 陸上競技場(トラック フィールド)	東京都葛飾区奥戸七丁目1番1号	毎月の第4水曜日
	プール(温水プール 屋外プール 第一会議室 第二会議室) エイトホール 野球場 テニスコート	東京都葛飾区高砂一丁目2番1号	毎月(7月及び8月を除く。)の第3水曜日 (屋外プールにあつては、委員会規則で定める日)
	少年野球場	東京都葛飾区高砂一丁目1番1号	毎月(7月及び8月を除く。)の第3水曜日
葛飾区水元総合スポーツセンター	体育館(メインアリーナ サブアリーナ 第一武道場 第二武道場 温水プール トレーニングルーム フィットネススタジオ 第一会議室 第二会議室 地域交流ホールA 地域交流ホールB 地域交流ホールC) テニスコート 水元多目的広場	東京都葛飾区水元一丁目2番1号	毎月(7月及び8月を除く。)の第2水曜日
葛飾区東金町運動場	少年野球場 テニスコート 東金町多目的広場	東京都葛飾区東金町八丁目27番1号	毎月の第2水曜日

車場利用料金を指定管理者に自動車退車させる際に納付しなければならない。ただし、駐車広場にあつては、自動車を入車させる際に駐車場利用料金を納付しなければならない。

6 施設等利用料金及び駐車場利用料金は、指定管理者の収入とする。

(平17条例26・全改)

付 則

この条例は、葛飾区教育委員会規則で定める日から施行する。

別表第1 (第2条、第5条関係)

(平15条例24・全改、平16条例25・平17条例26・平23条例23・平24条例47・平26条例37・平27条例40・平29条例26・令元条例45・令2条例10・令3条例13・令6条例25・一部改正)

名称	施設	位置	休館日又は休場日
葛飾区奥戸総合スポーツセンター	体育館(大体育室 小体育室 第一武道場 第二武道場 弓道場 エアライフル場 アーチエリー場 トレーニングルーム 第一会議室 第二会議室 第三会議室) 陸上競技場(トラック フィールド)	東京都葛飾区奥戸七丁目1番1号	毎月の第4水曜日
	プール(温水プール 屋外プール 第一会議室 第二会議室) エイトホール 野球場 テニスコート	東京都葛飾区高砂一丁目2番1号	毎月(7月及び8月を除く。)の第3水曜日 (屋外プールにあつては、委員会規則で定める日)
	少年野球場	東京都葛飾区高砂一丁目1番1号	毎月(7月及び8月を除く。)の第3水曜日
葛飾区水元総合スポーツセンター	体育館(メインアリーナ サブアリーナ 第一武道場 第二武道場 温水プール トレーニングルーム フィットネススタジオ 第一会議室 第二会議室 地域交流ホールA 地域交流ホールB 地域交流ホールC) テニスコート 水元多目的広場	東京都葛飾区水元一丁目2番1号	毎月(7月及び8月を除く。)の第2水曜日
葛飾区東金町運動場	少年野球場 テニスコート 東金町多目的広場	東京都葛飾区東金町八丁目27番1号	毎月の第2水曜日

	スポーツライミ ングセンター（ボル ダリングウォール リードウォール スピードウォール ル）	東京都葛飾区 東金町八丁目 31番1号			スポーツライミ ングセンター（ボル ダリングウォール リードウォール スピードウォール ル）	東京都葛飾区 東金町八丁目 31番1号	
葛飾区東 新小岩運 動場	第一会議室 第二 会議室 第三会議 室 東新小岩陸上 競技場（トラック フィールド） 東新 小岩野球場 テニ スコート	東京都葛飾区 東新小岩一丁 目18番1号	毎月の第1水 曜日	葛飾区東 新小岩運 動場	第一会議室 第二 会議室 第三会議 室 東新小岩陸上 競技場（トラック フィールド） 東新 小岩野球場 テニ スコート	東京都葛飾区 東新小岩一丁 目18番1号	毎月の第1水 曜日
葛飾区洪 江公園テ ニスコート	テニスコート	東京都葛飾区 東立石三丁目 3番1号	毎月の第4水 曜日	葛飾区洪 江公園テ ニスコート	テニスコート	東京都葛飾区 東立石三丁目 3番1号	毎月の第4水 曜日
葛飾区小 菅東スポ ーツ公園 テニスコ ート	テニスコート	東京都葛飾区 小菅三丁目1 番1号	毎月の第1水 曜日	葛飾区小 菅東スポ ーツ公園 テニスコ ート	テニスコート	東京都葛飾区 小菅三丁目1 番1号	毎月の第1水 曜日
葛飾区小 菅西公園 フットサ ル場	小菅フットサル場	東京都葛飾区 小菅一丁目2 番1号	毎月の第4水 曜日	葛飾区小 菅西公園 フットサ ル場	小菅フットサル場 スケートボード 場	東京都葛飾区 小菅一丁目2 番1号	毎月の第4水 曜日
葛飾区上 千葉公園 運動場	少年野球場 少年 ソフトボール場 少年球技場 テニ スコート	東京都葛飾区 東堀切三丁目 25番1号	毎月の第1水 曜日	葛飾区上 千葉公園 運動場	少年野球場 少年 ソフトボール場 少年球技場 テニ スコート	東京都葛飾区 東堀切三丁目 25番1号	毎月の第1水 曜日
葛飾区葛 飾にいじ ゆくみら い公園運 動場	テニスコート 新 宿多目的広場	東京都葛飾区 新宿六丁目3 番2号 東京都葛飾区 新宿六丁目3 番20号	毎月の第3水 曜日	葛飾区葛 飾にいじ ゆくみら い公園運 動場	テニスコート 新 宿多目的広場	東京都葛飾区 新宿六丁目3 番2号 東京都葛飾区 新宿六丁目3 番20号	毎月の第3水 曜日
葛飾区柴 又少年ソ フトボー ル場	少年ソフトボール 場	東京都葛飾区 金町浄水場1 番1号先（江戸 川河川敷）	毎月の第2水 曜日	葛飾区柴 又少年ソ フトボー ル場	少年ソフトボール 場	東京都葛飾区 金町浄水場1 番1号先（江戸 川河川敷）	毎月の第2水 曜日
葛飾区柴 又ソフト ボール場	ソフトボール場	東京都葛飾区 金町浄水場1 番1号先（江戸 川河川敷）	毎月の第2水 曜日	葛飾区柴 又ソフト ボール場	ソフトボール場	東京都葛飾区 金町浄水場1 番1号先（江戸 川河川敷）	毎月の第2水 曜日
葛飾区柴 又野球場	野球場	東京都葛飾区 柴又七丁目1 7番13号先 （江戸川河川 敷）	毎月の第2水 曜日	葛飾区柴 又野球場	野球場	東京都葛飾区 柴又七丁目1 7番13号先 （江戸川河川 敷）	毎月の第2水 曜日
葛飾区柴 又球技場	球技場	東京都葛飾区 柴又六丁目3 5番8号先（江 戸川河川敷）	毎月の第2水 曜日	葛飾区柴 又球技場	球技場	東京都葛飾区 柴又六丁目3 5番8号先（江 戸川河川敷）	毎月の第2水 曜日
葛飾区柴 又少年野 球場	少年野球場	東京都葛飾区 柴又五丁目4 0番13号先	毎月の第2水 曜日	葛飾区柴 又少年野 球場	少年野球場	東京都葛飾区 柴又五丁目4 0番13号先	毎月の第2水 曜日

		(江戸川河川敷)			(江戸川河川敷)		
葛飾区第二柴又野球場	野球場	東京都葛飾区柴又五丁目40番13号先(江戸川河川敷)	毎月の第2水曜日	葛飾区第二柴又野球場	野球場	東京都葛飾区柴又五丁目40番13号先(江戸川河川敷)	毎月の第2水曜日
葛飾区荒川小菅球技場	球技場	東京都葛飾区小菅一丁目3番1号先(荒川河川敷)	毎月の第1水曜日	葛飾区荒川小菅球技場	球技場	東京都葛飾区小菅一丁目3番1号先(荒川河川敷)	毎月の第1水曜日
葛飾区荒川小菅少年野球場	少年野球場	東京都葛飾区小菅一丁目1番5号先(荒川河川敷)	毎月の第1水曜日	葛飾区荒川小菅少年野球場	少年野球場	東京都葛飾区小菅一丁目1番5号先(荒川河川敷)	毎月の第1水曜日
葛飾区荒川小菅野球場	野球場	東京都葛飾区小菅一丁目1番5号先(荒川河川敷)	毎月の第1水曜日	葛飾区荒川小菅野球場	野球場	東京都葛飾区小菅一丁目1番5号先(荒川河川敷)	毎月の第1水曜日
葛飾区堀切橋フットサル場	堀切フットサル場	東京都葛飾区小菅一丁目1番1号先(荒川河川敷)	毎月の第1水曜日	葛飾区堀切橋フットサル場	堀切フットサル場	東京都葛飾区小菅一丁目1番1号先(荒川河川敷)	毎月の第1水曜日
葛飾区堀切橋少年硬式野球場	少年硬式野球場	東京都葛飾区小菅一丁目1番1号先(荒川河川敷)	毎月の第1水曜日	葛飾区堀切橋少年硬式野球場	少年硬式野球場	東京都葛飾区小菅一丁目1番1号先(荒川河川敷)	毎月の第1水曜日
葛飾区堀切橋少年野球場	少年野球場	東京都葛飾区堀切一丁目1番2号先(荒川河川敷)	毎月の第1水曜日	葛飾区堀切橋少年野球場	少年野球場	東京都葛飾区堀切一丁目1番2号先(荒川河川敷)	毎月の第1水曜日
葛飾区堀切橋少年ソフトボール場	少年ソフトボール場	東京都葛飾区堀切一丁目1番2号先(荒川河川敷)	毎月の第1水曜日	葛飾区堀切橋少年ソフトボール場	少年ソフトボール場	東京都葛飾区堀切一丁目1番2号先(荒川河川敷)	毎月の第1水曜日
葛飾区四つ木橋球技場	球技場	東京都葛飾区堀切一丁目1番1号先(荒川河川敷)	毎月の第4水曜日	葛飾区四つ木橋球技場	球技場	東京都葛飾区堀切一丁目1番1号先(荒川河川敷)	毎月の第4水曜日
葛飾区四つ木橋野球場	野球場	東京都葛飾区四つ木三丁目1番1号先(荒川河川敷)	毎月の第4水曜日	葛飾区四つ木橋野球場	野球場	東京都葛飾区四つ木三丁目1番1号先(荒川河川敷)	毎月の第4水曜日
葛飾区木根川橋野球場	野球場	東京都葛飾区東四つ木三丁目2番3号先(荒川河川敷)	毎月の第4水曜日	葛飾区木根川橋野球場	野球場	東京都葛飾区東四つ木三丁目2番3号先(荒川河川敷)	毎月の第4水曜日
葛飾区木根川橋少年野球場	少年野球場	東京都葛飾区東四つ木一丁目6番1号先(荒川河川敷)	毎月の第4水曜日	葛飾区木根川橋少年野球場	少年野球場	東京都葛飾区東四つ木一丁目6番1号先(荒川河川敷)	毎月の第4水曜日
葛飾区木根川橋球技場	球技場	東京都葛飾区東四つ木三丁目2番11号先(荒川河川敷)	毎月の第4水曜日	葛飾区木根川橋球技場	球技場	東京都葛飾区東四つ木三丁目2番11号先(荒川河川敷)	毎月の第4水曜日

葛飾区金町公園プール	プール 幼児用プール	東京都葛飾区柴又三丁目2番1号	委員会規則で定める日
------------	------------	-----------------	------------

別表第2 (第2条、第5条関係)  
(平8条例44・追加、平9条例32・平13条例36・平15条例24・平18条例29・平24条例47・平26条例37・平29条例26・令6条例25・一部改正)

名称	位置	休場日
葛飾区奥戸総合スポーツセンター駐車場	東京都葛飾区奥戸七丁目17番1号	毎月の第4水曜日
	東京都葛飾区高砂一丁目2番1号	毎月(7月及び8月を除く。)の第3水曜日
	東京都葛飾区高砂一丁目1番1号	毎月(7月及び8月を除く。)の第3水曜日
葛飾区水元総合スポーツセンター駐車場	東京都葛飾区水元一丁目23番1号	毎月(7月及び8月を除く。)の第2水曜日
葛飾区東新小岩運動場駐車場	東京都葛飾区東新小岩一丁目18番1号	毎月の第1水曜日
葛飾区小菅西公園フットサル場駐車場	東京都葛飾区小菅一丁目2番1号	毎月の第4水曜日
葛飾区葛飾にいじゅくみらい公園運動場駐車場	東京都葛飾区新宿六丁目3番2号	無休
	東京都葛飾区新宿六丁目3番20号	無休
葛飾区堀切橋駐車広場	東京都葛飾区堀切二丁目8番2号先(荒川河川敷)	平日
葛飾区木根川橋駐車広場	東京都葛飾区東四つ木三丁目23番1号先(荒川河川敷)	平日
葛飾区第二柴又駐車広場	東京都葛飾区柴又五丁目40番13号先(江戸川河川敷)	平日

備考 表中「平日」とは、日曜日、休日及び土曜日以外の日をいう。

別表第3 (第16条関係)  
(昭60条例9・昭60条例15・昭61条例20・昭62条例14・昭62条例43・昭63条例27・昭63条例44・平2条例41・平4条例41・平5条例1・平7条例73・一部改正、平8条例44・旧別表第2繰下・一部改正、平11条例67・平15条例24・平15条例69・平17条例26・平23条例23・平24条例29・平24条例47・平26条例37・平27条例40・平29条例26・平30条例20・令2条例10・令6条例25・一部改正)

4 その他

施設の種別	貸切りの場合の限度額(1回30分につき)			貸切りでない場合の限度額(1人1回30分につき)
	体育目的で使用する	体育目的以外で使用する場合		
		平日	土曜日	

葛飾区金町公園プール	プール 幼児用プール	東京都葛飾区柴又三丁目2番1号	委員会規則で定める日
------------	------------	-----------------	------------

別表第2 (第2条、第5条関係)  
(平8条例44・追加、平9条例32・平13条例36・平15条例24・平18条例29・平24条例47・平26条例37・平29条例26・令6条例25・一部改正)

名称	位置	休場日
葛飾区奥戸総合スポーツセンター駐車場	東京都葛飾区奥戸七丁目17番1号	毎月の第4水曜日
	東京都葛飾区高砂一丁目2番1号	毎月(7月及び8月を除く。)の第3水曜日
	東京都葛飾区高砂一丁目1番1号	毎月(7月及び8月を除く。)の第3水曜日
葛飾区水元総合スポーツセンター駐車場	東京都葛飾区水元一丁目23番1号	毎月(7月及び8月を除く。)の第2水曜日
葛飾区東新小岩運動場駐車場	東京都葛飾区東新小岩一丁目18番1号	毎月の第1水曜日
葛飾区小菅西公園運動場駐車場	東京都葛飾区小菅一丁目2番1号	毎月の第4水曜日
葛飾区葛飾にいじゅくみらい公園運動場駐車場	東京都葛飾区新宿六丁目3番2号	無休
	東京都葛飾区新宿六丁目3番20号	無休
葛飾区堀切橋駐車広場	東京都葛飾区堀切二丁目8番2号先(荒川河川敷)	平日
葛飾区木根川橋駐車広場	東京都葛飾区東四つ木三丁目23番1号先(荒川河川敷)	平日
葛飾区第二柴又駐車広場	東京都葛飾区柴又五丁目40番13号先(江戸川河川敷)	平日

備考 表中「平日」とは、日曜日、休日及び土曜日以外の日をいう。

別表第3 (第16条関係)  
(昭60条例9・昭60条例15・昭61条例20・昭62条例14・昭62条例43・昭63条例27・昭63条例44・平2条例41・平4条例41・平5条例1・平7条例73・一部改正、平8条例44・旧別表第2繰下・一部改正、平11条例67・平15条例24・平15条例69・平17条例26・平23条例23・平24条例29・平24条例47・平26条例37・平27条例40・平29条例26・平30条例20・令2条例10・令6条例25・一部改正)

4 その他

施設の種別	貸切りの場合の限度額(1回30分につき)			貸切りでない場合の限度額(1人1回30分につき)
	体育目的で使用する	体育目的以外で使用する場合		
		平日	土曜日	

	場合			又は休日	
野球場 (1面)	300 円	1,200 円	1,500 円	1,650 円	
ソフト ボール 場(1 面)	300 円	1,200 円	1,500 円	1,650 円	
少年野 球場又 は少年 硬式野 球場	300 円(中学 生以下 の使用 は、無料 とする。)	1,200 円	1,500 円	1,650 円	
少年ソ フトボ ール場 (1面)	300 円(中学 生以下 の使用 は、無料 とする。)	1,200 円	1,500 円	1,650 円	
球技場 (1面)	300 円(中学 生以下 の使用 は、無料 とする。)	1,200 円	1,500 円	1,650 円	
少年球 技場(1 面)	300 円(中学 生以下 の使用 は、無料 とする。)	1,200 円	1,500 円	1,650 円	
テニス コート (1面)	300 円	1,200 円	1,500 円	1,650 円	
小菅フ ットサ ル場(1 面)	650 円	2,600 円	3,250 円	3,570 円	
堀切フ ットサ ル場(1 面)	300 円	1,200 円	1,500 円	1,650 円	
東金町 多目的 広場(全 面)	900 円(中学 生以下 の使用 は、無料 とする。)	3,600 円	4,500 円	4,950 円	
東金町 多目的	450 円(中学	1,800 円	2,250 円	2,470 円	

	場合			又は休日	
野球場 (1面)	300 円	1,200 円	1,500 円	1,650 円	
ソフト ボール 場(1 面)	300 円	1,200 円	1,500 円	1,650 円	
少年野 球場又 は少年 硬式野 球場	300 円(中学 生以下 の使用 は、無料 とする。)	1,200 円	1,500 円	1,650 円	
少年ソ フトボ ール場 (1面)	300 円(中学 生以下 の使用 は、無料 とする。)	1,200 円	1,500 円	1,650 円	
球技場 (1面)	300 円(中学 生以下 の使用 は、無料 とする。)	1,200 円	1,500 円	1,650 円	
少年球 技場(1 面)	300 円(中学 生以下 の使用 は、無料 とする。)	1,200 円	1,500 円	1,650 円	
テニス コート (1面)	300 円	1,200 円	1,500 円	1,650 円	
小菅フ ットサ ル場(1 面)	650 円	2,600 円	3,250 円	3,570 円	
堀切フ ットサ ル場(1 面)	300 円	1,200 円	1,500 円	1,650 円	
東金町 多目的 広場(全 面)	900 円(中学 生以下 の使用 は、無料 とする。)	3,600 円	4,500 円	4,950 円	
東金町 多目的	450 円(中学	1,800 円	2,250 円	2,470 円	

広場（半 面）	生以下 の使用 は、無料 とする。）						
新宿多 目的広 場（全 面）	900 円（中学 生以下 の使用 は、無料 とする。）	3,60 0円	4,50 0円	4,95 0円			
新宿多 目的広 場（半 面）	450 円（中学 生以下 の使用 は、無料 とする。）	1,80 0円	2,25 0円	2,47 0円			
プール		4,225円			一般(高 校生以 上)	60円	
					小・中学 生	10円	
幼児用 プール		825円			高校生 以上の 同伴者	60円	
ボルダ リング ウォー ール	1,20 0円	4,80 0円	6,00 0円	6,60 0円	一般(高 校生以 上)	100 円	
					小・中学 生	20円	
リード ウォー ール	900 円	3,60 0円	4,50 0円	4,95 0円	一般(高 校生以 上)	100 円	
					小・中学 生	20円	
スピー ドウォ ール	900 円	3,60 0円	4,50 0円	4,95 0円	一般(高 校生以 上)	100 円	
					小・中学 生	20円	
スケー トボー ド場	2,50 0円	10,0 0円	12,5 0円	13,7 50円	一般(高 校生以 上)	125 円	
					小・中学 生	25円	

備考

- 1 ボルダリングウォールの床面積を3分割して貸切り使用する場合の限度額は、ボルダリングウォールの項貸切りの場合の限度額（1回30分につき）の欄に規定する額にその割合を乗じて得た額とする。
- 2 リードウォールの床面積を2分割して貸切り使用する場合の限度額は、リードウォールの項貸切りの場

広場（半 面）	生以下 の使用 は、無料 とする。）						
新宿多 目的広 場（全 面）	900 円（中学 生以下 の使用 は、無料 とする。）	3,60 0円	4,50 0円	4,95 0円			
新宿多 目的広 場（半 面）	450 円（中学 生以下 の使用 は、無料 とする。）	1,80 0円	2,25 0円	2,47 0円			
プール		4,225円			一般(高 校生以 上)	60円	
					小・中学 生	10円	
幼児用 プール		825円			高校生 以上の 同伴者	60円	
ボルダ リング ウォー ール	1,20 0円	4,80 0円	6,00 0円	6,60 0円	一般(高 校生以 上)	100 円	
					小・中学 生	20円	
リード ウォー ール	900 円	3,60 0円	4,50 0円	4,95 0円	一般(高 校生以 上)	100 円	
					小・中学 生	20円	
スピー ドウォ ール	900 円	3,60 0円	4,50 0円	4,95 0円	一般(高 校生以 上)	100 円	
					小・中学 生	20円	
スケー トボー ド場	2,50 0円	10,0 0円	12,5 0円	13,7 50円	一般(高 校生以 上)	125 円	
					小・中学 生	25円	

備考

- 1 ボルダリングウォールの床面積を3分割して貸切り使用する場合の限度額は、ボルダリングウォールの項貸切りの場合の限度額（1回30分につき）の欄に規定する額にその割合を乗じて得た額とする。
- 2 リードウォールの床面積を2分割して貸切り使用する場合の限度額は、リードウォールの項貸切りの場

合の限度額（1回30分につき）の欄に規定する額にその割合を乗じて得た額とする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

- 3 スピードウォールの床面積を2分割して貸切り使用する場合の限度額は、スピードウォールの項貸切りの場合の限度額（1回30分につき）の欄に規定する額にその割合を乗じて得た額とする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 4 球技場（1面）、小菅フットサル場（1面）、堀切フットサル場（1面）、東金町多目的広場（全面）、東金町多目的広場（半面）、新宿多目的広場（全面）及び新宿多目的広場（半面）の貸切り使用の使用者が、営利を目的とする場合の限度額は、当該施設の限度額の100分の200相当額とする。

別表第4（第16条関係）

（平13条例36・全改、平15条例24・平17条例26・平18条例29・平24条例47・平26条例37・平29条例26・令6条例25・一部改正）

名称	限度額		
	駐車時間30分まで	30分を超える駐車時間30分までごとに	1日1回につき
葛飾区奥戸総合スポーツセンター駐車場	無料	100円	
葛飾区水元総合スポーツセンター駐車場	無料	100円	
葛飾区東新小岩運動場駐車場	400円	400円	
葛飾区小菅西公園フットサル場駐車場	無料	100円	
葛飾区葛飾にいじゅくみらい公園運動場駐車場	無料	100円	
葛飾区堀切橋駐車広場			500円
葛飾区木根川橋駐車広場			500円
葛飾区第二柴又駐車広場			大型車 2,000円 大型車以外 500円

備考 大型車とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車をいう。

合の限度額（1回30分につき）の欄に規定する額にその割合を乗じて得た額とする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

- 3 スピードウォールの床面積を2分割して貸切り使用する場合の限度額は、スピードウォールの項貸切りの場合の限度額（1回30分につき）の欄に規定する額にその割合を乗じて得た額とする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 4 球技場（1面）、小菅フットサル場（1面）、堀切フットサル場（1面）、東金町多目的広場（全面）、東金町多目的広場（半面）、新宿多目的広場（全面）及び新宿多目的広場（半面）の貸切り使用の使用者が、営利を目的とする場合の限度額は、当該施設の限度額の100分の200相当額とする。

別表第4（第16条関係）

（平13条例36・全改、平15条例24・平17条例26・平18条例29・平24条例47・平26条例37・平29条例26・令6条例25・一部改正）

名称	限度額		
	駐車時間30分まで	30分を超える駐車時間30分までごとに	1日1回につき
葛飾区奥戸総合スポーツセンター駐車場	無料	100円	
葛飾区水元総合スポーツセンター駐車場	無料	100円	
葛飾区東新小岩運動場駐車場	400円	400円	
葛飾区小菅西公園運動場駐車場	無料	100円	
葛飾区葛飾にいじゅくみらい公園運動場駐車場	無料	100円	
葛飾区堀切橋駐車広場			500円
葛飾区木根川橋駐車広場			500円
葛飾区第二柴又駐車広場			大型車 2,000円 大型車以外 500円

備考 大型車とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車をいう。

葛飾区立宝木塚小学校建築工事請負契約締結について

学校施設整備担当課

1 工事の目的

改築を進めている葛飾区立宝木塚小学校について、新校舎の建築工事を行う。

2 契約の概要

(1) 工事件名

葛飾区立宝木塚小学校建築工事

(2) 工事箇所

葛飾区宝町二丁目29番23号

(3) 契約の方法

施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

(4) 予定価格

46億3,981万1,000円

(5) 契約金額

46億3,100万円

(6) 契約の相手

東京都葛飾区お花茶屋一丁目3番5号

永井・大徳・東葛長谷建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都葛飾区お花茶屋一丁目3番5号

永井建設株式会社

代表取締役 永井孝志

構成員 東京都葛飾区堀切四丁目53番3号

株式会社大徳工務店

代表取締役 齊藤德行

構成員 東京都葛飾区金町二丁目3番3号

株式会社東葛長谷工務店

代表取締役 長 谷 亘

(7) 工期

契約締結の日の翌日から令和10年10月31日まで

3 工事の概要

葛飾区立宝木塚小学校建築工事

(1) 敷地面積 8,664.14平方メートル

(2) 校舎棟建築構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上4階建

建築面積 2,679.20平方メートル

延べ面積 7,762.45平方メートル

高さ 14.93メートル

(3) 主要諸室等 1階 昇降口、主事室、事務室、職員室、校長室、教育相談室、保健室、校内サポートルーム、特別支援教室、会議室、多目的室、地域連携室、給食室、学童保育クラブ、わくわくチャレンジ広場室

2階 体育館、普通教室、少人数教室、理科室兼生活科室、音楽室、備蓄倉庫、放送室

3階 普通教室、少人数教室、図工室、多目的室、学習センター（学校図書館）

4階 普通教室、少人数教室、家庭科室、多目的室（ランチルーム）

4 参考資料

(1) 案内図

別紙1のとおり

(2) 配置図及び各階平面図等

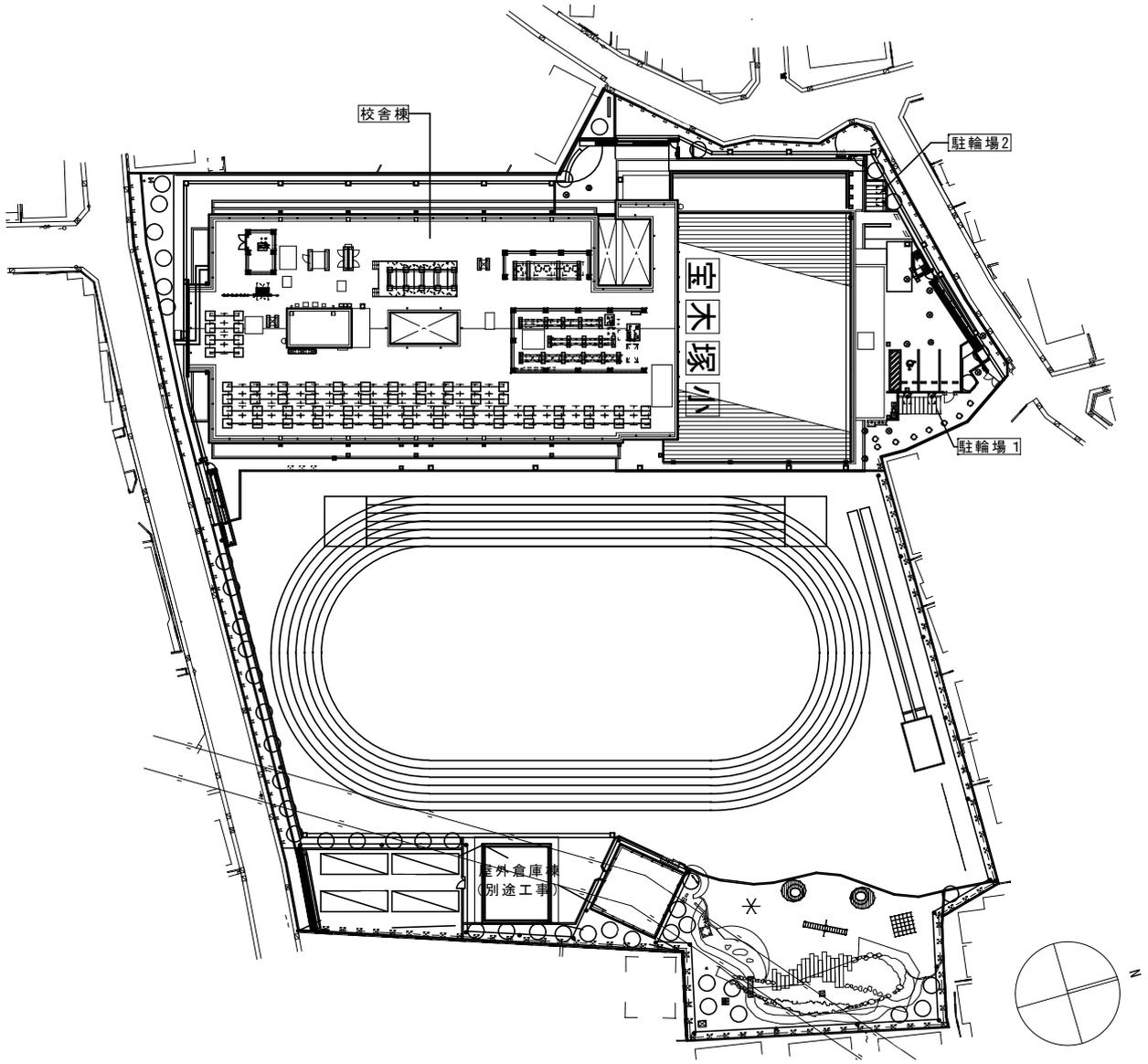
別紙2のとおり

案内図



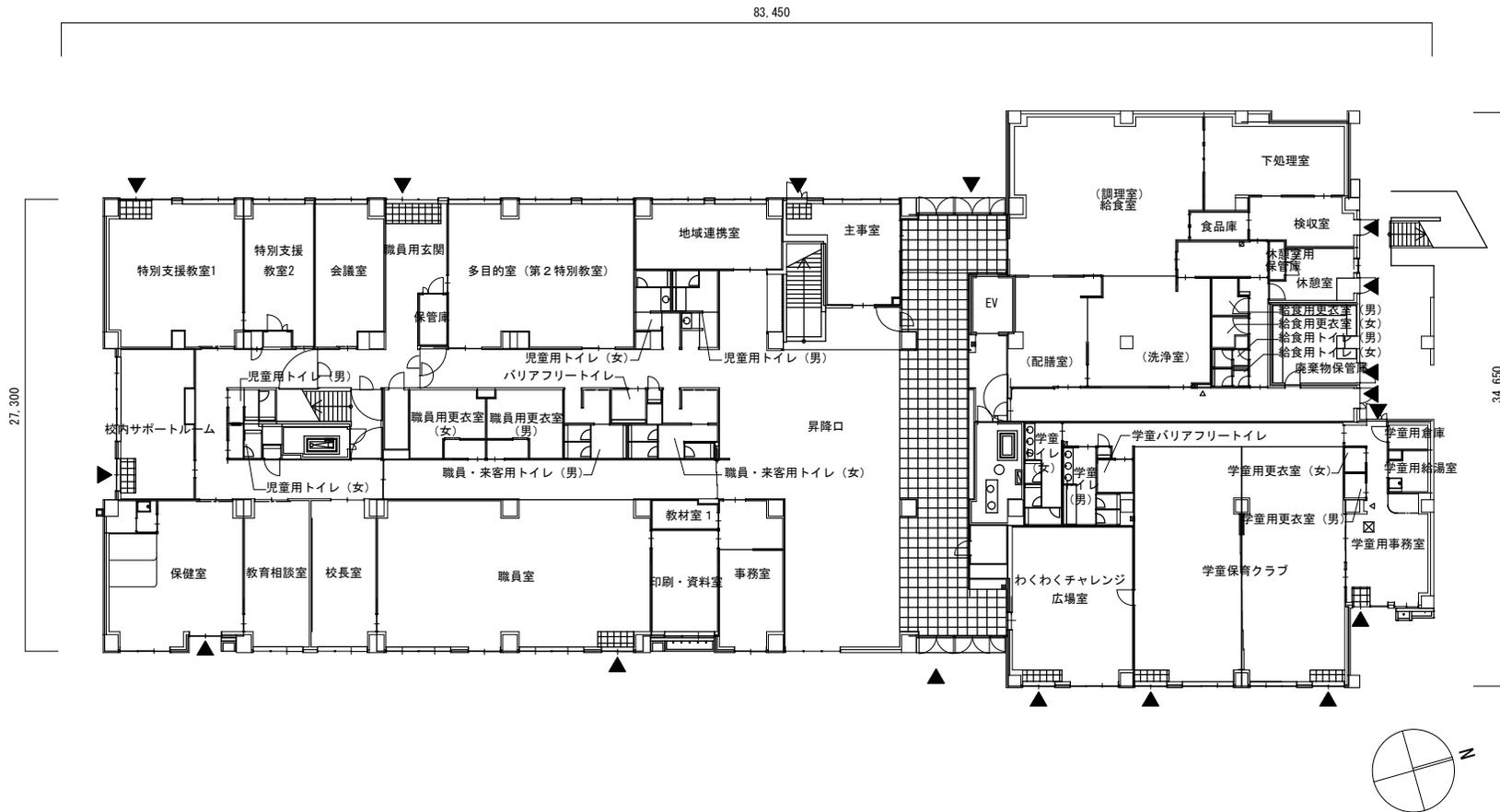
葛飾区立宝木塚小学校建築工事

配置図



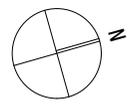
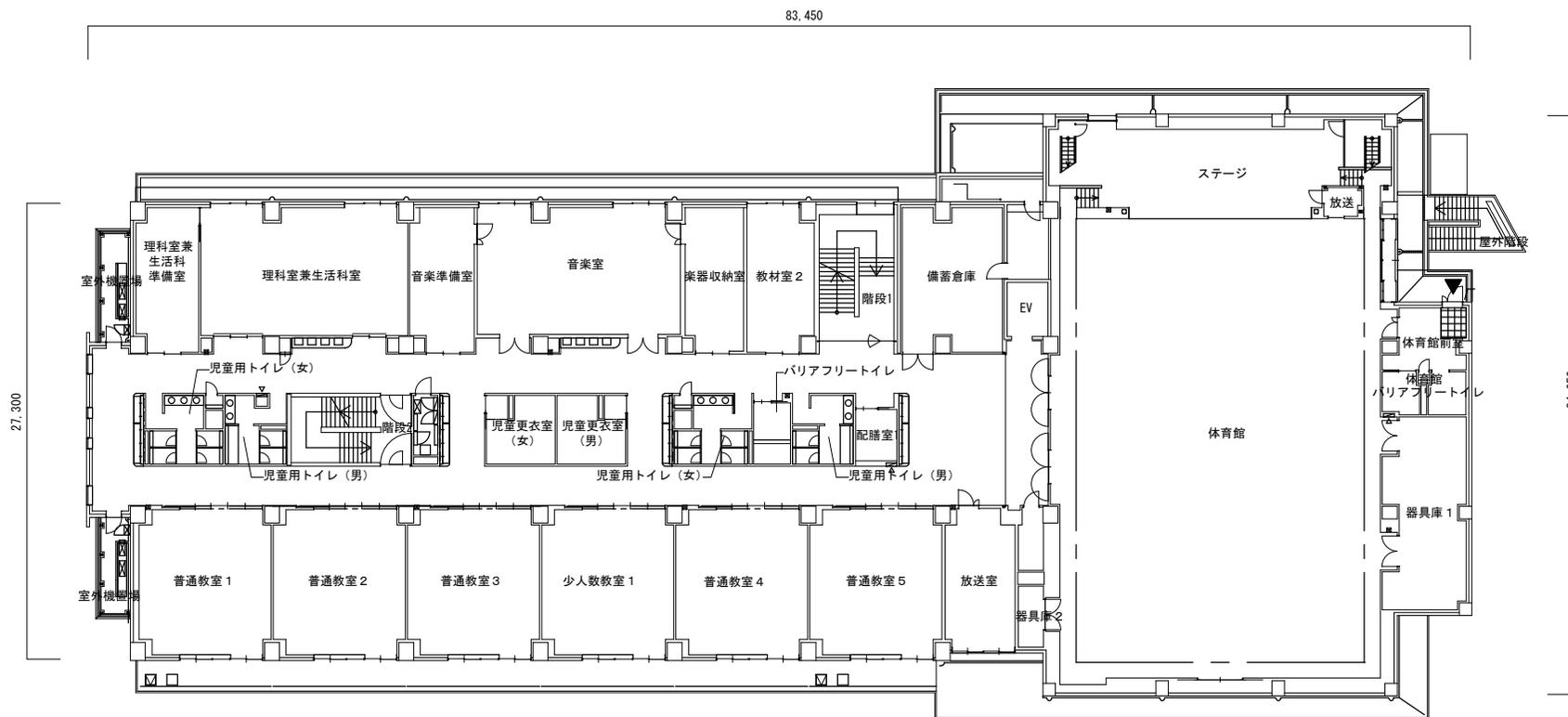
葛飾区立宝木塚小学校建築工事

# 1階平面図



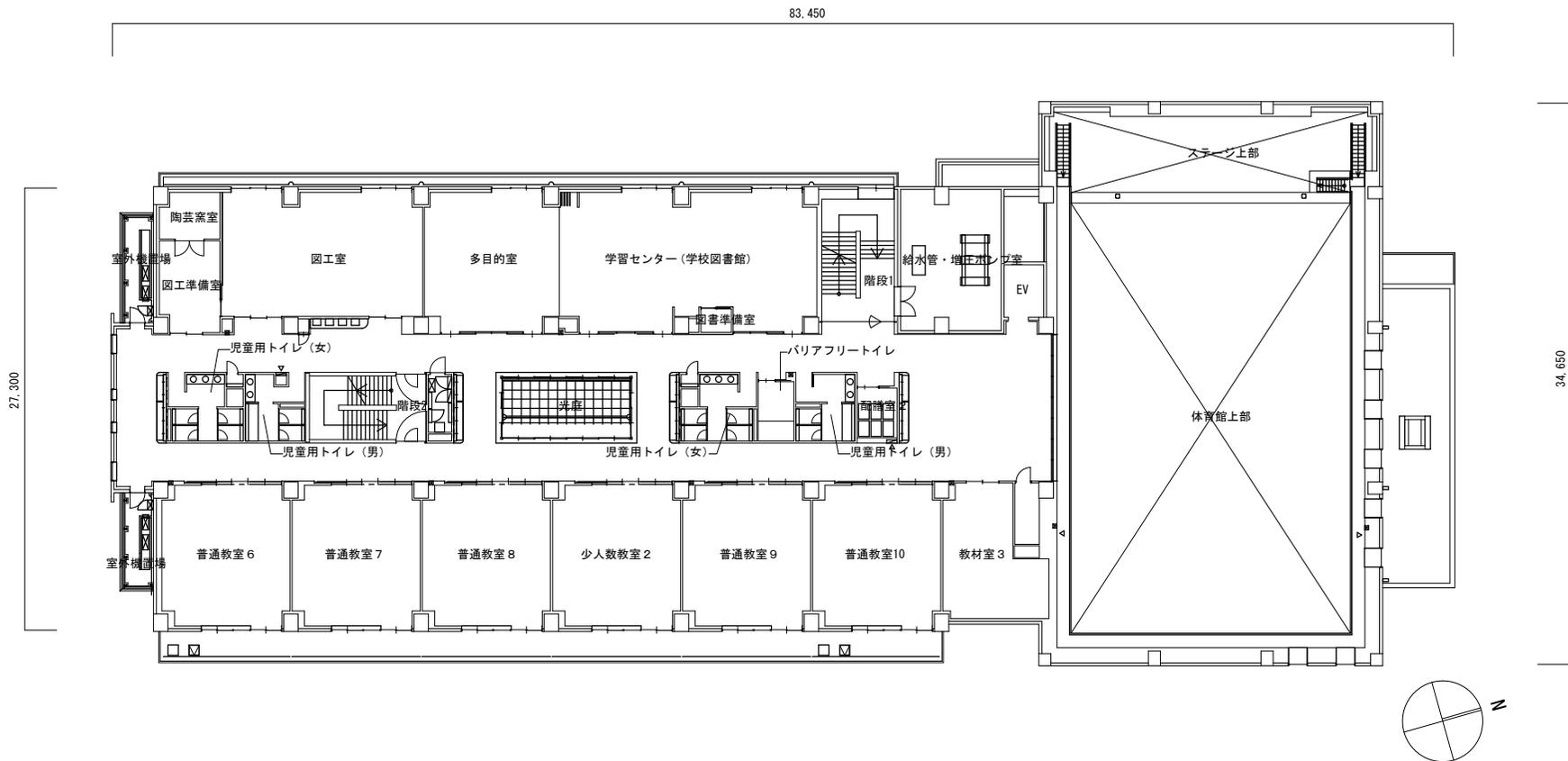
葛飾区立宝木塚小学校建築工事

# 2階平面図



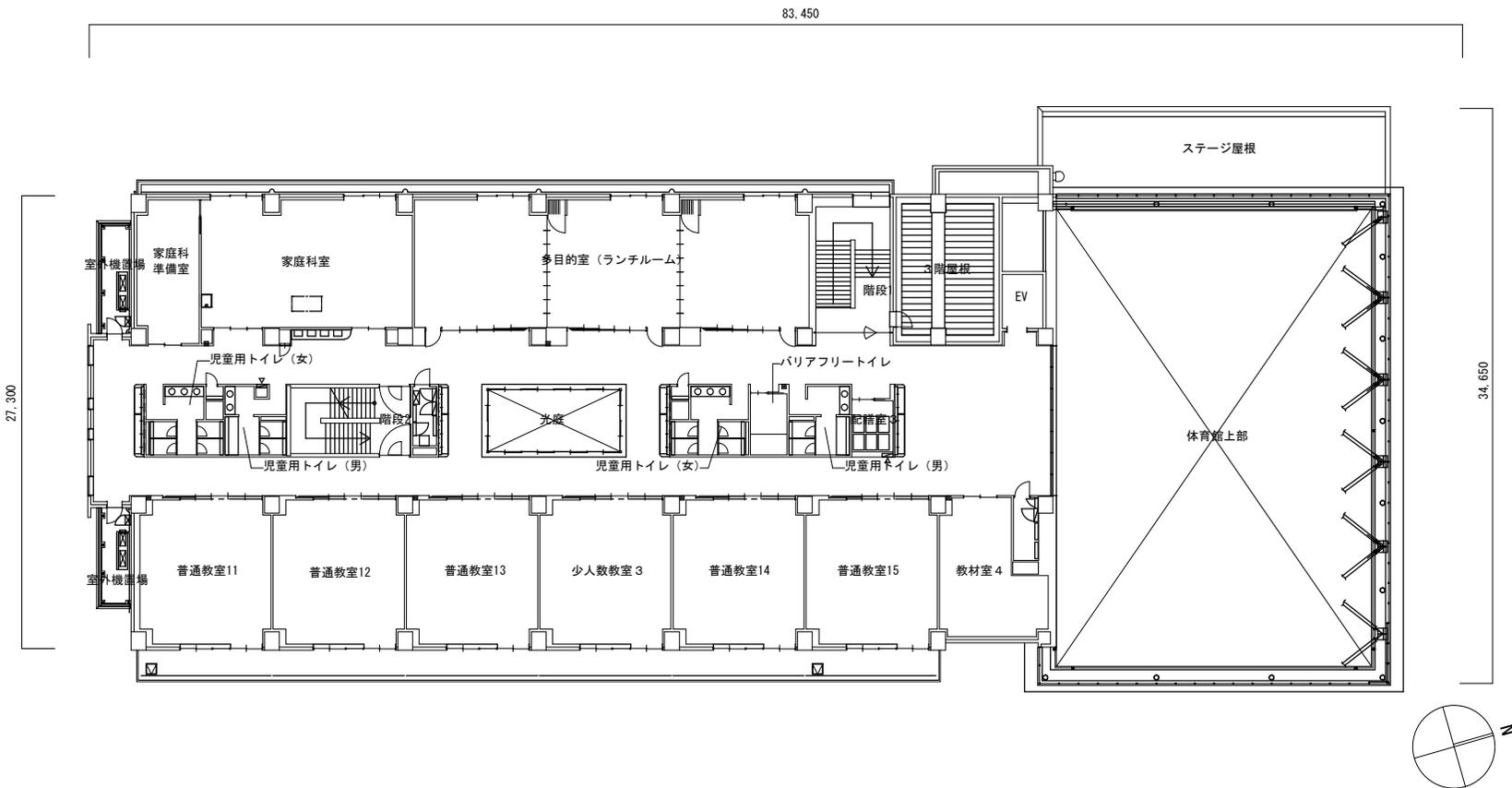
## 葛飾区立宝木塚小学校建築工事

# 3階平面図



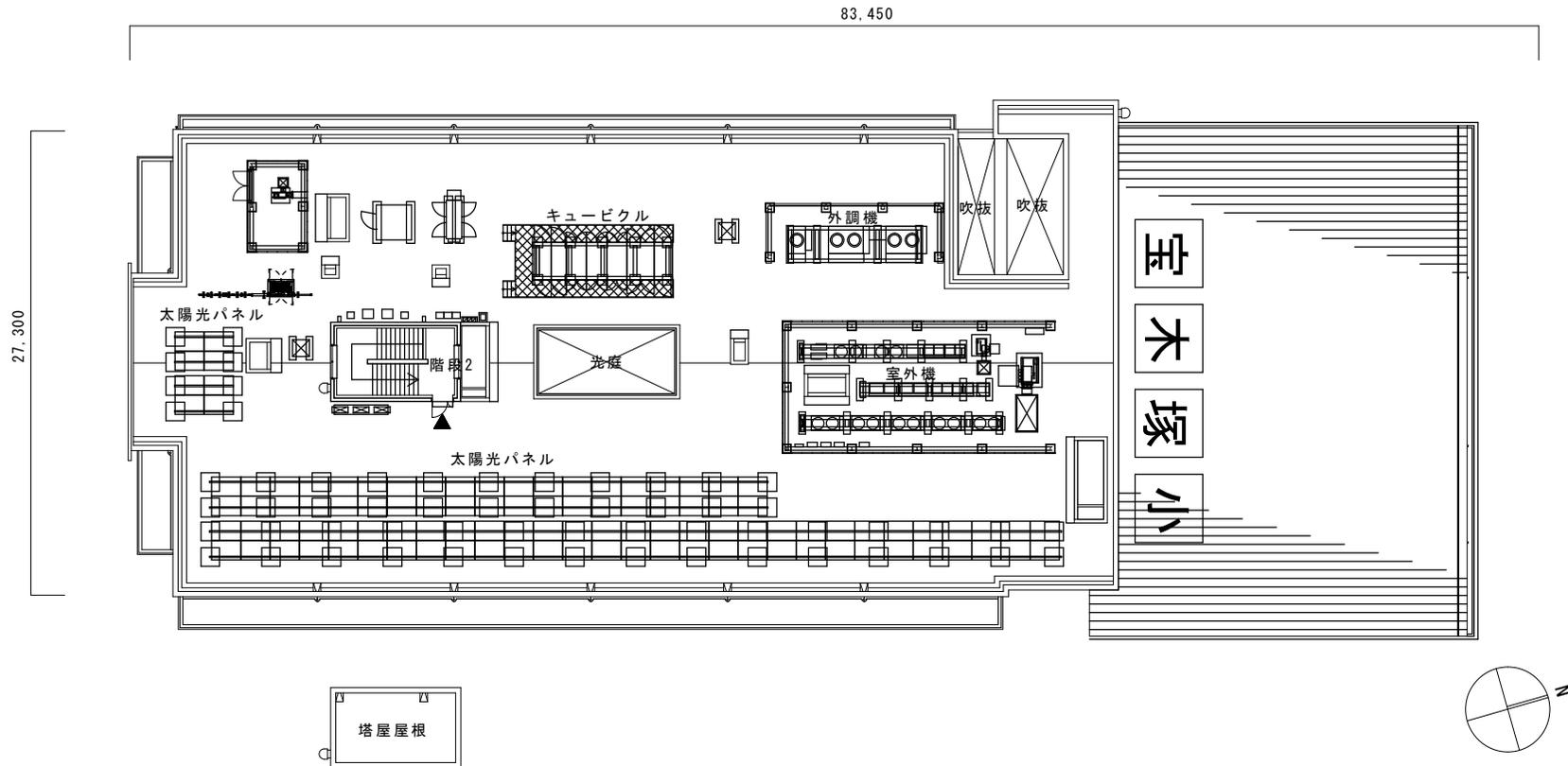
## 葛飾区立宝木塚小学校建築工事

# 4階平面図



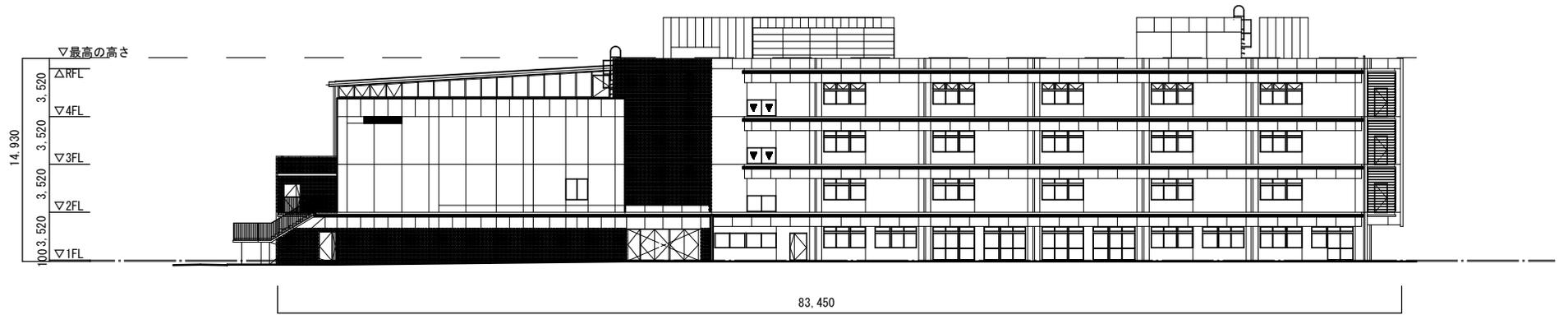
葛飾区立宝木塚小学校建築工事

# 屋上平面図

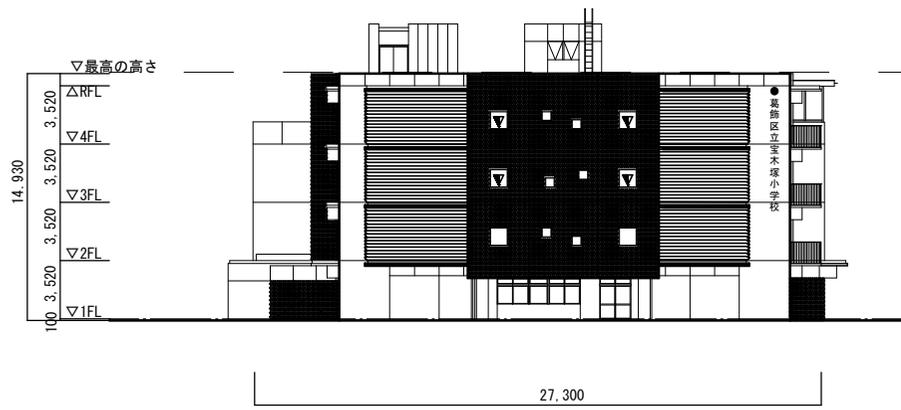


葛飾区立宝木塚小学校建築工事

# 西側立面図

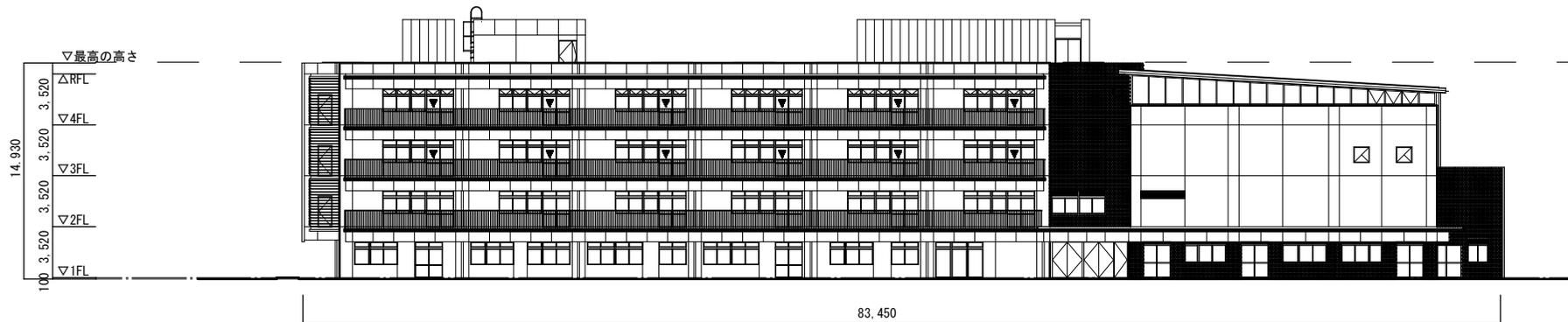


# 南側立面図

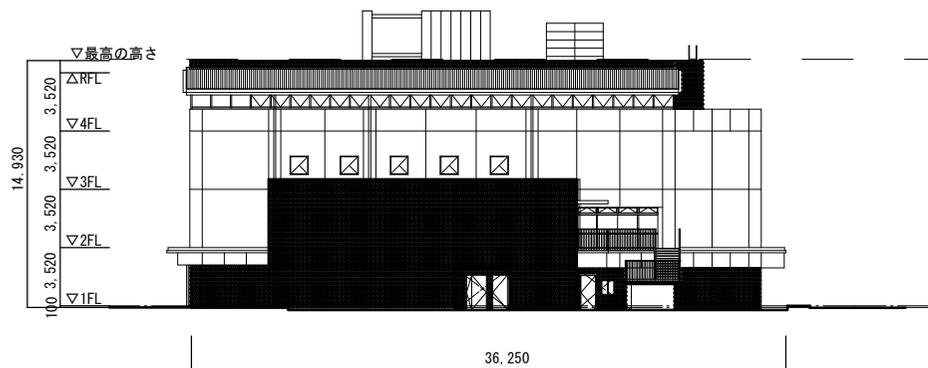


葛飾区立宝木塚小学校建築工事

# 東側立面図



# 北側立面図



葛飾区立宝木塚小学校建築工事

外観パース



葛飾区立宝木塚小学校建築工事

葛飾区立四ツ木中学校既存校舎等解体工事請負契約締結について

学校施設整備担当課

1 工事の目的

改築を進めている葛飾区立四ツ木中学校について、新校舎の建設に先立ち、既存校舎等解体工事を行う。

2 契約の概要

(1) 工事件名

葛飾区立四ツ木中学校既存校舎等解体工事

(2) 工事箇所

葛飾区四つ木四丁目22番1号

(3) 契約の方法

施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

(4) 予定価格

2億3,108万8,000円

(5) 契約金額

2億240万円

(6) 契約の相手

東京都葛飾区西水元一丁目17番12号

株式会社高田工業

代表取締役 高田英生

(7) 工期

契約締結の日の翌日から令和8年10月2日まで

3 工事の概要

(1) 解体・撤去工事

校舎棟

構 造 鉄筋コンクリート造地上3階建て

建築面積 1,329.00平方メートル

延べ面積 3,988.53平方メートル

高 さ 11.60メートル

(2) その他付属棟の解体 一式

(3) 外構撤去工事 一式

4 参考資料

(1) 案内図

別紙1のとおり

(2) 配置図及び各階平面図

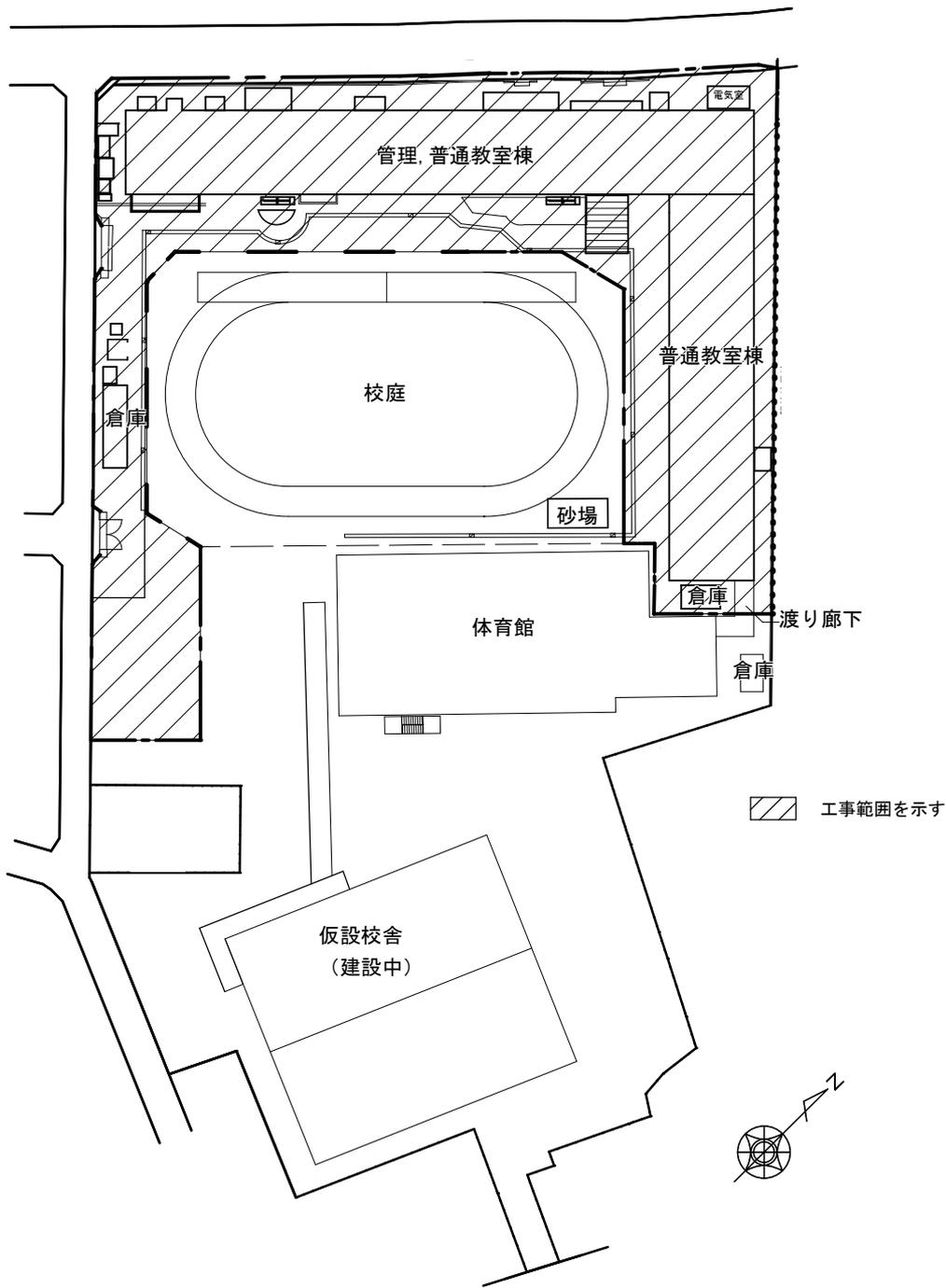
別紙2のとおり

案内図



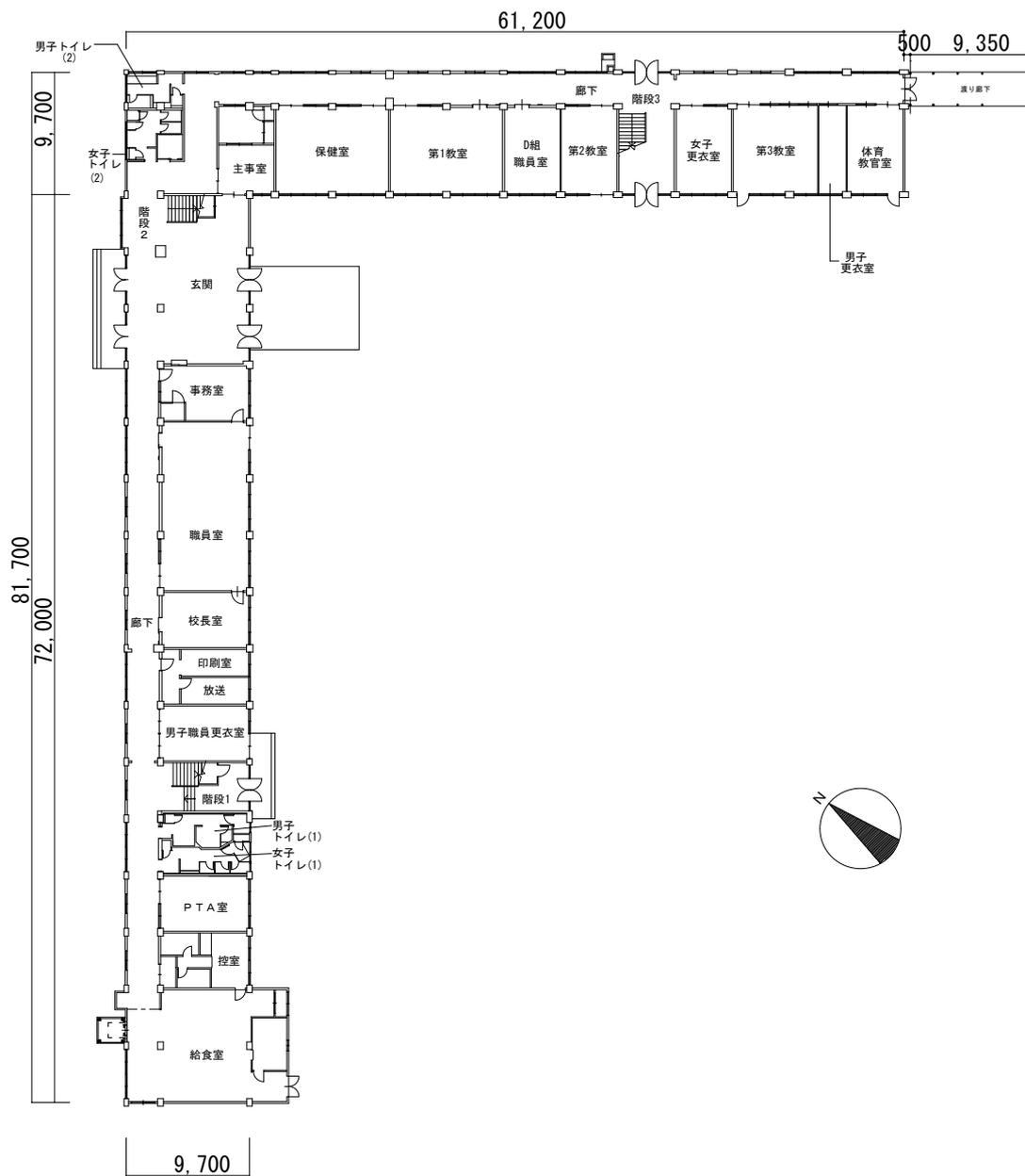
葛飾区立四ツ木中学校既存校舎等解体工事

配置図



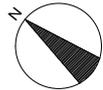
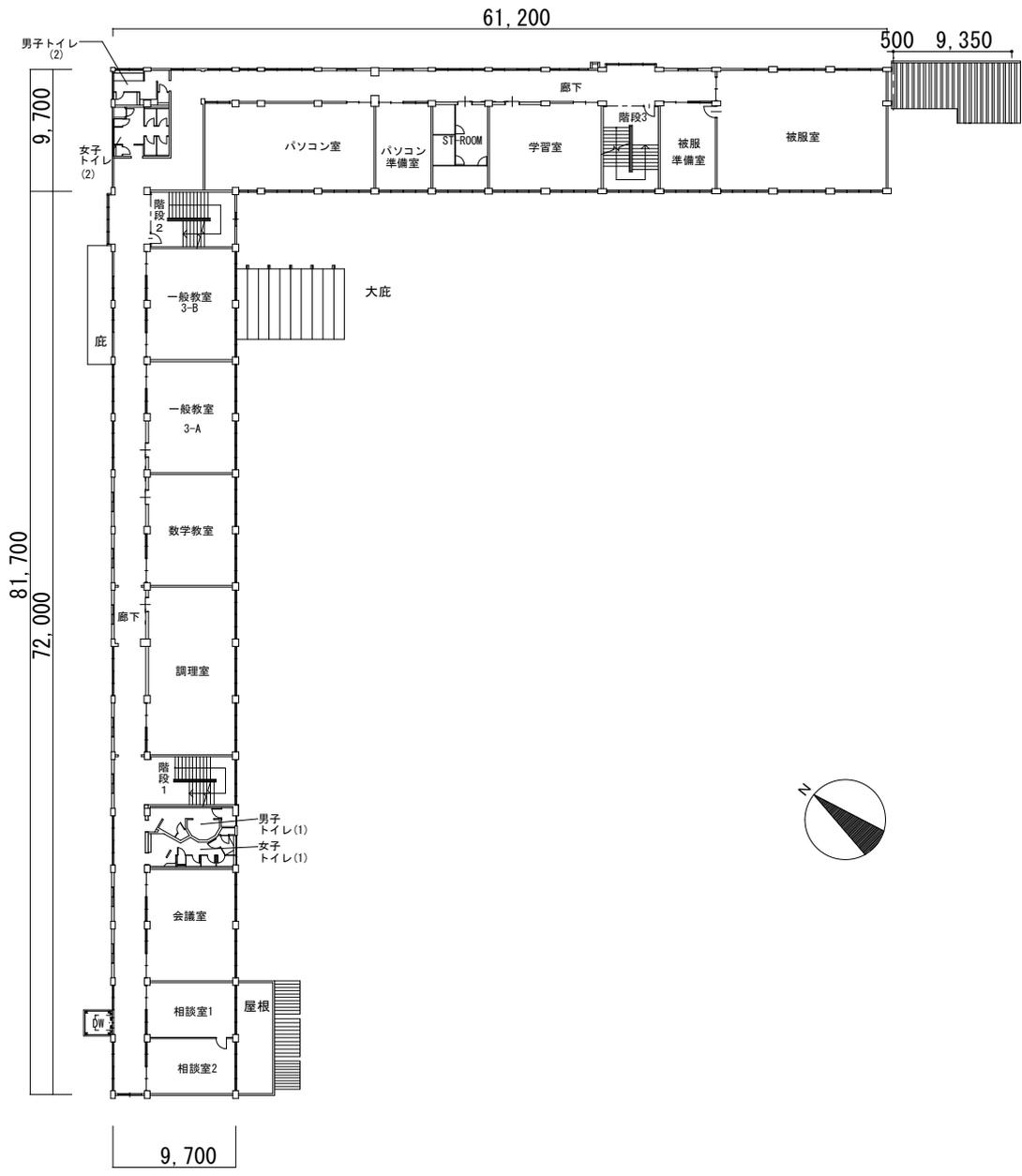
葛飾区立四ツ木中学校既存校舎等解体工事

# 1階平面図



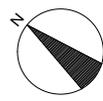
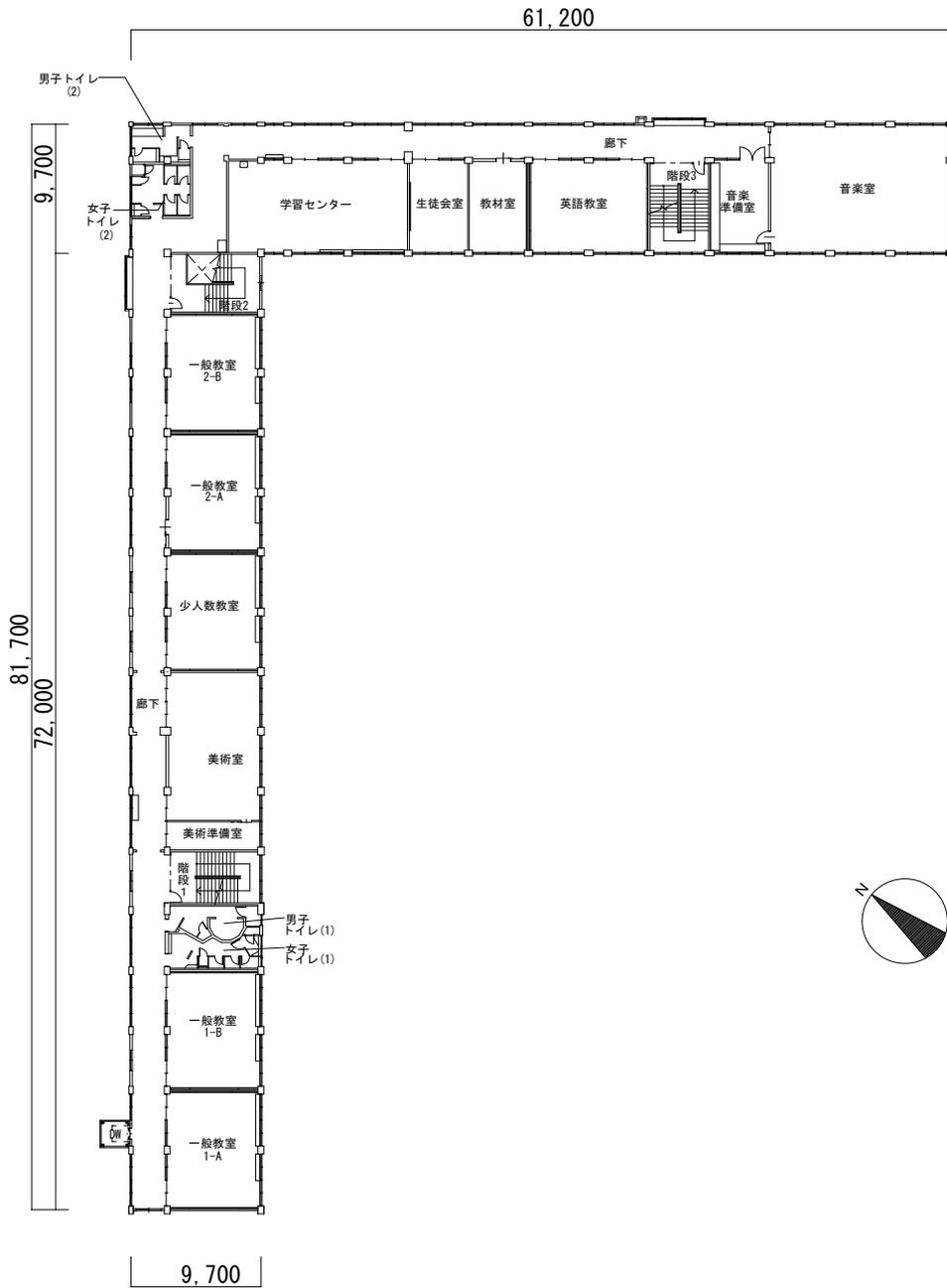
葛飾区立四ツ木中学校既存校舎等解体工事

# 2階平面図



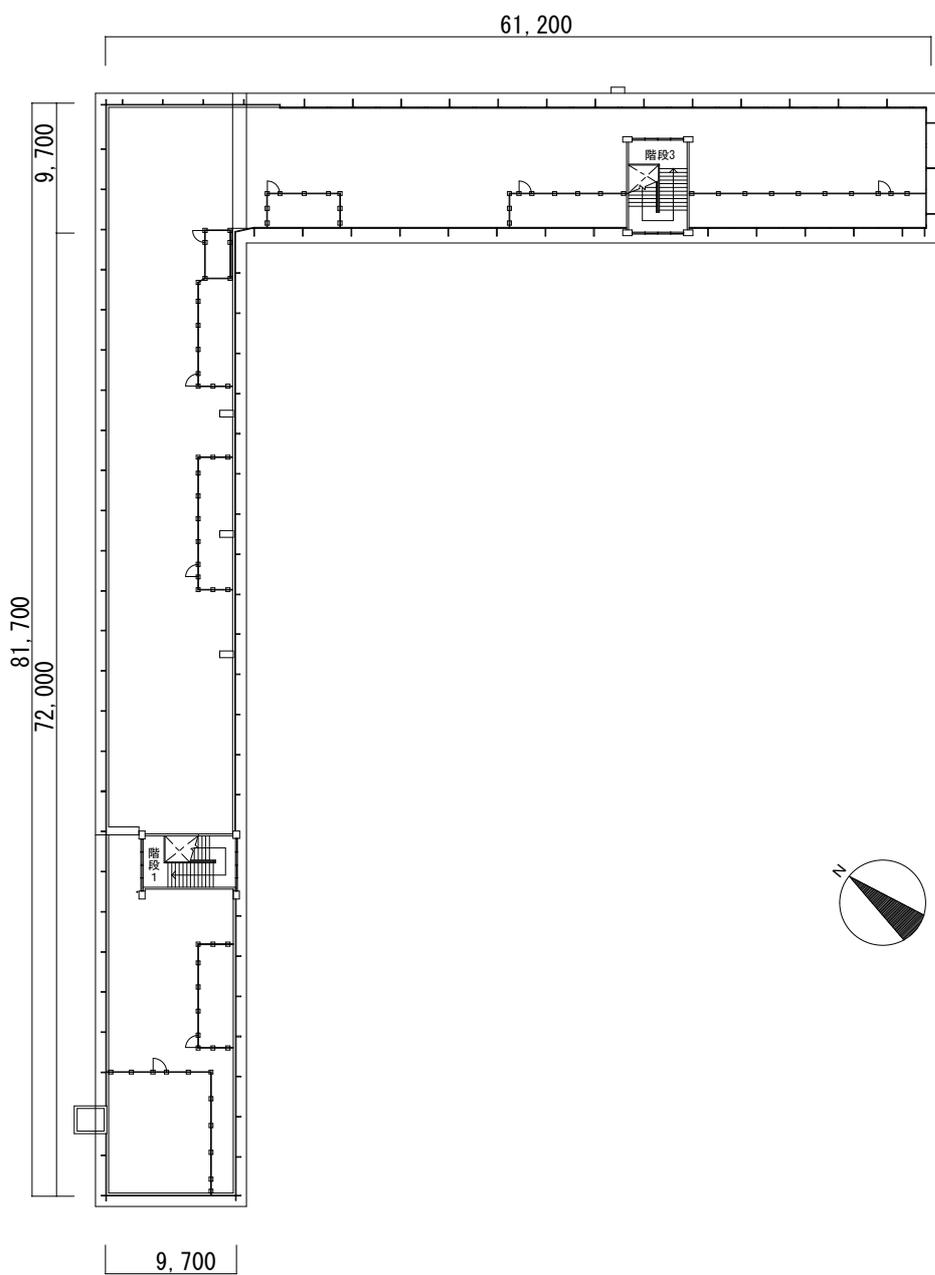
葛飾区立四ツ木中学校既存校舎等解体工事

# 3階平面図



葛飾区立四ツ木中学校既存校舎等解体工事

# 屋上平面図



葛飾区立四ツ木中学校既存校舎等解体工事

葛飾区立二上小学校改築に伴う什器等の買入れについて

学務課

1 買入れの目的

葛飾区立二上小学校改築に伴い、以下のとおり物品を買い入れるもの

2 契約の概要

(1) 買入れ物件

葛飾区立二上小学校改築に伴う什器等 3,183点

(2) 買入れの方法

制限付一般競争入札による契約

(3) 予定価格

1億1,418万4,135円

(4) 買入れ金額

1億1,292万8,376円

(5) 買入れの相手

東京都葛飾区東立石三丁目13番7号

株式会社小林平和堂

代表取締役社長 小林 伸 好

(6) 納期

令和8年3月13日

3 買入れ物件の内訳

別紙「購入物品一覧」のとおり

## 購入物品一覧

No.	フロア名	エリア名	品名	数量	単位
1	2階	校長室	チェア	1	脚
2	1階	事務室	ファイリングキャビネット	1	台
3	2階	児童更衣室①・②	ロビーチェア	1	脚
4	2階	児童更衣室①・②	ロビーチェア	1	脚
5	2階	器具庫1・器具庫2・器具庫3	中量棚	2	台
6	2階	器具庫1・器具庫2・器具庫3	中量棚	1	台
7	3～4階	教材室	中量棚	1	台
8	2階	印刷資料室	中量棚	1	台
9	3～4階	教材室	中量棚	5	台
10	2階	印刷資料室	中量棚	1	台
11	3～4階	教材室	中量棚	6	台
12	1階	会議室	チェアポーター	2	台
13	4階	多目的室①～③	チェアポーター	4	台
14	4階	ミーティングルーム	チェアポーター	1	台
15	2階	印刷資料室	マップマスター	1	台
16	2階	印刷資料室	マップマスター用ベース	1	台
17	2階	印刷資料室	マップマスター用スタンド	1	台
18	3階	音楽室	指揮台	1	台
19	3階	図工準備室	粘土作品乾燥棚	1	台
20	3階	図工室	糸のこ台	6	台
21	3～4階	教材室	ロール紙整理スタンド	2	台
22	2階	器具庫1・器具庫2・器具庫3	マルチひな段	2	台
23	1階	保健室	回診車	1	台
24	1階	保健室	薬品ワゴン	1	台
25	3階	図工室	教師用美術机	1	台
26	3階	図工室	生徒用美術机	7	台
27	3階	図工準備室	ワークテーブル	2	台
28	3階	図工室	角椅子	42	脚
29	3階	図工室	角椅子	1	脚
30	2階	体育館ステージ・アリーナ	講演台	1	組
31	2階	体育館ステージ・アリーナ	講義卓	1	台
32	2階	体育館ステージ・アリーナ	講演台カバー	1	枚
33	1階	事務室	脇デスク	2	台
34	2階	職員室	脇デスク	2	台
35	1階	事務室	片袖デスク	4	台
36	1階	保健室	片袖デスク	2	台
37	1階	主事室	片袖デスク	1	台
38	1階	教育相談室	片袖デスク	1	台
39	1階	教材兼職員控室	片袖デスク	5	台
40	2階	職員室	平デスク	2	台
41	3階	音楽室	平デスク	1	台

No.	フロア名	エリア名	品名	数量	単位
42	2～4階	普通教室(15ヶ所)・少人数教室(3ヶ所)	平デスク	18	台
43	2階	職員室	平デスク	36	台
44	1階	校内適応教室	平デスク	1	台
45	1階	特別支援学級1～4	平デスク	4	台
46	3階	特別支援教室	平デスク	2	台
47	2階	職員室	プリンターデスク	2	台
48	2～4階	普通教室(15ヶ所)・少人数教室(3ヶ所)	スタンダードワゴン	18	台
49	3階	音楽室	スタンダードワゴン	1	台
50	1階	主事室	スタンダードワゴン	1	台
51	2階	職員室	スタンダードワゴン	4	台
52	2階	職員室	スタンダードワゴン	36	台
53	1階	校内適応教室	スタンダードワゴン	1	台
54	1階	特別支援学級1～4	スタンダードワゴン	4	台
55	3階	特別支援教室	スタンダードワゴン	2	台
56	2階	職員室	コンパクトワゴン	36	台
57	2階	放送室(ライブスタジオ)	サークルテーブル	1	台
58	2階	職員室	テレフォンアーム	2	個
59	1階	事務室	テレフォンアーム	1	個
60	1階	保健室	テレフォンアーム	1	個
61	1階	主事室	テレフォンアーム	1	個
62	2階	職員室	オフィスチェア	36	脚
63	2階	職員室	オフィスチェア	2	脚
64	2階	校長室	オフィスチェア	8	脚
65	1階	事務室	オフィスチェア	4	脚
66	1階	校内適応教室	オフィスチェア	1	脚
67	1階	保健室	オフィスチェア	2	脚
68	1階	主事室	オフィスチェア	7	脚
69	1階	教育相談室	オフィスチェア	1	脚
70	1階	教材兼職員控室	オフィスチェア	5	脚
71	1階	特別支援学級1～4	オフィスチェア	4	脚
72	2～4階	普通教室(15ヶ所)・少人数教室(3ヶ所)	オフィスチェア	18	脚
73	3階	音楽室	オフィスチェア	1	脚
74	3階	特別支援教室	オフィスチェア	2	脚
75	3階	特別支援教室	パネル用安定脚(両面)	1	組
76	3階	特別支援教室	パネル用安定脚(片面)	1	組
77	3階	特別支援教室	パネル用ストレートジョイント金具	10	個
78	3階	特別支援教室	パネル用Lジョイント金具	2	組
79	3階	特別支援教室	パネル用エンドカバー	6	個
80	3階	特別支援教室	パネル(クロス張り)	1	台
81	3階	特別支援教室	パネル(クロス張り)	8	台
82	3階	特別支援教室	パネル(クロス張り)	5	台
83	3階	特別支援教室	パネル(クロス張り)	2	台
84	3階	特別支援教室	パネル(クロス張り)	2	台

No.	フロア名	エリア名	品名	数量	単位
85	1階	事務室	小型耐火金庫	1	台
86	2階	職員室	耐火金庫	1	台
87	1階	保健室	2枚引違い書庫	2	台
88	2階	職員室	ラテラルキャビネット	3	台
89	1階	給食室/休憩室・洗濯・更衣室(男)・(女)・書庫	スチール3枚引違い書庫	1	台
90	1階	給食室/休憩室・洗濯・更衣室(男)・(女)・書庫	透明3枚引違い書庫	1	台
91	1階	給食室/休憩室・洗濯・更衣室(男)・(女)・書庫	ベース	1	台
92	1階	教育相談室	スチール3枚引違い書庫	3	台
93	1階	教材兼職員控室	スチール3枚引違い書庫	2	台
94	3～4階	教材室	スチール3枚引違い書庫	8	台
95	1階	教育相談室	透明3枚引違い書庫	4	台
96	1階	教材兼職員控室	透明3枚引違い書庫	2	台
97	3～4階	教材室	透明3枚引違い書庫	8	台
98	2階	職員室	ベース	3	台
99	1階	保健室	ベース	2	台
100	1階	教育相談室	ベース	4	台
101	1階	教材兼職員控室	ベース	2	台
102	3～4階	教材室	ベース	8	台
103	1階	会議室	シューズボックス	1	台
104	1階	地域連携室	シューズボックス	1	台
105	1階	給食室/玄関	シューズボックス	1	台
106	1階	教育相談室	スモークトレキャビネット	1	台
107	1階	保健室	天板	2	台
108	2階	職員室	天板	3	台
109	1階	教育相談室	システムロッカー	1	台
110	1階	事務室	システムロッカー	2	台
111	1階	給食室/休憩室・洗濯・更衣室(男)・(女)・書庫	システムロッカー	2	台
112	1階	職員更衣①・②	システムロッカー	19	台
113	1階	給食室/休憩室・洗濯・更衣室(男)・(女)・書庫	システムロッカー	2	台
114	1階	主事室	システムロッカー	1	台
115	2階	職員室	ビジネスキッチン	1	台
116	1階	主事室	ビジネスキッチン	1	台
117	3～4階	教材室	ミーティングチェア	4	脚
118	3～4階	教材室	ミーティングチェア	4	脚
119	4階	多目的室①～③	ミーティングチェア	126	脚
120	4階	ミーティングルーム	ミーティングチェア	24	脚
121	1階	会議室	ミーティングチェア	42	脚
122	1階	地域連携室	ミーティングチェア	12	脚
123	2階	職員室	ミーティングチェア	4	脚
124	1階	交流ホール	ミーティングチェア専用台車	1	台
125	1階	給食室/休憩室・洗濯・更衣室(男)・(女)・書庫	ミーティングチェア	8	脚
126	1階	交流ホール	ミーティングチェア	8	脚
127	1階	交流ホール	ミーティングチェア	8	脚

No.	フロア名	エリア名	品名	数量	単位
128	1階	交流ホール	ミーティングチェア	8	脚
129	1階	交流ホール	ミーティングチェア	8	脚
130	2階	学習センター(学校図書館)	ミーティングチェア	2	脚
131	2階	放送室(ライブスタジオ)	ミーティングチェア	5	脚
132	1階	教育相談室	ミーティングチェア	6	脚
133	1階	給食室/休憩室・洗濯・更衣室(男)・(女)・書庫	ミーティングテーブル	1	台
134	1階	主事室	ミーティングテーブル	1	台
135	2階	職員室	ミーティングテーブル	1	台
136	4階	多目的室①～③	ミーティングテーブル	21	台
137	1階	交流ホール	ミーティングテーブル	4	台
138	2階	器具庫1・器具庫2・器具庫3	折畳みテーブル用台車	2	台
139	2階	校長室	ミーティングテーブル	1	台
140	4階	家庭科準備室	ミーティングテーブル	1	台
141	3～4階	教材室	ミーティングテーブル	2	台
142	4階	家庭科準備室	ミーティングテーブル	1	台
143	3階	音楽準備室	ミーティングテーブル	1	台
144	2階	器具庫1・器具庫2・器具庫3	折畳みテーブル	20	台
145	1階	校内適応教室	スタックテーブル	5	台
146	1階	会議室	スタックテーブル	14	台
147	1階	地域連携室	スタックテーブル	4	台
148	1階	主事室	スタックテーブル	1	台
149	1階	教育相談室	ホワイトボード	1	台
150	1階	昇降口	案内板	2	台
151	2階	地域開放玄関	案内板	1	台
152	1階	校内適応教室	ホワイトボード	2	台
153	1階	会議室	ホワイトボード	1	台
154	1階	地域連携室	ホワイトボード	1	台
155	2階	器具庫1・器具庫2・器具庫3	ホワイトボード	1	台
156	4階	多目的室①～③	ホワイトボード	3	台
157	4階	ミーティングルーム	ホワイトボード	1	台
158	1階	保健室	ホワイトボード	1	台
159	1階	交流ホール	ホワイトボード	4	台
160	3階	特別支援教室	ホワイトボード	1	台
161	1階	特別支援学級1～4	ホワイトボード	8	台
162	3階	特別支援教室	ホワイトボード	2	台
163	2階	学習センター(学校図書館)	スツール	1	脚
164	2階	学習センター(学校図書館)	スツール	1	脚
165	2階	学習センター(学校図書館)	スツール	1	脚
166	2階	学習センター(学校図書館)	スツール	1	脚
167	2階	学習センター(学校図書館)	スツール	1	脚
168	1階	教育相談室	ロビーチェア	1	脚
169	1階	教育相談室	ロビーチェア	1	脚
170	1階	教育相談室	センターテーブル	1	台

No.	フロア名	エリア名	品名	数量	単位
171	1階	職員更衣①・②	長椅子	1	脚
172	1階	職員更衣①・②	長椅子	2	脚
173	2階	校長室	両袖デスク	1	台
174	2階	校長室	コートハンガー	1	台
175	1階	地域連携室	コートハンガー	1	台
176	1階	会議室	コートハンガー	2	台
177	4階	家庭科準備室	ミーティングチェア	4	脚
178	1階	保健室	ミーティングチェア	6	脚
179	2階	学習センター(学校図書館)	ミーティングチェア	14	脚
180	2階	学習センター(学校図書館)	ミーティングチェア	14	脚
181	2階	学習センター(学校図書館)	ミーティングチェア	14	脚
182	1階	教育相談室	aoテーブル	1	台
183	1階	教育相談室	インテリアスクリーン	2	台
184	1階	保健室	軽量棚	1	台
185	1階	教材兼職員控室	軽量棚	1	台
186	1階	教材兼職員控室	軽量棚	3	台
187	3階	理科準備室	実習用テーブル	1	台
188	3階	理科準備室	実習用テーブル	1	台
189	3階	特別支援教室	ハンギングトレイ	2	個
190	2階	学習センター(学校図書館)	雑誌架	1	台
191	2階	学習センター(学校図書館)	ブックラック	2	台
192	1階	校内適応教室	システム戸棚	1	台
193	1階	校内適応教室	掃除用具入れ	1	台
194	2階	児童更衣室①・②	掃除用具入れ	2	台
195	2階	学習センター(学校図書館)	掃除用具入れ	1	台
196	1階	保健室	掃除用具入れ	1	台
197	1階	職員玄関	掃除用具入れ	1	台
198	3階	特別支援教室	生徒用ロッカー(移動式)	1	台
199	1階	校内適応教室	生徒用ロッカー(移動式)	1	台
200	1階	保健室	ベッド脇収納	1	台
201	1階	地域連携室	システム収納	6	組
202	2階	放送室(ライブスタジオ)	システム収納	2	組
203	1階	地域連携室	システム収納	1	組
204	1階	主事室	掃除用具入れ	1	台
205	1階	教育相談室	掃除用具入れ	1	台
206	1階	教材兼職員控室	掃除用具入れ	1	台
207	2階	放送室(ライブスタジオ)	掃除用具入れ	1	台
208	1階	職員更衣①・②	掃除用具入れ	2	台
209	1階	地域連携室	掃除用具入れ	1	台
210	2階	職員室	掃除用具入れ	1	台
211	3階	図工準備室	丸椅子	4	脚
212	3階	理科室兼生活科室	丸椅子	40	脚
213	3階	理科室兼生活科室	丸椅子	1	脚

No.	フロア名	エリア名	品名	数量	単位
214	3階	理科準備室	丸椅子	4	脚
215	3階	特別支援教室	チェア	8	脚
216	1階	校内適応教室	チェア	4	脚
217	4階	家庭科室	チェア	1	脚
218	4階	家庭科室	チェア	36	脚
219	2～4階	普通教室(15ヶ所)・少人数教室(3ヶ所)	IT収納映写ワゴン	18	台
220	1階	特別支援学級1～4	教卓	4	台
221	2～4階	普通教室(15ヶ所)・少人数教室(3ヶ所)	教卓	18	台
222	3階	音楽室	教卓	1	台
223	4階	ミーティングルーム	ワークテーブル	24	台
224	4階	家庭科室	テーブル	3	台
225	1階	校内適応教室	多目的チェア	5	脚
226	1階	保健室	スタックテーブル	1	台
227	2階	学習センター(学校図書館)	組み合わせテーブル	14	台
228	1階	校内適応教室	組み合わせテーブル	2	台
229	3階	特別支援教室	組み合わせテーブル	2	台
230	1階	校内適応教室	組み合わせテーブル	2	台
231	3階	音楽室	テーブル付きチェア	36	脚
232	3階	図工室	アクティブトレイワゴン	2	台
233	3階	理科室兼生活科室	アクティブトレイワゴン	2	台
234	2階	印刷資料室	作業台	2	台
235	4階	多目的室①～③	ITカート	1	台
236	3階	図工準備室	薬品庫	1	台
237	3階	音楽準備室	譜面台	36	台
238	3階	音楽室	指揮者用譜面台	1	台
239	3階	図工室	絵画作品乾燥棚	5	台
240	1階	特別支援学級1～4	特別支援教育机	32	台
241	1階	特別支援学級1～4	課題棚	4	台
242	1階	特別支援学級1～4	物品棚	4	台
243	3階	特別支援教室	整理収納棚	4	台
244	1階	校内適応教室	パーティション	5	枚
245	3階	図工室	画用紙整理棚	1	台
246	2階	体育館ステージ・アリーナ	体育館用ステップ	2	台
247	2階	器具庫1・器具庫2・器具庫3	ひな段収納キャリー	2	台
248	2階	校長室	学籍簿用耐火庫	1	台
249	1階	保健室	スツール	1	脚
250	1階	保健室	鉄製ベッド	2	台
251	1階	保健室	診察マクラ	1	個
252	1階	保健室	診察マクラ用カバー	1	枚
253	1階	保健室	診察台カバー	1	枚
254	1階	保健室	2段用ステップ	1	台
255	1階	保健室	脱衣かご	3	台
256	1階	保健室	ベンチベッド診察台	1	台

No.	フロア名	エリア名	品名	数量	単位
257	1階	保健室	ウェーブ診察台	1	台
258	1階	保健室	子供用ステップ	1	台
259	1階	給食室/休憩室・洗濯・更衣室(男)・(女)・書庫	サンプルケース	1	台
260	2階	器具庫1・器具庫2・器具庫3	ホワイトボード	1	台
261	2階	体育館ステージ・アリーナ	折りたたみイス	500	脚
262	1階	特別支援学級1~4	児童生徒用可動式イス	32	脚
263	2~4階	普通教室(15ヶ所)・少人数教室(3ヶ所)	児童生徒用可動式イス	630	脚
264	3階	特別支援教室	児童生徒用可動式イス	8	脚
265	2~4階	普通教室(15ヶ所)・少人数教室(3ヶ所)	児童生徒用可動式机	630	台
266	3階	特別支援教室	児童生徒用可動式机	8	台
267	1階	保健室	レーザープリンタスタンド	1	台
268	2階	学習センター(学校図書館)	レーザープリンタスタンド	1	台
269	3階	創作テラス	チェア	5	脚
270	3階	創作テラス	チェア	5	脚
271	3階	創作テラス	チェア	6	脚
272	3階	創作テラス	テーブル	4	台

葛飾区奥戸総合スポーツセンター陸上競技場天然芝化改修工事請負契約締結について

生涯スポーツ課

## 1 工事の目的

葛飾区奥戸総合スポーツセンター陸上競技場について、陸上競技場第4種公認の取得による新たな競技の導入及び利用者の身体への負担軽減を図るため、天然芝化改修工事を行う。

## 2 契約の概要

### (1) 工事件名

葛飾区奥戸総合スポーツセンター陸上競技場天然芝化改修工事

### (2) 工事箇所

東京都葛飾区奥戸七丁目17番1号

### (3) 契約の方法

施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

### (4) 予定価格

4億7,751万円

### (5) 契約金額

4億7,740万円

### (6) 契約の相手

東京都葛飾区亀有三丁目33番2号

桂・葛飾建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都葛飾区亀有三丁目33番2号

株式会社桂造園

代表取締役 菊 地 謙 二

構成員 東京都葛飾区宝町二丁目35番18号

葛飾エクステリア株式会社

代表取締役 小 鹿 昭

(7) 工期

契約締結の日の翌日から令和8年9月30日まで

3 工事の概要

(1) 建築工事

陸上競技場インフィールド	面積	7,641.00平方メートル
陸上競技場アウトフィールド	面積	675.00平方メートル
圍場	面積	215.00平方メートル
天然芝舗装工事	一式	
競技施設整備工事	一式	
初期養生	一式	

(2) 機械工事

機械設備工事	一式	
--------	----	--

4 参考資料

(1) 案内図

別紙1のとおり

(2) 配置図

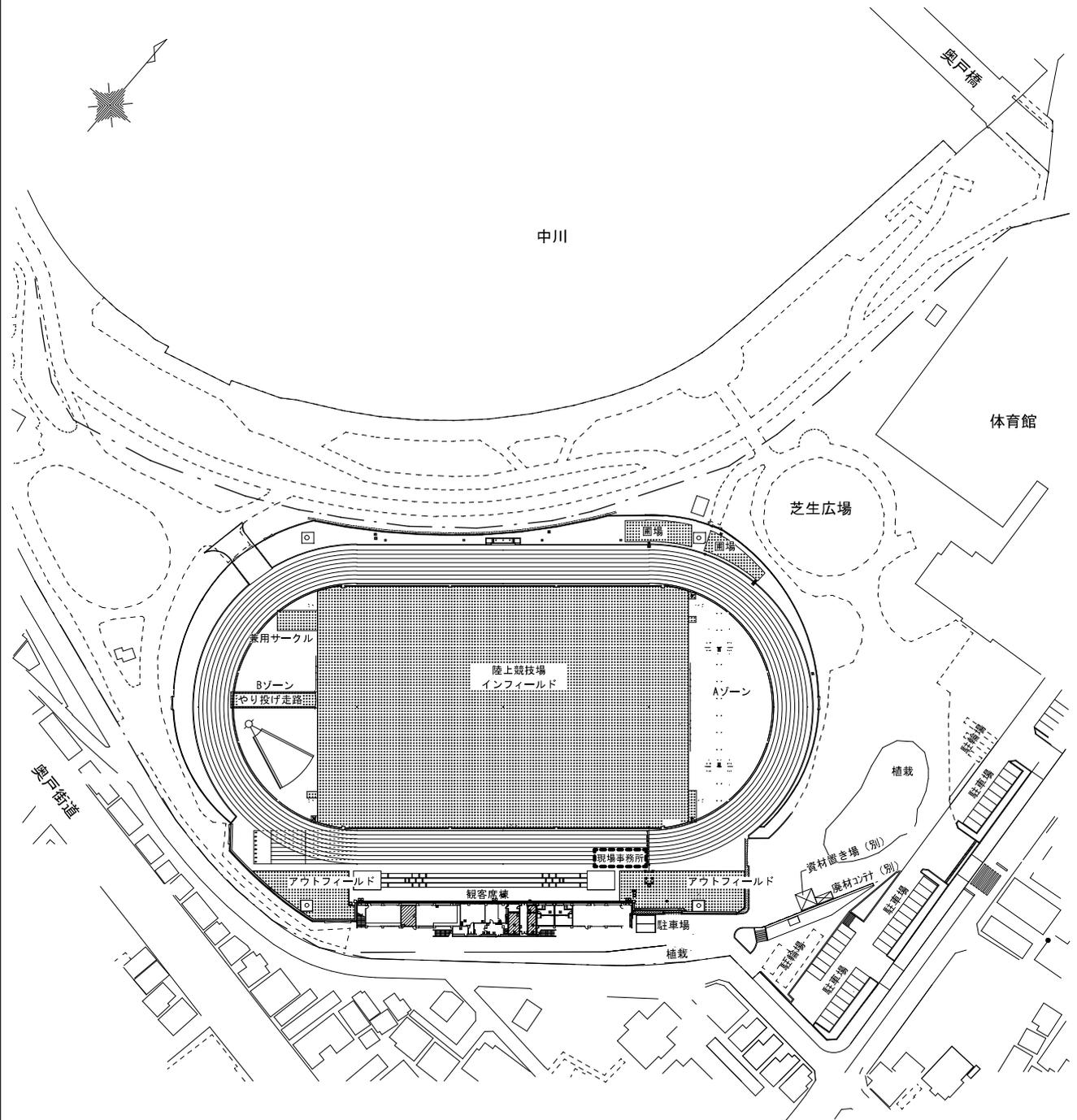
別紙2のとおり

# 案内図



葛飾区奥戸総合スポーツセンター陸上競技場天然芝化改修工事

# 配置図



葛飾区奥戸総合スポーツセンター陸上競技場天然芝化改修工事

教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検及び評価について

教育総務課

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検及び評価を行うことにより、その実施上の課題や取組の方向性を明らかにし、教育施策の一層の充実を図るために実施するもの

2 実施方法

令和7年度における点検及び評価の対象は、かつしか教育プラン（2024～2028）（葛飾区教育振興基本計画）に基づき令和6年度に実施した事務事業である。令和6年度の取組結果について、学識経験を有する者の意見を聴取した上で、教育委員会が自己点検及び評価を実施し、その結果を区議会に報告するとともに、区民に公表する。

3 実施結果

別添「かつしか教育プラン（2024～2028）の取組について【令和6年度取組結果】～令和7年度葛飾区教育委員会の事務に関する点検及び評価報告書～」のとおり

4 学識経験者

教育委員会の各種事務事業に関し、学識経験を有する者から、意見を聴取した。

有村 久春 氏（東京聖栄大学教授）

萩原 建次郎 氏（駒澤大学教授）

原 克彦 氏（目白大学教授）

なお、各意見については別添「学識経験者による意見」のとおり

# かつしか教育プラン（2024～2028）の 取組について

## 【令和6年度取組結果】

～令和7年度葛飾区教育委員会の  
事務に関する点検及び評価報告書～

令和7年9月

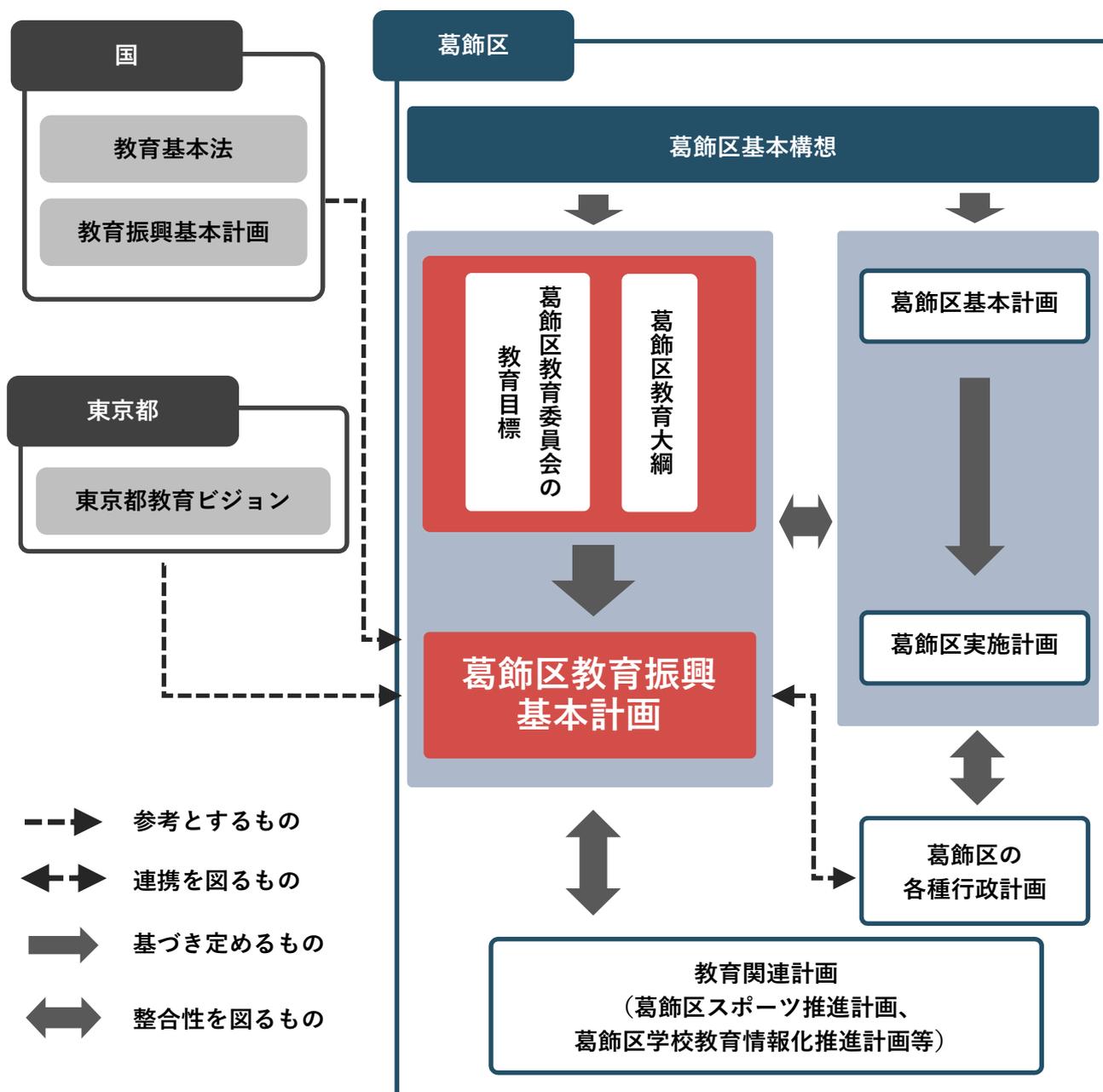
葛飾区教育委員会

## かつしか教育プラン（2024～2028）の位置付けについて

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。

- 計画の策定に当たっては、国や東京都の教育振興基本計画を参考とするとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項に基づき策定した葛飾区教育大綱及び、平成 29（2017）年 2 月に教育委員会決定した葛飾区教育委員会の教育目標に基づき策定しました。
- また、葛飾区基本構想に基づき策定された葛飾区基本計画及び葛飾区実施計画のほか、教育関連計画と整合性を図るとともに、葛飾区の各種行政計画と連携を図ります。

計画の位置付けイメージ図



## かつしか教育プラン（2024～2028）の推進について

「かつしか教育プラン（2024～2028）」は、子どもから大人までの全ての区民を対象に、令和10（2028）年度までの5年間における葛飾の教育行政の方向性を示すものとして、令和6（2024）年1月に策定しました。

葛飾区が目指すこれからの教育として、「SDGsの目標（ゴール）の達成を目指す教育」、「子どもたち一人一人を大切にした教育」を掲げ、「**かがやく未来をつくる力をはぐくむ ～ 共に学びあい 支えあうまち かつしか ～**」の実現に向けて、次の3つの基本方針のもと、取組を進めます。

- 1 子ども一人一人が生き生きと学び生きる力を培う学校教育を推進します
- 2 家庭・地域・学校が連携して子どもの豊かな成長を促します
- 3 生涯にわたる豊かな学びを支援します

## かつしか教育プラン（2024～2028）の進行管理について

計画に掲げる施策や取組を効果的かつ適切に実施していくためには、計画の進捗状況を点検・評価し、その結果をフィードバックできる仕組みが必要です。

そのため、「かつしか教育プラン（2024～2028）」の推進に当たっては、PTA、地域の関係団体などで構成する葛飾区教育振興基本計画推進委員会に報告し、様々な立場からの意見を踏まえるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、学識経験者の知見を活用して各施策や取組の実施状況を点検・評価し、その結果を次年度以降の施策につなげていきます。

# 目 次

<b>基本方針 1</b> 子ども一人一人が生き生きと学び 生きる力を培う学校教育を推進します	1
<b>目指す方向性</b>	
（1）ウェルビーイングを目指した学力向上と健康な体の育成	
（2）幸せや生きがいを感じられる豊かな心の育成	
（3）共生社会の実現に向けた多様なニーズへの対応	
（4）信頼に応える学校	
（5）魅力ある充実した学校	
<b>基本方針 2</b> 家庭・地域・学校が連携して 子どもの豊かな成長を促します	28
<b>目指す方向性</b>	
（1）家庭の教育力向上	
（2）地域ぐるみで見守り育む体制づくり	
（3）家庭・地域との協働による学校教育の充実	
<b>基本方針 3</b> 生涯にわたる豊かな学びを支援します	41
<b>目指す方向性</b>	
（1）誰もが、学習・文化・スポーツ活動に取り組める機会の充実	
（2）学びの成果が地域に生きる仕組みづくり	
（3）誰もが学び、集い、スポーツに親しめる環境づくり	
学識経験者による意見	61
有村 久春 （東京聖栄大学教授）	
萩原 建次郎 （駒澤大学教授）	
原 克彦 （目白大学教授）	
<b>参考資料</b>	
調査概要	72

※ 各基本方針の末尾に脚注を入れております。

基本方針 1

子ども一人一人が生き生きと学び生きる力を培う学校教育を推進します

《方針・施策の概要》

子どもたちが、自らの幸福はもとより、将来の変化を予測することが困難な時代の中、様々な課題解決を通じて、未来に向かって、持続可能な社会の維持・発展の担い手となれるよう、「生きる力」を培います。そのために、校長の適切なマネジメントによる組織的な学校運営のもと、教員が高い専門性を発揮することで、より質の高い学校教育を実現します。

また、幼稚園、保育園及び認定こども園から小学校、中学校、さらには高等学校までの連続した教育活動を推進します。

さらに、学校施設、設備、ICT環境及び学校間連携・教員研修等を充実させ、葛飾区で学ぶことができよかったと実感できる教育環境を整えます。

《評価指標》

「学校に行くのが楽しい」について肯定的な回答をした児童・生徒の割合(%)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
小学校	(80.0) 78.9	(81.0)	(82.0)	(83.0)	(84.0)
中学校	(80.0) 80.3	(81.0)	(82.0)	(83.0)	(84.0)

葛飾区学習意識調査（教育委員会事務局教育指導課）※小学4年生以上が対象

目指す方向性	施策
(1) ウェルビーイング <sup>2</sup> を目指した 学力向上と健康な体の育成	①個別最適化した学力向上に向けた取組の充実
	②生涯を健康に生きるための体力向上の取組
	③主体性・協働性を育む教育の充実
	④グローバル人材 <sup>3</sup> の育成
	⑤幼児教育の充実と幼保小・小中・中高連携教育の推進
(2) 幸せや生きがいを感じられる 豊かな心の育成	①多様性を尊重する心の育成
	②豊かな感性と創造性の育成
	③自己肯定感 <sup>4</sup> の醸成

(3) 共生社会の実現に向けた多様なニーズへの対応	①特別支援教育 <sup>5</sup> の推進
	②不登校に係る支援の充実
	③日本語指導の充実
(4) 信頼に応える学校	①支援を必要とする子どもの総合的支援の充実
	②連携・協働する学校づくり
	③互いに高め合う教員集団の育成
	④教員が能力を発揮できる環境づくり
	⑤開かれた学校づくり
(5) 魅力ある充実した学校	①学習環境の充実
	②教育DX <sup>6</sup> を推進する環境整備
	③学びの機会の充実

**目指す方向性（１）ウェルビーイングを目指した学力向上と健康な体の育成**

校長を中心としたマネジメントの下、自校の学力の実態に即した学力向上プランを策定し、学校の主体的な学力向上に対する取組を充実します。学力向上に向けて、個別最適な学びと協働的な学びに向けた授業を充実するとともに、思考力、判断力、表現力等を育みます。また、体育の授業の充実、運動や外遊びを通じた体力の向上を図ります。

これらの取組で、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられるウェルビーイングを目指します。

《評価指標》

全国学力・学習状況調査の国語、算数・数学について葛飾区平均正答率と全国平均正答率との差の平均(ポイント)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
小学校	(1.8) -0.1	(2.0)	(2.2)	(2.4)	(2.6)
中学校	(-1.2) -1.3	(-1.0)	(-0.8)	(-0.6)	(-0.4)

全国学力・学習状況調査（文部科学省）※小学6年生及び中学3年生が対象

体力・運動能力調査における体力合計点の平均(点)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
小学校	(45.4) 44.5	(45.5)	(45.6)	(45.7)	(45.8)
中学校	(43.2) 42.8	(43.3)	(43.4)	(43.5)	(43.6)

東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（東京都教育委員会）  
※小学1年生～6年生、中学1年生～3年生が対象

小学5年生まで(中学1・2年生のとき)に受けた授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ児童・生徒の割合(%)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
小学校	(74.9) 78.0	(78.5)	(79.0)	(79.5)	(80.0)
中学校	(78.2) 78.0	(79.1)	(80.0)	(81.0)	(82.0)

全国学力・学習状況調査（文部科学省）※小学6年生及び中学3年生が対象

学級の友達(生徒)との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている児童・生徒の割合(%)					
	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)
小学校	(77.7) 82.3	(83.0)	(83.7)	(84.4)	(85.0)
中学校	(79.0) 83.8	(84.1)	(84.4)	(84.7)	(85.0)
全国学力・学習状況調査(文部科学省) ※小学6年生及び中学3年生が対象					
「英語の勉強は大切だと思いますか」について肯定的な回答をした児童・生徒の割合(%)					
	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)
小学校	(91.0) 91.6	(92.0)	(92.5)	(93.0)	(93.5)
中学校	(88.8) —	(90.0)	(90.5)	(91.0)	(91.5)
令和6年度全国学力・学習状況調査(文部科学省) ※小学6年生のみ 令和7年度以降、葛飾区学習意識調査(教育委員会事務局教育指導課) ※小学4年生以上が対象					
施策	令和6年度取組結果				
①個別最適化した学力向上に向けた取組の充実	<p>(ア) 小学4年生から中学3年生の児童・生徒を対象とした学力調査及び学習意識調査の結果と1人1台タブレット端末とを連携させ作成した児童・生徒一人一人に応じたデジタル教材を活用し、学力の定着及び情報活用能力の向上を図りました。</p> <p>(イ) 校長が自校の実態に即して策定する「学力向上グランドデザイン<sup>7</sup>」に基づき、教員一人一人が「授業充実プラン<sup>8</sup>」を作成し、1人1台タブレット端末等のICT機器を活用した授業の充実を図りました。また、小学校では補助的な学習支援を行う学習指導補助員の活用、中学校では全校共通の取組として自学自習教材を活用した自主学習に加え、各学校における校内研修の講師招聘の活用等により学力向上の取組を推進しました。</p> <p>(ウ) 自学自習の取組の推進及び個別最適な学びの充実を図るため、映像教材を活用した取組について、5校の小・中学校でモデル実施を行いました。</p> <p>(エ) 区立小・中学校の学校司書<sup>9</sup>を統括する学校図書館コーディネーターを活用し、学校司書に対する研修の充実を図り、児童・生徒が本に親しむ機会の増加や授業における調べ学習等への支</p>				

	<p>援を行いました。また、全ての中学校に学習指導員を配置し、定期試験前の「自学自習ウィーク」や「夏季学習教室」を実施し、放課後等における自学自習の場として学習センター（学校図書館）<sup>10</sup>の活用を推進しました。</p> <p>(オ) 教員が主体的に学び合う機会として、本区の教育研究指定校・園制度<sup>11</sup>等における校内研究を積極的に奨励しました。</p> <p>(カ) 数学検定・算数検定、漢字検定、英語検定に向けた取組を推進するとともに、児童・生徒に目標を持たせることにより、より一層の学力向上を図りました。</p> <p>(キ) 東京理科大学との連携や科学教育センター（未来わくわく館）<sup>12</sup>での実験教室により、理科好きの子どもを育てるとともに、「葛飾みらい科学研究コンクール<sup>13</sup>」などの探究的な活動を行いました。また、科学の面白さに触れる機会として、科学に造詣の深い大学教授等による講演会を実施しました。</p> <p>(ク) 東京理科大学との連携により、授業力向上研修会を行いました。</p> <p>(ケ) 小学3年生を対象とした校外学習において科学教育センター（未来わくわく館）の活用を促し、科学と技術の興味・関心を高めました。</p> <p>(コ) 理科支援員<sup>14</sup>を配置し、理科の授業の充実を図りました。</p> <p>(サ) 学習や能力向上への意欲が高い区立小・中学校の児童・生徒を対象に、土曜日を中心として活動し、もてる能力を更に向上させるための「かつしかチャレンジプログラム」を開設しました。令和6年度は、小・中学生対象に「自然科学コース（科学教室）」と「プログラミングコース」を、中学生対象に「English challenge（イングリッシュチャレンジ）コース」を実施し、思考力やコミュニケーション能力等の更なる育成を図りました。</p>
<p>②生涯を健康に生きるための体力向上の取組</p>	<p>(ア) 児童・生徒の体力向上の目標となる「かつしかっ子体力アッププログラム<sup>15</sup>」に基づき、学校教育全体で体力の向上を図りました。</p> <p>(イ) 小学校では、外部講師を活用した体力向上プログラムを全校において実施し、児童の体力向上に取り組みました。</p> <p>(ウ) 中学校では、生徒が体を動かす楽しさや喜びを実感し、運動に意欲的に取り組むことができるよう、保健体育研修会を実施し、授業力の向上を図りました。</p> <p>(エ) 学校の休み時間や放課後に「体を使った遊び」を奨励することで、体力の向上を図りました。</p>
<p>③主体性・協働性を育む教育の充実</p>	<p>(ア) 「主体的・対話的で深い学び<sup>16</sup>」の実現に向けて、児童・生徒に貸与した1人1台タブレット端末を活用し、様々な考えを</p>

	<p>可視化するとともに、学習支援アプリケーション等の活用を通して、児童・生徒が主体的に取り組む授業の推進を図りました。</p> <p>(イ) 葛飾教師の授業スタンダード<sup>17</sup>に基づき、授業の中に児童・生徒がじっくりと考え、主体的に活動する場を効果的に取り入れることで、思考力・判断力・表現力等を育成しました。</p> <p>(ウ) ICT機器の操作や情報収集等のスキルを身に付けることはもとより、情報モラル教育やプログラミング教育<sup>18</sup>等の充実を図り、情報及び情報手段を主体的に選択し、活用していくための情報活用能力の育成を図りました。令和6年度は、中学校用プログラミング教材の導入やプログラミングコンテストの対象者の拡充等を実施しました。</p>
<p>④グローバル人材の育成</p>	<p>(ア) 英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、小学1・2年生に「英語に親しむ活動」の時間を区独自に設け、英語教育をより一層充実させました。また、小学1年生から外国語指導助手（ALT）<sup>19</sup>を配置し、生きた英語を習得できるよう取り組みました。</p> <p>(イ) 外国語の学習活動を充実させるため、小学5・6年生及び中学1年生を対象に「英語体験プログラム」として、体験型英語学習施設を活用し、興味・関心を高め、英語による表現力を身に付けられるようにしました。</p> <p>(ウ) 中学2年生を対象に、1人1台タブレット端末を活用してオンラインによる海外交流体験を実施し、外国人に対し、自分の身近な出来事等を紹介するとともに、外国のことを紹介してもらい、互いの国の文化や生活を知る機会をつくりました。</p> <p>(エ) イングリッシュキャンプ<sup>20</sup>や英語検定助成など、外国語に関する学習意欲を高める取組を推進しました。2泊3日のイングリッシュキャンプについては、中学1・2年生96人を対象に宿泊体験型の施設において施設独自のレッスンプログラムにより異文化を体験しながらコミュニケーション能力の向上を図りました。</p>
<p>⑤幼児教育の充実と幼保小・小中・中高連携教育の推進</p>	<p>(ア) 教育指導課に新たに「就学前教育アドバイザー」を配置しました。区内の幼児教育施設を訪問し、教育・保育施設の取組を把握するとともに、子育て支援部と連携して、幼児教育の質の向上に向けて、助言及び支援を行いました。</p> <p>(イ) 小学校を中心とした近隣の幼稚園や保育園等をグループとし、「かつしかっ子就学前教育カリキュラム<sup>21</sup>」や「かつしかっ子スタートカリキュラム<sup>22</sup>」に基づき、各グループの実態に応じた幼保小連携教育を推進しました。</p> <p>(ウ) 各グループの実践を「幼保小連携教育連絡協議会報告」にま</p>

	<p>とめ、連携教育のより一層の充実を図りました。</p> <p>(エ) 幼保小連携教育カンファレンスを開催し、区内の就学前教育施設と小学校教育の連携及び幼児教育の一層の充実を図りました。</p> <p>(オ) 幼保小連絡協議会、小中連絡協議会、中高連絡協議会を開催し、それぞれの実態に応じた幼保・小・中・高の円滑な接続や連携を推進しました。</p> <p>(カ) 進学重点教室<sup>23</sup>や生徒交流によるキャリア教育<sup>24</sup>などを通じて、中学校間及び区内都立高等学校との連携を推進しました。また、区内都立高等学校と中学校が連携した進路指導の充実を図りました。</p>
--	--

課題及び今後の方向性

	<p>(ア) 令和6年度全国学力・学習状況調査の結果において、小学校では、国語の平均正答率が全国の結果を0.3ポイント上回りましたが、算数の平均正答率が全国を0.4ポイント下回っています。また、中学校では、国語の平均正答率は、令和5年度に比べ全国平均に近づきましたが、全国を1.1ポイント下回り、数学も、全国を1.5ポイント下回りました。評価指標「全国学力・学習状況調査の国語、算数・数学について葛飾区平均正答率と全国平均正答率との差の平均」の目標も達成していません。そのため、令和7年度は、全国学力・学習状況調査及び教育委員会で行っている学力調査及び学習意識調査の結果を各学校が分析・検証し、学力向上の取組を充実させるとともに、教員一人一人の授業力の向上を図ります。</p> <p>(イ) (ア)で挙げた課題解決のため、1人1台タブレット端末を活用したデジタルドリルや小学4年生から中学3年生までの児童・生徒を対象とした学力調査及び学習意識調査の結果と連携させ作成した児童・生徒一人一人に応じたデジタル教材を活用し、学力の更なる定着を図ります。</p> <p>(ウ) (ア)で挙げた課題解決のため、校長が自校の実態に即して策定する「学力向上グラウンドデザイン」に基づき、教員一人一人が「授業充実プラン」を作成し、1人1台タブレット端末等のICT機器を活用した授業の充実を図ります。</p> <p>(エ) (ア)で挙げた課題解決のため、小学校では、補助的な学習支援を行う学習指導補助員の活用、中学校では自学自習の取組を支援する学習指導員の活用を図り、学力向上のための取組を推進します。</p> <p>(オ) (ア)で挙げた課題解決のため、映像教材を活用した取組を中学校数校においてモデル実施し、自学自習の取組の推進及び個別最適な学びの充実を図ります。</p> <p>(カ) (ア)で挙げた課題解決のため、新聞記事を教材にしたワークシートを導入し、小学5年生から中学2年生までの読み解く力の育成を図ります。</p> <p>(キ) 読書活動や調べ学習の充実を図るため、区立小・中学校の学校司書を統括する学校図書館コーディネーターを活用し、学校司書に対する研修を充実させるとともに、児童・生徒が本に親しむ機会の増加や授業における調べ学習への支援につなげていきます。また、全ての中学校で自学自習を支援する学習指導員を配置し、定期試験前の「自学自習ウィーク」や「夏季学習教室」を実施するなど、自学自習の場</p>
--	---

- として学習センター（学校図書館）の活用を推進します。
- (ク) 児童・生徒に目標を持たせ、より一層一人一人の学力の向上を図るため、数学検定・算数検定、漢字検定、英語検定の取組を推進します。
  - (ケ) 理科好きの子どもを育てるために、東京理科大学との連携や科学教育センター（未来わくわく館）での実験教室、「葛飾みらい科学研究コンクール」などの探究的な活動を行います。また、科学の面白さに触れる機会として、科学に造詣の深い大学教授等による講演会を実施します。
  - (コ) 科学教育センター（未来わくわく館）を活用した取組を充実させ、科学への興味・関心を高めるため、小学校における校外学習での利用を促すとともに、「夏休み科学教室」「夏休み親子わくわく科学教室」等を実施します。
  - (サ) 教員の授業力の向上のため、教員一人一人が主体的に学び合う機会として、本区の教育研究指定校・園制度等における校内研究を積極的に奨励します。また、東京理科大学との連携により、授業力向上研修会及び理科実技研修を行います。
  - (シ) 児童・生徒の関心・意欲を向上させるため、理科の授業において理科支援員を配置し、観察・実験活動の充実を図ります。
  - (ス) 学習や能力向上への意欲が高い区立小・中学校の児童・生徒の持てる能力を更に向上させるため、「かつしかチャレンジプログラム」に「理数分野コース」を新設します。
  - (セ) 令和6年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果において、小学校での体力合計平均は東京都の平均と同等、中学校では東京都平均を上回りました。しかしながら、評価指標「体力・運動能力調査における体力合計点の平均」の目標は達成していません。そのため、児童・生徒の体力の向上のために、主体的に体を動かしたり、運動の楽しさや喜びを味わったりすることができるようにします。
  - (ソ) (セ)で挙げた課題解決のため、外部人材を活用した小学校体力向上プログラムやかつしかっ子体力アッププログラムの取組を行い、各学校において児童・生徒が運動に親しむ機会を設定します。また、体育実技研修会や有識者から保健体育科の指導方法を学ぶ中学校体力向上プログラムを通して、運動の特性を理解した上で、授業改善をより一層推進します。さらに、葛飾区教育委員会研究指定校や体力向上推進校のよりよい実践事例を紹介し、効果的な取組を各学校で推進できるようにします。
  - (タ) 児童・生徒の生活習慣の改善のため、タブレット端末等の画面視聴時間に関する生活習慣の見直しについては、授業や学級活動を通して、児童・生徒に指導するとともに、学校だより・保健だより等を活用し、保護者への啓発を図ります。
  - (チ) 評価指標「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ児童・生徒の割合」については、小学校では目標を達成していますが、中学校では達成していません。引き続き、主体性・協働性を育むことができるような授業改善を図ります。
  - (ツ) 主体的・対話的で深い学びの実現を図るため、改訂した葛飾教師の授業スタンダードに基づき、児童・生徒が授業に見通しを持ち、粘り強く課題に取り組むことができるような授業を行います。
  - (テ) 思考力・判断力・表現力等を育成するため、学びを深めたり、広げたりする協働的に学ぶ場を効果的に取り入れた授業を行います。

- (ト) 英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、小学1・2年生に「英語に親しむ活動」の時間を設け、英語教育をより一層充実させます。また、小学1年生から外国語指導助手（ALT）を配置し、生きた英語が習得できるよう取り組みます。
- (ナ) 外国語の学習活動を充実させるため、小学5・6年生及び中学1年生を対象に「英語体験プログラム」として、体験型学習施設を活用し、英語への興味・関心を高め、表現力を身に付けられるようにします。
- (ニ) 生徒が英語を用いて積極的に会話ができるようにするため、中学2年生を対象に、1人1台タブレット端末を活用してオンラインによる海外交流体験を実施し、外国人に対し、自分の身近な出来事などを紹介するとともに、外国のことを紹介してもらい、海外を知る機会をつくります。
- (ヌ) 英語の学習への意欲が高い生徒の能力を更に向上させるため、イングリッシュキャンプを実施します。イングリッシュキャンプにおいては、中学2年生約100人を対象に、宿泊体験型の施設において施設独自のLESSONプログラムにより異文化を体験しながらコミュニケーション能力の向上を図ります。また、令和6年度の応募人数が定員の2倍を超えた「かつしかチャレンジプログラム」の「English challenge（イングリッシュチャレンジ）コース」の取組は、募集人数を拡大し、習熟度別にクラス分けをして実施します。
- (ネ) 生徒が目標を持ち、英語力の向上に意欲的に取り組めるようにするため、英語検定助成については、対象を中学1年生まで拡大し、中学1・2年生に1回、中学3年に2回と、回数を増やし実施します。
- (ノ) 子どもの学びが小学校へ円滑に接続できるよう、区内の就学前教育施設と小学校教育の連携及び幼児教育の一層の充実を図るため、幼保小連携教育カンファレンスを開催します。
- (ハ) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿<sup>25</sup>」を共有し、幼児教育の充実のため、就学前教育アドバイザーが区内の幼児教育施設を訪問し、教育・保育施設の取組を把握するとともに、子育て支援部と連携して、幼児教育の質の向上に向けて、助言及び支援を行います。
- (ヒ) 幼保小連携教育の更なる充実のため、就学前教育アドバイザーが小学校を訪問し、スタートカリキュラムの実施状況について確認するとともに、実施内容について助言を行います。
- (フ) 小学校を中心とした近隣の幼稚園や保育園等をグループとし、「かつしかっ子就学前教育カリキュラム」や「かつしかっ子スタートカリキュラム」に基づき、各グループの実態に応じた幼保小連携教育を推進します。
- (ヘ) 幼保・小・中・高の円滑な接続や連携を図るため、幼保小連絡協議会、小中連絡協議会及び中高連絡協議会を開催し、それぞれの実態に応じた取組を推進します。
- (ホ) 進路指導の充実を図るため、進学重点教室や生徒交流によるキャリア教育などを通じて、中学校間及び区内都立高等学校との連携した取組を推進します。また、区内都立高等学校と中学校が連携した取組も実施します。

目指す方向性（２）幸せや生きがいを感じられる豊かな心の育成					
<p>他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性と社会性を育みます。また、全ての子ども個性や能力を引き出し、最大限に伸ばす取組を進めます。</p> <p>《評価指標》</p> <p>「一人ひとりの心や命を大切にしている」について肯定的な回答をした児童・生徒の割合（％）</p>					
	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)
小学校	(82.0) 79.4	(84.0)	(86.0)	(88.0)	(90.0)
中学校	(89.0) 88.6	(89.3)	(89.5)	(89.8)	(90.0)
葛飾区学習意識調査（教育委員会事務局教育指導課）※小学4年生以上が対象					
いじめの解消率（％）					
	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)
小学校	(64.5) —	(66.5)	(68.5)	(70.5)	(74.5)
中学校	(61.2) —	(63.2)	(65.2)	(67.2)	(69.2)
解消件数/認知件数（教育委員会事務局教育指導課いじめ対策担当係）					
「自分には、よいところがある」について肯定的な回答をした児童・生徒の割合（％）					
	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)
小学校	(82.0) 82.2	(82.9)	(83.6)	(84.3)	(85.0)
中学校	(78.0) 80.6	(81.3)	(82.0)	(82.7)	(83.4)
全国学力・学習状況調査（文部科学省）※小学6年生及び中学3年生が対象					
施策	令和6年度取組結果				
①多様性を尊重する心の育成	<p>(ア) 多様性を尊重する心や道徳性の育成のために、年間35時間実施する道徳科を中心に、学校教育全体で道徳教育の充実を図りました。また、「道徳授業地区公開講座<sup>26</sup>」により、学校、家庭及び地域社会が連携して児童・生徒の豊かな心を育みました。</p>				

	<p>(イ) 各学校に人権教育担当者を配置して年3回研修を行うとともに、人権教育プログラム（学校教育編）<sup>27</sup>に基づいた人権教育を組織的に進めました。</p> <p>(ウ) 東京都人権尊重教育推進校<sup>28</sup>の研究・実践を区内全校に広めるために、中間報告を開催し、研究成果を還元しました。</p> <p>(エ) いじめを早期に発見し、対応の強化を図るため、教育指導課にいじめ専用電話相談窓口「かつしかいじめほっとライン」を設置しました。</p> <p>(オ) 葛飾区教育委員会いじめ問題対策委員会及び連絡協議会を開催し、いじめの状況に関する分析と対応を検討し、「葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード<sup>29</sup>」の改訂及び「いじめ防止に向けたリーフレット」の内容の見直しを行いました。</p> <p>(カ) 「葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード」に沿った対応を推進するため、教職員への研修を実施し、教職員のいじめに関する理解促進及び意識の向上を図りました。</p>
<p>②豊かな感性と創造性の育成</p>	<p>(ア) 小学校における岩井臨海学校、日光移動教室、中学校におけるみなかみ移動教室やふれあい学習等、自然と触れ合う体験学習を通して、豊かな感性と創造性を育みました。また、集団生活により学級・学校への所属意識を高めるとともに、社会性や協調性を育みました。</p> <p>(イ) 校内における文化的行事、体育的行事及び連合行事において、日常では味わえない体験を通して児童・生徒の豊かな感性と創造性を育みました。</p>
<p>③自己肯定感の醸成</p>	<p>(ア) 道徳科や学校行事等を通して教員が子どもの活動を価値付けることで、子ども一人一人がかけがえのない存在であることを自覚できるよう取り組みました。</p> <p>(イ) 生命尊重教育を推進するとともに、東京かつしか赤十字母子医療センターと連携した授業を実施し、子どもが自他の生命を大切にす態度の育成を図りました。</p> <p>(ウ) 子どもたちの取組を積極的に表彰し、自尊感情を高めました。</p>
<p><b>課題及び今後の方向性</b></p>	
<p>(ア) 各学校の「学校いじめ対策委員会」が円滑に機能し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応ができるよう令和7年4月に改訂した「葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード」を一層積極的に活用するとともに、教職員の啓発に取り組みます。</p> <p>(イ) 内容を見直した「いじめ防止に向けたリーフレット」を活用し、全ての児童・生徒にいじめは絶対に許されない行為であることを理解させる授業を実施します。</p>	

- (ウ) いじめの早期発見につなげるため、1人1台タブレットに相談ツールのショートカットを置き、児童・生徒になじんだコミュニケーション手段で相談できる環境整備に取り組みます。
- (エ) 小学校における岩井臨海学校、日光移動教室、中学校におけるみなかみ移動教室やふれあい学習等、自然と触れ合う体験学習を通して、豊かな感性と創造性を育みます。また、集団生活により学級・学校への所属意識を高めるとともに、社会性や協調性を育みます。
- (オ) 校内における文化的行事、体育的行事及び連合行事において、日常では味わえない体験を通して児童・生徒の豊かな感性と創造性を育みます。
- (カ) 評価指標「『自分には、よいところがある』について肯定的な回答をした児童・生徒の割合」の目標は達成しており、学校全体を通して教育活動が自己肯定感の醸成につながっています。引き続き、道徳科や学校行事等を通して教員が子どもの活動を価値付けることで、子ども一人一人がかけがえのない存在であることを自覚できるよう取り組みます。
- (キ) 生命尊重教育を推進するとともに、東京かつしか赤十字母子医療センターと連携した授業を実施し、子どもが自他の生命を大切にする態度を育成します。
- (ク) 自己肯定感や自尊感情をさらに高めるため、児童・生徒の取組を積極的に表彰することで、自分の良さを肯定的に認められるようにします。

目指す方向性（3）共生社会の実現に向けた多様なニーズへの対応																																																											
<p>全ての子どもたちがその能力を最大限に発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、互いに高め合うことができるよう、一人一人の教育上のニーズに応える多様な学びの場の一層の充実・整備を進めます。</p> <p>《評価指標》</p> <p>特別支援教室<sup>30</sup>において特別な指導を受けた児童・生徒数（人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6年度 (目標) 実績</th> <th>7年度 (目標)</th> <th>8年度 (目標)</th> <th>9年度 (目標)</th> <th>10年度 (目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>(995) 996</td> <td>(1,058)</td> <td>(1,058)</td> <td>(1,058)</td> <td>(1,058)</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>(281) 240</td> <td>(255)</td> <td>(255)</td> <td>(255)</td> <td>(255)</td> </tr> </tbody> </table> <p>特別支援教室利用に係る教育課程受理事件数（教育委員会事務局総合教育センター教育支援課）</p> <p>自閉症<sup>31</sup>・情緒障害特別支援学級<sup>32</sup>において特別な指導を受けた児童・生徒数（人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6年度 (目標) 実績</th> <th>7年度 (目標)</th> <th>8年度 (目標)</th> <th>9年度 (目標)</th> <th>10年度 (目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>(21) 19</td> <td>(24)</td> <td>(24)</td> <td>(24)</td> <td>(24)</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>(20) 20</td> <td>(24)</td> <td>(24)</td> <td>(24)</td> <td>(24)</td> </tr> </tbody> </table> <p>葛飾区立学校児童・生徒・園児数（教育委員会事務局学務課）</p> <p>不登校児童・生徒数[そのうち、指導の結果登校するあるいはできるようになった児童・生徒数]（人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6年度 (目標) 実績</th> <th>7年度 (目標)</th> <th>8年度 (目標)</th> <th>9年度 (目標)</th> <th>10年度 (目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>(480[170]) —</td> <td>(510[200])</td> <td>(505[205])</td> <td>(500[210])</td> <td>(495[215])</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>(760[310]) —</td> <td>(760[270])</td> <td>(745[275])</td> <td>(730[280])</td> <td>(715[285])</td> </tr> </tbody> </table> <p>不登校児童・生徒数等実績（教育委員会事務局総合教育センター教育支援課）</p>							6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)	小学校	(995) 996	(1,058)	(1,058)	(1,058)	(1,058)	中学校	(281) 240	(255)	(255)	(255)	(255)		6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)	小学校	(21) 19	(24)	(24)	(24)	(24)	中学校	(20) 20	(24)	(24)	(24)	(24)		6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)	小学校	(480[170]) —	(510[200])	(505[205])	(500[210])	(495[215])	中学校	(760[310]) —	(760[270])	(745[275])	(730[280])	(715[285])
	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)																																																						
小学校	(995) 996	(1,058)	(1,058)	(1,058)	(1,058)																																																						
中学校	(281) 240	(255)	(255)	(255)	(255)																																																						
	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)																																																						
小学校	(21) 19	(24)	(24)	(24)	(24)																																																						
中学校	(20) 20	(24)	(24)	(24)	(24)																																																						
	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)																																																						
小学校	(480[170]) —	(510[200])	(505[205])	(500[210])	(495[215])																																																						
中学校	(760[310]) —	(760[270])	(745[275])	(730[280])	(715[285])																																																						

にほんごステップアップ教室 <sup>33</sup> 、日本語学級利用者数（人）					
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
にほんごステップアップ教室利用者数	(170) 140	(155)	(160)	(165)	(170)
日本語学級利用者数	(142) 248	(255)	(260)	(265)	(270)

児童・生徒在籍数調査（教育委員会事務局総合教育センター教育支援課）

施 策	令和6年度取組結果
<p><b>①特別支援教育の推進</b></p>	<p>(ア) 発達障害等のある子どもに対して教員が巡回指導を行う「特別支援教室」を全区立小・中学校で実施しました。</p> <p>(イ) 「自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）」を小・中学校各2校で運営しました。</p> <p>(ウ) 特別支援教育に関する教員の専門性を向上させるために、都立特別支援学校のセンター的機能を活用し、研修の充実を図りました。</p> <p>(エ) 発達障害等のある児童・生徒に対して、危機回避・安全管理及び学習又は生活上の困難さに対する取組の指導補助等を行うクラス支援員を小学校全校及び中学校10校に配置しました。</p> <p>(オ) 学校及び家庭への多角的な支援を充実させるために、特別支援教室に通室している小学1年生から3年生までの児童の保護者を対象としたペアレントトレーニング講座の定員を12人から20人に拡大して実施しました。</p> <p>(カ) 全ての小学校で1人1台タブレット端末を活用した多層指導モデル（デジタル版MIM）<sup>34</sup>を引き続き実施し、読みに課題のある児童への早期対応を行うとともに、一人一人に適したICTの活用に向けた検討を行いました。</p>
<p><b>②不登校に係る支援の充実</b></p>	<p>(ア) 自発的な学習や体験的な学習の場を提供し、心理専門員との相談等を重ね、社会的自立に向けた支援を行うため、「ふれあいスクール明石」を運営するとともに、支援の充実に向けた検討を行いました。</p> <p>(イ) 教員経験者と心理専門員が、各学期に1回各学校を訪問し、児童・生徒の状況把握と支援策を考えるため、訪問型学校復帰支援を行いました。</p> <p>(ウ) 登校できるものの、教室に入ることができない児童・生徒を支援するため、支援員を配置した「校内サポートルーム」の設置を進めました。令和6年度は中学校で3校開設するとともに、令和7年度に向けて、5校の開設準備を行いました。</p>

	<p>(エ) スクールソーシャルワーカー<sup>35</sup>・スクールカウンセラー<sup>36</sup>と連携し、「チーム学校」として支援を行うとともに、教員研修の充実に取り組みました。</p> <p>(オ) 学校教育法施行規則の改正を踏まえ改訂した「葛飾区不登校児童・生徒支援スタンダード<sup>37</sup>」の理解を図り、教職員の啓発に取り組みました。</p>
<p>③日本語指導の充実</p>	<p>(ア) 日常の学校生活で使う日本語や生活習慣について指導が必要な児童・生徒に対して日本語の初期指導を行う「にほんごステップアップ教室」を総合教育センター<sup>38</sup>に加え、新小岩中学校内に開設し、2か所で運営を行いました。</p> <p>(イ) 日本語学級を小学校2校・中学校2校で運営し、授業に必要な日本語の指導を行うとともに、にほんごステップアップ教室との連携強化を図りました。</p> <p>(ウ) 日本語の理解が十分でない児童・生徒やその保護者と教職員との間の意思疎通を支援するため、日本語通訳を派遣しました。</p>

課題及び今後の方向性

<p>(ア) 特別支援教育において、教職員の専門性の向上及び研修の充実が必要です。特別支援教育に携わる教職員を対象に、各職層・職種に応じた専門的な研修を実施することで、支援が必要な児童・生徒への対応を充実させます。</p> <p>(イ) 特別支援教育において、指導方法の工夫や指導の効果を高めるために、さらにICTを活用する必要があります。特別支援学級や特別支援教室に在籍する児童・生徒の1人1台タブレット端末に学習用デジタル教材を導入し、支援の充実を図ります。</p> <p>(ウ) 各学校での特別支援教室の運営においては、発達上の課題がある児童・生徒の個々の特性に応じた適切な指導を実施していく上で、多くの課題を抱えています。このため、教職員経験者や心理職で構成される専門家チームを学校に派遣し、運営上の課題及び取組状況の把握、巡回指導教員の授業観察を行うことにより、一人一人に応じた支援の充実を図り、特別支援教育推進のための指導や助言を行います。</p> <p>(エ) 通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒及び特別支援教室を退室した児童・生徒が、安心して円滑に学習・生活できる環境づくりが課題となっています。発達上の課題がある子どもに対して、危険回避・安全管理及び学習や生活上の困難さに対する取組の指導補助等を行うクラス支援員の配置を拡大し、学習環境を整えます。</p> <p>(オ) 発達上の特性から支援が必要な子どもを抱える保護者への支援が課題となっています。令和4年度から実施しているペアレントトレーニング講座の定員を拡大して実施することで、子どもとの関わり方に困っている家庭への多角的な支援をさらに充実させます。</p> <p>(カ) 小・中学校ともに不登校児童・生徒数や出現率が増加傾向にあることから、各学校が不登校児童・生徒に寄り添った支援を行っていく必要があります。「葛飾区不登校児童・生徒支援スタンダード」について、全教職員への周知徹底を図ります。</p> <p>(キ) 不登校の未然防止・早期対応を図るため、登校はできるものの、教室に入ることが</p>
--

できない児童・生徒への支援が必要です。令和8年度に、全中学校に校内サポートルームを設置するとともに、「葛飾区校内サポートルーム運営ガイドライン」について学校に周知し、校内サポートルームの運営の平準化と支援の充実を図ります。

- (ク) 登校できない状況にある児童・生徒を支援するため、「ふれあいスクール明石」における活動内容を充実させる必要があります。これまでも、自発的な学習や体験的な学習の場を提供するとともに、心理専門員による一人一人の状況に応じた支援を行っていましたが、令和7年度からは、小学1年生から小学3年生も「ふれあいスクール明石」の通室対象とするほか、「ふれあいルーム」を設置し、居場所機能の充実を図ります。さらに、東京都が実施する「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム」を活用して、インターネット上の仮想空間での学習支援やコミュニケーションの機会を提供します。
- (ケ) 不安や悩みを抱える児童・生徒や子育てに悩む保護者に対するカウンセリング機能の充実を図るため、全区立小・中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、スクールカウンセラーを対象とした「教育相談連絡会」を実施し、各校の状況を共有するとともに、各校における教育相談体制の充実を図ります。
- (コ) 外国人の増加に伴い、日本語指導が必要な児童・生徒が増加しています。日本語の初期指導を行う「にほんごステップアップ教室」を区内2か所で運営していますが、外国人の増加に対応できるよう、地域性やニーズを踏まえ、「にほんごステップアップ教室」の増設を検討します。
- (サ) 夏休み期間中の学習戻りを防ぐ観点から、「にほんごステップアップ教室」において、夏季休業中に日本語を学ぶための講座を8月前半に2回、5日間ずつ開講します。
- (シ) 日本語の初期指導が終了した児童・生徒を対象に、授業に必要な日本語を習得するため、日本語学級を運営するとともに、日本語学級と「にほんごステップアップ教室」の連携強化を図ります。
- (ス) 日本語の理解が十分でない児童・生徒及びその保護者と教職員との間の意思疎通を支援するため日本語通訳を派遣していますが、外国人の増加に伴い、多言語に対応した通訳者の確保が課題となっています。ICTの活用について検討するとともに、引き続き、通訳者の確保に努めます。

目指す方向性（４）信頼に応える学校					
<p>子どもや保護者への相談体制の充実を図り、適切な支援を行います。また、学校の教育活動において「葛飾教育の日<sup>39</sup>」等での学校公開の充実を図るとともに、教職員の指導体制の充実を図ります。さらに、教員研修の充実、学校評価<sup>40</sup>や学校ホームページの活用などを通して、区民の信頼に応える学校づくりを進めます。</p>					
《評価指標》					
ICTの活用により校務の効率化が図られていると感じる教職員の割合（％）					
	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)
小学校	(56.6) 69.4	(70.4)	(72.0)	(74.1)	(80.0)
中学校	(50.5) 63.8	(64.8)	(67.8)	(72.6)	(80.0)
葛飾区教育情報化に関するアンケート調査（教育委員会事務局学校教育推進担当課）					
教育研究指定校・園となり、研究に取り組んだ延べ校・園数（校）					
	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)
小・中学校、園	(29) 29	(39)	(49)	(59)	(69)
事業実績（教育委員会事務局教育指導課）					
「葛飾教育の日」に参観した保護者の人数（人）					
	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)
小学校	(141,000) 216,265	(217,000)	(217,500)	(218,000)	(218,500)
中学校	(22,500) 41,868	(42,000)	(42,500)	(43,000)	(43,500)
事業実績（教育委員会事務局教育指導課）					
施策	令和6年度取組結果				
①支援を必要とする子どもの総合的支援の充実	<p>(ア) 不安や悩みを抱える児童・生徒や子育てに悩む保護者に対するカウンセリング機能の充実を図るため、学校にスクールカウンセラーを配置しました。</p> <p>(イ) 様々な困難を抱える児童・生徒に対して、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークを活用する等、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る</p>				

	<p>スクールソーシャルワーカーを派遣しました。</p> <p>(ウ) 学校が児童・生徒の多様化・複雑化した課題に適切に対応できるようにするため、状況に応じて、児童相談所、警察署などの関係機関とより緊密に連携できるよう、支援を行いました。</p>
<p>②連携・協働する 学校づくり</p>	<p>(ア) 校長のリーダーシップの下、教職員が連携を図り、より充実した教育環境づくりを推進しました。</p> <p>(イ) 校内において組織的にOJT<sup>41</sup>を実施するなど学校が一体となって、人材育成に取り組みました。</p>
<p>③互いに高め合う 教員集団の育成</p>	<p>(ア) 全ての学校・園で、研究主任を中心とした研究や研修を推進するとともに、学校全体で授業力の向上及び「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の充実を図りました。</p> <p>(イ) 「葛飾区立幼稚園・小・中学校教育研究会<sup>42</sup>」の活性化を支援することで、区全体の教科等に関する教員の専門性の向上を図りました。</p> <p>(ウ) 教育課題に対応した研究については、積極的に「教育研究指定校・園」として指定するとともに、研究発表会では各学校の研究成果を共有し、自校の教育活動の充実に活用できるようにしました。</p>
<p>④教員が能力を 発揮できる環境 づくり</p>	<p>(ア) 2地区目以上かつ7年以上の経験を有する教員等を対象に、区の教育課題解決に向けた研究を通して、校内等の課題を解決する力の育成を目的とした葛飾教師塾<sup>43</sup>を開設し、「管理職を見据えた広い視野」をもったリーダーを育成しました。</p> <p>(イ) 教員の表彰制度を実施することにより、優秀な教員の意欲を向上させ、自らの資質・能力の向上につなげるとともに、被表彰者が若手教員へ模範授業を行うなど他の教員の資質向上を図りました。</p> <p>(ウ) 教員の資質・能力やキャリアステージに合わせ、様々な教育課題や教科等の専門性を高めるために各職層において研修を充実させました。</p> <p>(エ) 教員が子どもと向き合う時間を確保するために、学校の印刷環境の見直しや中学校にデジタル採点システムの導入等、働き方改革に向けた校務事務の情報化に取り組みました。</p>
<p>⑤開かれた学校 づくり</p>	<p>(ア) 月1回の「葛飾教育の日」において、日常の授業や研究授業の成果を積極的に公開し、確かな学力の定着や豊かな心の育成などを推進するとともに、家庭・地域との連携を図りました。</p> <p>(イ) 学校評価として、自己評価、児童・生徒授業評価及び学校関係者評価を積極的に行い、改善策について保護者、地域住民へ公表するなどして、引き続き学校運営に対する理解を図りました。</p> <p>(ウ) 学識者が、自己評価、児童・生徒授業評価及び学校関係者評</p>

価の実施状況を踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況を専門的視点から評価を行う第三者評価<sup>44</sup>を、希望する小学校で実施しました。

課題及び今後の方向性

- (ア) 支援を必要とする児童・生徒等の早期発見・支援を行うため、心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の充実を図るとともに、状況に応じて学校と教育委員会、児童相談所、警察署など、関係機関との連携の充実を図ります。
- (イ) 新規採用職員が些細な疑問や困りごとを抱え込まないよう、気軽な会話や相談ができる支援体制を整え、人材育成に努めます。
- (ウ) 学校教育の活性化を図るため、校長のリーダーシップの下、OJTを組織的に行い、教員が相互に学び合い、教員一人一人の能力の伸長を図ります。
- (エ) 「教育研究指定校・園となり、研究に取り組んだ延べ校・園数」の評価指標は、目標を達成しており、引き続き各学校が教育課題に対応した研究に取り組み、積極的に教育研究指定校として、研究発表会を行い、その実践や研究成果を区内全ての学校において共有し、各学校が教育活動の充実に活用できるようにします。
- (オ) 授業力の向上を図るため、全ての学校・園で、研究主任を中心とした研究や研修を推進するとともに、学校全体で授業力の向上及び「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の充実を図ります。
- (カ) 「葛飾区立幼稚園・小・中学校教育研究会」の活性化を支援することで、区全体の教科等に関する教員の専門性の向上を図ります。
- (キ) 教員の能力を向上させるため、2地区目以上かつ7年以上の経験を有する教員等を対象に、教育課題解決に向けた研究を通して、校内等の課題を解決する力の育成を目的とした葛飾教師塾を開設し、授業力が優れ、広い視野をもったリーダーを育成します。
- (ク) 教員の表彰制度を実施することにより、優秀な教員の意欲を向上させ、自らの資質・能力の向上につなげるとともに、被表彰者が若手教員へ模範授業を行うなど他の教員の資質向上を図ります。
- (ケ) 教員の能力を向上させるため、教員の資質・能力やキャリアステージに合わせ、様々な教育課題や教科等の専門性を高めるため、各職層に応じた内容を精選し、研修の充実を図ります。
- (コ) 教員が子どもと向き合う時間を確保するために、校務における生成AI及び校務ダッシュボード<sup>45</sup>の活用やペーパーレス化の推進等、校務事務の情報化を進め、教員の多忙化の解消に取り組みます。
- (サ) 「『葛飾教育の日』に参観した保護者の人数」の評価指標は、目標を達成しており、引き続き、月1回の「葛飾教育の日」を実施し、日常の授業や研究授業の成果を積極的に公開し、確かな学力の定着や豊かな心の育成などを推進するとともに、家庭・地域との連携を図ります。
- (シ) 学校評価として、自己評価、児童・生徒授業評価及び学校関係者評価を積極的に行い、改善策について保護者、地域住民へ公表するとともに、その結果をよりよい学

校運営の実現に生かします。

(ス) 学識者が、希望する小・中学校に対して、教育活動その他の学校運営の状況を専門的視点から第三者評価を実施し、その結果をよりよい学校運営の実現に生かします。

**目指す方向性（５）魅力ある充実した学校**

子どもが地域で安全・安心に、楽しく学校生活を送ることができるよう、教育環境を充実し、学校での教育活動をより活発で効果的なものにします。

また、地域の防災拠点でもある学校の改築を計画的に推進します。改築に当たっては、地域とともにある学校としてふさわしい機能を、地域の方々と協議しながら整備していきます。

《評価指標》

子どもたちにとって学校の施設や設備が充実していると回答した保護者の割合（％）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
小学校	(69.9) 69.9	(70.4)	(70.9)	(71.4)	(71.9)
中学校	(63.8) 62.1	(64.3)	(64.8)	(65.3)	(65.8)

学校教育アンケート（教育委員会事務局教育指導課）

放課後や長期休業中に学習センター（学校図書館）を活用した生徒数（人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
中学校	(28,000) 22,550	(28,000)	(29,000)	(30,000)	(31,000)

事業実績（教育委員会事務局教育指導課）

施 策	令和6年度取組結果										
<b>①学習環境の充実</b>	(ア) 平成30年9月に決定した改築校について、以下の取組を進めました。										
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">水元小学校</td> <td>新校舎建設工事（仮設校舎で運営） 令和7年9月新校舎で運営開始予定</td> </tr> <tr> <td>道上小学校</td> <td>新校舎建設工事（仮設校舎で運営） 令和7年4月新校舎で運営開始</td> </tr> <tr> <td>二上小学校</td> <td>新校舎建設工事 令和8年4月新校舎で運営開始予定</td> </tr> <tr> <td>よつぎ小学校 四ツ木中学校</td> <td>実施設計、中学校プール解体工事、中学校仮設校舎建設工事 令和11年9月新校舎で運営開始予定</td> </tr> <tr> <td>宝木塚小学校</td> <td>仮設校舎建設工事（完成後、仮設校舎で運営）、 既存校舎解体工事 令和11年1月新校舎で運営開始予定</td> </tr> </table>	水元小学校	新校舎建設工事（仮設校舎で運営） 令和7年9月新校舎で運営開始予定	道上小学校	新校舎建設工事（仮設校舎で運営） 令和7年4月新校舎で運営開始	二上小学校	新校舎建設工事 令和8年4月新校舎で運営開始予定	よつぎ小学校 四ツ木中学校	実施設計、中学校プール解体工事、中学校仮設校舎建設工事 令和11年9月新校舎で運営開始予定	宝木塚小学校	仮設校舎建設工事（完成後、仮設校舎で運営）、 既存校舎解体工事 令和11年1月新校舎で運営開始予定
	水元小学校	新校舎建設工事（仮設校舎で運営） 令和7年9月新校舎で運営開始予定									
	道上小学校	新校舎建設工事（仮設校舎で運営） 令和7年4月新校舎で運営開始									
	二上小学校	新校舎建設工事 令和8年4月新校舎で運営開始予定									
	よつぎ小学校 四ツ木中学校	実施設計、中学校プール解体工事、中学校仮設校舎建設工事 令和11年9月新校舎で運営開始予定									
宝木塚小学校	仮設校舎建設工事（完成後、仮設校舎で運営）、 既存校舎解体工事 令和11年1月新校舎で運営開始予定										

	常盤中学校	実施設計、既存校舎改修工事、体育館解体工事 令和9年4月新校舎で運営開始予定
	柴又小学校	東柴又小学校と統合した柴又地域統合小学校改築 基本構想・基本計画策定に向けた検討
(イ) 令和5年12月に決定した改築校について、以下の取組を進めました。		
	本田小学校	改築工事期間中の教育環境の確保の検討
	小松南小学校	改築工事期間中の教育環境の確保の検討
	木根川小学校 渋江小学校 中川中学校	施設一体型校舎の改築基本構想・基本計画、基本・実施設計 令和12年1月新校舎で運営開始予定
	東柴又小学校 桜道中学校	柴又小学校と東柴又小学校を統合して新校舎を建設し、その後、空いた小学校敷地を活用して桜道中学校の改築を行う、柴又地域一連の学校改築の方針を決定
(ウ) 「第2期葛飾区区有建築物保全工事計画」や「葛飾区学校施設長寿命化計画」に基づき、令和5年度と同様に、外壁改修や屋上防水などの保全工事を実施しました。また、学校の状況も踏まえながら、教育環境や施設機能を回復・向上させるための内装改修等の工事を実施しました。		
(エ) 学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進を図るため、未設置の学校に段差解消のためのスロープ及び車椅子利用者用トイレを順次設置しました。令和6年度は、小学校4校・中学校1校にスロープを設置したほか、小学校2校に車椅子利用者用トイレを設置しました。		
(オ) 「葛飾区学校適正規模等に関する方針（提言）」を踏まえ、東四つ木地域における学校適正規模を確保し、教育環境の充実を図るため、令和7年4月に木根川小学校と渋江小学校の学校統合を行いました。令和6年度は、東四つ木地域学校づくり検討懇談会を3回開催し、校章や校歌が決定しました。また、統合小学校の開校に向けて、木根川小学校と渋江小学校の連携を深めながら統合準備を進めました。		
(カ) 児童・生徒の心身の健全な発達と保護者負担の軽減を目的に令和5年度から実施している学校給食費の完全無償化について、令和6年度からは、重度の食物アレルギー等の理由により学校給食を全く喫食せず弁当を持参している児童・生徒の保護者についても、学校給食費相当額の補助を開始しました。		
②教育DXを推進する環境整備	(ア) 教育DXの推進に向けてICT環境の充実を図るため、かつしか教育情報化推進プランに基づき、令和6年度は学校の印刷環境の見直しや中学校におけるデジタル採点システムの導入	

	<p>等、ICTを活用した教員の働き方改革を推進しました。また、次期学校教育総合システム<sup>46</sup>のリプレイスや1人1台タブレット端末の更改に向けての検討を実施しました。</p>
<p>③学びの機会の充実</p>	<p>(ア) 放課後や長期休業中に、学習センター（学校図書館）を開館し、子どもたちが自学自習できる学習環境づくりを行いました。また、全ての中学校において、自学自習を支援する学習指導員を配置し、定期試験前の「自学自習ウィーク」を実施し、放課後等における自学自習の場として学習センター（学校図書館）の活用を推進しました。</p> <p>(イ) 学校司書を配置することにより、いつでも学習センター（学校図書館）を活用できるようにするとともに、主体的な学習活動や読書活動を充実させました。</p> <p>(ウ) 福祉部が全区立中学校において実施している放課後や長期休業中等に基礎学力の向上と学習意欲の向上を支援する、基礎学力定着講座<sup>47</sup>について、連携して取り組みました。</p>
<p><b>課題及び今後の方向性</b></p>	
<p>(ア) 各家庭等において洋式トイレが主流になっている中、学校内には和式トイレが残っており、和式トイレを使用できない児童・生徒もいる状況です。児童・生徒の安心安全を確保するとともに、学校避難所としての防災機能の向上を図る観点からも、学校トイレの洋式化を図っていきます。</p> <p>(イ) 弁当を持参している児童・生徒の保護者に係る学校給食費補助については、申請漏れがないように、保護者や学校への周知を徹底します。</p> <p>(ウ) ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」や働き方改革を更に推進していくため、次年度の1人1台タブレット端末の更新に向けて、アプリの精選等、充実した端末環境を整備するとともに、令和10年度の学校教育総合システムのリプレイスに向けて、今年度中に次期システムの構築事業者を選定し、令和8年度から新システムの構築を進めます。</p> <p>(エ) 児童・生徒の学びの機会を確保するため、放課後や長期休業中に、学習センター（学校図書館）を開館し、子どもたちが自学自習できるようにします。また、全ての中学校において、自学自習を支援する学習指導員を配置し、定期試験前の「自学自習ウィーク」や「夏季学習教室」を実施し、自学自習の場として学習センター（学校図書館）の活用を推進します。</p> <p>(オ) 児童・生徒の学びの機会を確保するため、学校司書を配置することにより、いつでも学習センター（学校図書館）を活用できるようにするとともに、主体的な学習活動や読書活動を充実させます。</p> <p>(カ) 生徒の学びの機会を確保するため、福祉部が全区立中学校において実施している放課後や長期休業中等に基礎学力の向上と学習意欲の向上を支援する基礎学力定着講座について、連携して取り組みます。</p>	

- 
- 1 ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。
  - 2 ウェルビーイング：一般に「良好な状態」を意味する言葉である。本計画では、ウェルビーイングを「幸福の実感」と捉え、精神的（幸せ）・身体的（健康）・社会的（福利）に満たされた状態としている。
  - 3 グローバル人材：グローバル化が進展する中、社会の様々な課題を主体的に解決していく力や多様な人々と協働する力、新しい価値を創造する力等、英語力を基盤とした様々な資質・能力を身に付けた人材のこと。
  - 4 自己肯定感：自分に対する評価を行う際に、自分のよさを肯定的に認める感情。
  - 5 特別支援教育：障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
  - 6 教育DX：教育においてデジタルテクノロジーを活用することで、教育の手法や手段、教職員の業務などを変革させること。
  - 7 学力向上グランドデザイン：小・中学生を対象に実施している学力調査の結果を踏まえ、各校が課題と課題解決の方法を整理した上で、校長が学力向上に向けた取組をまとめたもの。
  - 8 授業充実プラン：校長が策定する学力向上プランに基づき、教員一人一人がより良い授業となるよう作成するプラン。
  - 9 学校司書：学校図書館法第6条によると「学校には、…司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。」とされている。
  - 10 学習センター（学校図書館）：区立学校においては、学校図書館を「学習センター」として位置付け、学校図書館の「読書」機能、「学習」機能、「情報」機能の他に、「自学自習」機能を加えている。
  - 11 教育研究指定校・園制度：学校・園が直面する課題について、解決のための実践的な研究を行い、その研究成果を学校・園及び地域社会に還元するために教育委員会が設置するもの。
  - 12 科学教育センター（未来わくわく館）：子どもたちの理科への興味・関心を高め、科学的な考え方を育むことを目的に、東京理科大学・葛飾キャンパス内の図書館棟に開館している施設。
  - 13 葛飾みらい科学研究コンクール：自由研究を通じて、子どもたちに科学的なものの見方や自然の事象を探究する面白さを知ってもらうため、実施しているもの。
  - 14 理科支援員：児童・生徒が観察・実験において実体験できるよう理科の授業を支援するため、全小・中学校に配置している。
  - 15 かつしかっ子体力アッププログラム：児童・生徒の体力の向上や運動する意欲を喚起することを目的として、日常的に取り組むことができる運動や、授業の中で継続して取り組むことができる運動を示したもの。
  - 16 主体的・対話的で深い学び：平成29（2017）年に告示された学習指導要領において示された考え方で、
    - ①学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できている

か

②子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか

③習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解説策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか

という3つの視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、子どもたちが学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること。

17 葛飾教師の授業スタンダード：小・中学校の授業において、全教員が学力向上のために必ず取り組むべき授業方法。

18 プログラミング教育：子どもたちに、コンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力として「プログラミング的思考」などを育成するもの。

19 外国語指導助手（ALT）：グローバル人材の育成の一環として、区立全学校に派遣し、小学校の英語に親しむ時間・外国語活動・外国語や、中学校英語の授業を補佐し、児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図っている。

20 イングリッシュキャンプ：英語力の向上を目指す生徒を対象に、英語だけで2泊3日の生活体験を行っているもの。宿泊体験型の施設において、ロールプレイなどを取り入れた施設独自のレッスンプログラムにより、普段の授業では体験できない機会を過ごし、英語によるコミュニケーション能力の育成を図っている。

21 かつしかっ子就学前教育カリキュラム：子どもの発達や学びの連続性を踏まえた保育・教育の充実に向け、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るために作成したもの。

22 かつしかっ子スタートカリキュラム：小学校入学当初のカリキュラムを工夫して幼児期の教育と小学校教育を円滑に接続し、入学したかつしかっ子が、幼児教育での学びと育ちを基に、主体的に自己を発揮し、いきいきと新しい学校生活を創り出せるよう作成したもの。

23 進学重点教室：区立中学3年生の希望者に対して、土曜日を利用し、発展的な内容の学習を行い、希望する高等学校への進学を支援する。都立葛飾野高等学校の教員による授業を通して、都立高等学校の入試問題が解ける実力を身に付けることを目的としている。

24 キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じてキャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育。

25 幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿：①健康な心と体②自立心③協同性④道徳性・規範意識の芽生え⑤社会生活との関わり⑥思考力の芽生え⑦自然との関わり・生命尊重⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚⑨言葉による伝え合い⑩豊かな感性と表現。文部科学省の「幼稚園教育要領」、厚生労働省の「保育所保育指針」、内閣府の「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に具体的に示されている。

26 道徳授業地区公開講座：東京都教育委員会の施策として、平成10（1998）年度から実施している。道徳科の授業を公開することにより、開かれた学校教育を推進するとともに、意見交換を通して、学校・家庭・地域社会が一体となった道徳教育を推進することを目的としている。

- 27 人権教育プログラム（学校教育編）：人権教育に関する実践的な手引きとして東京都教育委員会が作成し、毎年、都内の全公立学校の教職員に配付している。各学校において人権教育を推進するための考え方、人権教育の全体計画や年間指導計画づくり、人権課題等に関する実践・指導事例、人権課題等に関わる参考資料等を掲載している。
- 28 東京都人権尊重教育推進校：東京都教育委員会が、東京都人権施策推進指針及び都教育委員会の教育目標、基本方針に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実させるため、人権尊重教育推進校を設置している。東京都全体で 50 校、本区では 1 校が指定されている。
- 29 葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード：学校が「いじめはどの学校でも起こりえるもの」として捉え、未然防止の対策をとりつつ積極的にいじめを認知し、「学校いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応できるようにするための具体的な方策を示すもの。教育委員会が教職員を対象に発行している。
- 30 特別支援教室：通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒を対象として、発達障害教育を担当する教員が各学校を巡回して指導することにより、これまで通級指導学級で行ってきた特別な指導を児童・生徒が在籍校で受けられるようにするもの。本区では、平成 28（2016）年度から全区立小学校で、平成 30（2018）年度から全区立中学校で特別支援教室を実施している。
- 31 自閉症：文部科学省によると、「自閉症」とは、3 歳くらいまでに現れ、①他者との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される、と定義されている。
- 32 特別支援学級：小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数（8 人を上限とする）の学級。区内には、知的障害及び自閉症・情緒障害の学級がある。
- 33 にほんごステップアップ教室：来日直後等で日常の学校生活で使う日本語や生活習慣についての指導が必要な児童・生徒を対象に、日本語の初期指導を行う教室。平成 30（2018）年度に総合教育センター、令和 6（2024）年度に新小岩中学校内に開設し、2 か所で指導をしている。
- 34 多層指導モデル（デジタル版 M I M）：初期の「読み」の指導における最大の難関である「特殊音節」に焦点を当て、文字や語句を正しく読んだり、書いたり、なめらかに読んだりすることをめざす指導モデル。
- 35 スクールソーシャルワーカー：学校からの求めに応じて、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関（子ども総合センター、児童相談所、医療機関等）等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく専門職。
- 36 スクールカウンセラー：児童・生徒へのカウンセリングやカウンセリング等に関する教職員及び保護者への助言・援助など、学校の相談体制の充実に向けて、専門的な知識・経験に基づいて適切に相談に応じることができる臨床心理士等の専門家である。本区では、全区立小・中学校及び保田しおさい学校に配置している。
- 37 葛飾区不登校児童・生徒支援スタンダード：不登校児童・生徒に対する支援に関して、基本的な考えを示すとともに、学校として組織的に対応できるようにするための具体的な方策を示すもの。教育委員会が教職員を対象に発行している。
- 38 総合教育センター：本区の学校教育の充実及び振興を図るため設置する組織であり、教育に関する調査研究や、教育相談・就学相談、適応指導、日本語指導、特別支援教育に係る支援、教職員の

研修などを行っている。

<sup>39</sup> 葛飾教育の日：区立小・中学校において、土曜日授業を実施する日を「葛飾教育の日」と定め、毎月1回第2土曜日を原則として平日2回を上限に、年間11回、保護者、地域住民を対象に学校を公開している。

<sup>40</sup> 学校評価：子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組である。

<sup>41</sup> O J T：On-the-Job Training の略。学校の教育力を向上させ、学校を取り巻く様々な問題に対応できるようにするために、校内で行う職務を通じた育成を行うこと。

<sup>42</sup> 葛飾区立幼稚園・小・中学校教育研究会：教員による研究団体であり、教員が専門性を生かし、各教科等についての指導方法等を研究し、その成果を区内の幼稚園・学校に広めている。

<sup>43</sup> 葛飾教師塾：区の教育課題解決に向けた研究を通して、校内等の課題を解決する力の育成を目指すとともに、研究成果報告を行い、区内各校における指導に生かすもの。

<sup>44</sup> 第三者評価：学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価、児童・生徒授業評価及び学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価。

<sup>45</sup> 校務ダッシュボード：校務支援システムのデータを活用して学校や学級の状況をグラフや表などで可視化するシステムのこと。

<sup>46</sup> 学校教育総合システム：葛飾区立学校の校務事務の効率化及び授業等学習における ICT の活用を目的として整備した校務支援システムや学習系サーバ等の機能を有するシステムの総称。

<sup>47</sup> 基礎学力定着講座：福祉部の学習支援事業。区立中学校を開催場所とし、基礎学力の定着に課題のある中学生を対象に、つまづいた箇所や間違い方の傾向に即して、対象者のレベルに応じた少人数グループ形式により、きめ細やかな指導を行う。また、生徒及び保護者に対し、生活習慣及び育成環境の改善に関する助言をするとともに、受験や進学等について、相談に応じ情報提供及び助言を行う。

**基本方針 2 家庭・地域・学校が連携して子どもの豊かな成長を促します**

《方針・施策の概要》

子どもの豊かな成長を促すために、家庭・地域・学校が連携しながら協力し合い、よりよい環境づくりを進めます。

また、全ての教育の出発点である家庭教育について、各家庭の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力向上のための支援を行っていきます。

《評価指標》

地域の活動に参加している児童・生徒の割合（％）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
小学校	(36.1) 37.9	(38.2)	(38.5)	(38.8)	(39.1)
中学校	(32.2) 32.5	(32.8)	(33.1)	(33.4)	(33.7)

葛飾区学習意識調査（教育委員会事務局教育指導課）※小学4年生以上が対象

目指す方向性	施策
(1) 家庭の教育力向上	①乳幼児期からの家庭教育の充実
	②地域や学校が家庭教育を支援する取組の推進
(2) 地域ぐるみで見守り育む体制づくり	①青少年育成支援の充実
	②学校施設等を活用した放課後支援の推進
	③学校と連携する体制の整備
(3) 家庭・地域との協働による学校教育の充実	①健康教育の推進
	②安全教育の充実
	③キャリア教育の推進
	④区立中学校部活動等の充実

目指す方向性（１）家庭の教育力向上					
<p>基本的な生活習慣や基礎的な社会ルールを身に付ける学びの出発点である家庭の教育力向上を支援することで、子どもの人格形成・健全な成長を促していきます。</p> <p>《評価指標》</p> <p>「朝食を毎日食べている」について肯定的な回答をした児童・生徒の割合（％）</p>					
	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)
小学校	(97.2) 92.7	(97.7)	(98.2)	(98.7)	(99.2)
中学校	(95.2) 89.3	(95.7)	(96.2)	(96.7)	(97.2)
<p>全国学力・学習状況調査（文部科学省）※小学6年生及び中学3年生が対象</p> <p>「夜は時刻を決めて寝ている」について肯定的な回答をした児童・生徒の割合（％）</p>					
	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)
小学校	(63.2) 58.4	(64.7)	(66.2)	(67.7)	(69.2)
中学校	(58.6) 54.7	(60.1)	(61.6)	(63.1)	(64.6)
<p>葛飾区学習意識調査（教育委員会事務局教育指導課）※小学4年生以上が対象</p> <p>子どもに対して生活習慣を身に付けることなど、家庭での教育を心掛けている保護者の割合（％）</p>					
	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)
小学校	(92.9) 91.9	(93.9)	(94.9)	(95.9)	(96.9)
中学校	(87.7) 86.5	(87.8)	(87.9)	(88.9)	(89.9)
<p>学校教育アンケート（教育委員会事務局教育指導課）※保護者が対象</p>					
施策	令和6年度取組結果				
①乳幼児期からの家庭教育の充実	<p>(ア) 朝食の摂取状況や規則正しい生活のチェックなどを通して、基本的な生活習慣の見直しと定着を図ることを目的とした「早寝・早起き、朝ごはん食べようカレンダー」を制作し、区立小学校の全児童及び区内の幼稚園、保育園等に在籍する4・5歳</p>				

	<p>児の保護者を対象に配付・啓発しました。</p> <p>(イ) 「朝食レシピコンテスト」については、毎年、優秀賞 12 作品を表彰していますが、令和 6 年度は、優秀賞に加えて 30 作品を入選作品としました。</p> <p>優秀賞は、表彰状と記念品の授与のほか、広報紙や区公式ホームページ等での公表、「かつしか早寝・早起き・朝ごはん食べようカレンダー」への掲載に加え、食育フェアで紹介するなど、子どもの発育や成長に関わる朝ごはんの摂取の大切さなどを広く啓発しました。</p> <p>入賞作品については、学校を通じて表彰状を送付し、区公式ホームページで作品名を公表しました。</p> <p>(ウ) 子どもに身に付けさせたい基本的な社会ルールや家庭教育の大切さを掲載したパンフレット「かつしか家庭教育のすすめ<sup>2</sup>」を、区内小・中学校の全児童・生徒や幼稚園、保育園等に在籍する 5 歳児の保護者及び「家庭教育講座（小学校ってこんなところ教室）<sup>3</sup>」の参加者や児童相談所で配付し、家庭教育の大切さを啓発しました。</p> <p>(エ) 保護者及び入学前の幼児の不安の軽減を目的とした「家庭教育講座（小学校ってこんなところ教室）」については、元小学校長及びスクールカウンセラーを講師として、「小学校ってこんなところだよ」及び「ドキドキの一年生、家庭での心構え」の 2 つのテーマで実施しました。「ドキドキの一年生、家庭での心構え」はオンラインで実施し、在宅でも参加できるよう工夫をしました。</p> <p>(オ) 保護者組織等が学習会を開催する際に講師を派遣し、その講師謝礼を助成する「家庭教育応援制度<sup>4</sup>」について、広報紙や区公式ホームページを活用して周知したほか、PTA や保護者、私立保育園等の電子連絡網を活用し、広く利用促進を図りました。さらに、前期の募集は 4 月初めからとなり、時期的に応募状況が少なくなりがちなため、追加募集を行い、活用しやすくしました。</p>
<p>②地域や学校が家庭教育を支援する取組の推進</p>	<p>(ア) 子育てに悩む保護者に対するカウンセリング機能の充実を図るため、学校にスクールカウンセラーを配置しました。</p>
<p><b>課題及び今後の方向性</b></p>	
<p>(ア) 「早寝・早起き、朝ごはん食べようカレンダー」について、カレンダーとして、配付先(公立学校)以外での活用促進を図るため、区の広報媒体から広く周知を行い、区公式ホームページによる電子データの活用を図りつつ、カレンダー内にある早寝・早起きに関する情報等の見直しや新たな項目の追加について検討します。</p> <p>(イ) 「朝食レシピコンテスト」は、令和 5 年度以降、学年層別に 3 つのテーマに分けて</p>	

募集をしてきましたが、低学年と中学年の応募数が高学年と比較して少ないという課題があることから、応募数の少ない部門のコンテストへの興味や応募数を増やすための取組を検討します。

- (ウ) 「かつしか家庭教育のすすめ」については、小冊子を配付する機会が限られていたこともあり、アンケート調査では読んだことがない保護者が約 69%に及んでいました。このため、「小学校ってこんなところ教室」など保護者が集まる場所で小冊子の配付を行い、見てもらう機会を増やします。また、令和 6 年度と同様、二次元コードの活用により「かつしか家庭教育のすすめ」の閲覧へ誘導を図っていきます。
- (エ) 「家庭教育講座（小学校ってこんなところ教室）」は、日本語での講座となっておりますが、外国籍の方が本講座の内容を理解できるように、保護者向けに内容の一部を区公式ホームページに掲載し、多言語翻訳にて内容を理解できるように掲載することを検討します。
- (オ) 「家庭教育応援制度」については、多くの団体が利用できるよう、1 団体につき 1 度の利用となっており、複数回利用の希望に対応できないという状況にあることから、予算の範囲内で希望する団体の要望に対応できるよう制度の見直しを検討します。また、子育てに関する内容であればインターネット、体づくり、性教育等の分野でも制度を利用できることから、地域や学校などにも周知を図ることで、利用促進に努めます。
- (カ) 子育てに悩む保護者に対するカウンセリング機能の充実を図るため、学校にスクールカウンセラーを配置します。令和 7 年度は、一部の小学校においてスクールカウンセラーの配置日数を拡大し、相談体制の充実を図ります。

目指す方向性（2）地域ぐるみで見守り育む体制づくり

家庭・地域・学校が連携することで、子どもの多様な体験や世代間を超えた交流を経験させ、地域に愛着や誇りをもてるよう、社会全体で子どもの成長や自立を支援します。

《評価指標》

青少年が地域での体験・活動に参加していると思う区民の割合（％）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
区民の割合	(21.1) 22.2	(22.4)	(22.9)	(23.8)	(24.7)

政策・施策マーケティング調査

学童保育クラブやわくわくチャレンジ広場<sup>5</sup>があることで、子どもが放課後等を安全・安心に過ごせる環境が整っていると思う保護者の割合（％）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
保護者の割合	(74.5) 76.9	(77.4)	(77.9)	(78.4)	(78.9)

学校教育アンケート（教育委員会事務局教育指導課）※保護者が対象

最近1年間に学校の行事やボランティア活動などに参加したことがある区民の割合（％）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
区民の割合	(19.0) 21.4	(21.5)	(21.6)	(21.7)	(21.8)

政策・施策マーケティング調査

施策

令和6年度取組結果

①青少年育成支援の充実	<p>(ア) 葛飾区青少年育成地区委員会<sup>6</sup>との共催による地区委員研修会を実施し、地区委員会委員等 223 人が参加しました。「少年の主張大会<sup>7</sup>」については、小学校 50 校から 251 人、中学校 23 校から 90 人、計 341 人（令和 5 年度は、小学校 48 校 268 人、中学校 23 校 58 人、計 326 人）の応募がありました。「地区ロードレース大会<sup>8</sup>」については、雨天や会場の改修工事による中止 4 地区を除く 15 地区で開催され、6,655 人（令和 5 年度は 17 地区、7,411 人）の参加がありました。</p> <p>(イ) 葛飾区青少年委員<sup>9</sup>は、役員会を 12 回、定例会を 10 回開催</p>
-------------	--

	<p>し、8つのブロック会及び6つの専門部会の活動に対する企画・運営等を支援しました。あわせて各委員は、青少年育成地区委員会での活動をはじめ、学校との連絡調整、PTAとの意見交換、地域行事への協力等を通じて、青少年の健全育成を推進しました。</p> <p>(ウ) 子ども会育成会連合会<sup>10</sup>との共催事業のうち、子どもまつりを開催し、約29,000人が参加しました。</p> <p>また、ジュニア・リーダー講習会<sup>11</sup>野外活動宿泊実習やかっしか少年キャンプ<sup>12</sup>を開催し、ジュニア・リーダーを育成しました。少年キャンプ参加者からジュニア・リーダー講習会の受講を希望する方もおり、キャンプの実施効果が得られています。ジュニア・リーダー講習会は38人が受講し、かっしか少年キャンプは73人が参加しました。</p>
<p>②学校施設等を活用した放課後支援の推進</p>	<p>(ア) 児童が放課後等を安全・安心に過ごせるよう、学校敷地内や学校近隣の適切な場所に学童保育クラブを整備します。令和6年度は、新小岩地域に定員50人の学童保育クラブを新設しました。また、道上小学校で校内学童保育クラブの整備工事を行いました。</p> <p>(イ) 学童保育クラブの待機児童が特に多い学校において、放課後、土曜日、三季休業中等の未利用時間帯に校内の諸室等を活用した学童保育クラブの待機児対象の放課後居場所事業「かっしかプラス」を4校でモデル実施した結果、66人の入会がありました。</p> <p>(ウ) わくわくチャレンジ広場は、コロナ禍以降、実施日数の減少や受入可能な学年に制限が加えられてきた中、サポーターの協力を得て、受入学年を1校、実施日数を3校で拡大しました。</p>
<p>③学校と連携する体制の整備</p>	<p>(ア) 区立小・中学校73校の各学校地域応援団<sup>13</sup>については、活動ボランティアの減少傾向を抑制するため支援者を区の広報媒体等を活用して募集しました。また、学校活動支援の継続がなされるよう地域コーディネーターと連携した支援者確保を図り、コロナ禍以降最も低かった令和3年度の延べ活動者数から、毎年着実にその数を増やしました。</p> <p>(イ) PTA活動が効果的・効率的となるよう、講習会や研修会など、学びの機会を提供しました。</p> <p>(ウ) 国が推進する学校運営協議会(コミュニティ・スクール)<sup>14</sup>の設置に向けたモデル校を選定し、設置に向けた準備を進めました。</p>

## 課題及び今後の方向性

- (ア) 少年の主張大会をはじめとする青少年育成地区委員会との共催事業については、学校や地域により応募人数のばらつきがあることが課題です。開催日程が学校行事と重複しないよう、地区予選会の日程が決定次第、前年度末までに各学校に日程を周知するなど、各青少年育成地区委員会が学校と調整を図り、より参加しやすい環境を整え、参加意欲を高める事前周知を行いながら、参加者数の増加を図ります。
- (イ) 青少年育成地区委員会、葛飾区青少年委員会及び子ども会育成会連合会など、青少年の健全育成のために活動する団体に対しては、活動支援を通して連携を深め、引き続き地域における青少年の健全育成を図ります。
- (ウ) 子どもたちが放課後を安全・安心に過ごせるように、学校改築に併せた校内学童保育クラブの開設や緊急対策としての待機児童解消に向けた放課後居場所事業「かつしかプラス」実施校の拡大を進めます。また、わくわくチャレンジ広場は、各校の運営委員会やサポーター、学校等の協力を得ながら活動を拡大していきます。サポーターによる運営が困難な場合は、委託による運営支援を検討し、全ての児童が放課後等を安全に過ごし、多様な体験ができる環境整備を進めます。
- (エ) 「学校地域応援団」については、学校地域応援団本来の学校支援と、それに伴う地域コーディネーターの資質向上や地域の支援人材の発掘が課題です。既に配置している地域コーディネーターの役割や資質向上に必要な研修会の実施に加え、応援団への地域理解が深まり気軽に参画できる活動であることを知ってもらうよう、様々な広報媒体を通じて支援していきます。また、「学校地域応援団」等、学校支援団体や個人が校内で活動する際に使用できるよう各小・中学校へWi-Fiの導入を進めます。
- (オ) 学びの機会の提供だけでなく、ニーズの把握が課題です。講習会講師の紹介など、企画するPTAが様々な内容を選べるようニーズを捉えながら情報更新を行います。また、今まで、各研修によって提出資料の書式が異なっていたため、書式をまとめて申込事務を簡略化することを検討していきます。
- (カ) 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)については、モデル校に対して、東京都のCSアドバイザーを活用し学校や学校運営協議会への制度導入に向けた説明会を行います。また、CSアドバイザーを活用し、現行の学校運営基本方針を基に学校や地域の課題を共有することでスムーズな学校運営協議会の準備を検討します。

目指す方向性（3）家庭・地域との協働による学校教育の充実

望ましい食習慣の形成や健康教育、キャリア教育や交通安全、災害時の安全教育等について、積極的に家庭・地域と学校が協働することにより、学校教育の充実を図ります。

《評価指標》

「将来の夢や目標をもっている」について肯定的な回答をした児童・生徒の割合（％）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
小学校	(81.0) 82.0	(82.7)	(83.5)	(84.2)	(85.0)
中学校	(71.0) 69.8	(71.1)	(72.4)	(73.7)	(75.0)

学習意識調査（教育委員会事務局教育指導課）※小学4年生以上が対象

地域クラブ活動の実施種目延べ数（種目）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
種目数	(9) 7	(9)	(15)	(15)	(30)

事業実績（教育委員会事務局地域教育課）

施 策	令和6年度取組結果
①健康教育の推進	<p>(ア) 各学校において、健康部と連携した喫煙防止教育<sup>15</sup>や外部人材を活用した薬物乱用防止教室<sup>16</sup>を実施しました。</p> <p>(イ) 各学校の保健主任を中心とした学校保健委員会<sup>17</sup>を活用し、保健などの授業の充実を図るとともに、組織的な健康教育を推進しました。</p> <p>(ウ) がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識をもてるよう、がん教育地域拠点病院と連携してがん教育<sup>18</sup>に取り組みました。</p> <p>(エ) 東京聖栄大学と連携した、教員対象の食育リーダー研修を実施しました。</p>
②安全教育の充実	<p>(ア) 警察署等の関係機関と連携した「セーフティ教室<sup>19</sup>」を全校で実施しました。</p> <p>(イ) 「安全教育プログラム<sup>20</sup>」や「防災ノート」、「東京防災」、「マイ・タイムライン」を活用し、実践的な指導を推進するとともに、学校と家庭が連携した防災教育を実施しました。</p> <p>(ウ) 都市整備部と連携し、スケアード・ストレイト<sup>21</sup>方式による</p>

	<p>交通安全教室を区立小学校 7 校、区立中学校 7 校で実施しました。</p> <p>(エ) 各学校における年間指導計画に基づき、火災、地震、侵入者対応などを想定した避難訓練を、月 1 回実施しました。</p>
<p>③キャリア教育の推進</p>	<p>(ア) 定期的に進路指導主任研修会を行い、各学校における取組や指導方法などを共有し、キャリア教育の充実を図りました。</p> <p>(イ) 児童・生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育成し、自己実現につながるものとして、「キャリア・パスポート<sup>22</sup>」を全区立小・中学校で実施しました。</p> <p>(ウ) 区内各事業所の協力を得て、中学 2 年生を対象とした「中学生職場体験<sup>23</sup>」を全区立中学校で実施し、望ましい勤労観・職業観を育成しました。</p>
<p>④区立中学校部活動等の充実</p>	<p>(ア) 部活動の地域移行を進めるため、令和 6 年度は新宿中学校をモデル校に指定し、運動系 7 種目で地域クラブ活動のモデル事業を試行的に実施しました。</p> <p>(イ) 各学校の状況を考慮しながら、引き続き中学校部活動顧問指導員（会計年度任用職員）や中学校部活動地域指導者（有償ボランティア）の配置の充実を図りました。</p>
<p><b>課題及び今後の方向性</b></p>	
<p>(ア) 健康教育の推進を図るため、各学校において、健康部と連携した喫煙防止教育や外部人材を活用した薬物乱用防止教室を実施します。</p> <p>(イ) 組織的な健康教育を推進するために、各学校の保健主任を中心とした学校保健委員会を活用し、保健などの授業の充実を図ります。</p> <p>(ウ) がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持てるようにするため、がん教育地域拠点病院と連携してがん教育に取り組みます。</p> <p>(エ) 組織的な健康教育を推進するために、教員対象の食育リーダー研修の内容を充実させます。</p> <p>(オ) 安全教育の充実を図るため、警察署等の関係機関と連携した「セーフティ教室」を全校で実施します。また、「安全教育プログラム」や「防災ノート」、「東京防災」、「マイ・タイムライン」を活用し、実践的な指導を推進するとともに、学校と家庭が連携した防災教育を実施します。</p> <p>(カ) 登下校時の事故が社会問題になっているため、都市整備部と連携し、スクエア・ストレイト方式による交通安全教室を実施します。</p> <p>(キ) 各学校における年間指導計画に基づき、火災、地震、侵入者対応などを想定した避難訓練を、月 1 回実施します。</p> <p>(ク) 中学 2 年生全生徒を対象に、普通救命講習を実施し、人命救助に対する理解を深め、心肺蘇生法における実践力の向上を図ります。</p> <p>(ケ) キャリア教育は、様々な教育活動を通して行う必要があるため、定期的に進路指導主任研修会を行い、各学校における取組や指導方法などを共有し、キャリア教育</p>	

の充実を図ります。

- (コ) 児童・生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育成し、自己実現につながるものとして、「キャリア・パスポート」を全区立小・中学校で実施します。
- (サ) 望ましい勤労観・職業観を育成するため、区内各事業所の協力を得て、中学2年生を対象とした「中学生職場体験」を全区立中学校で実施します。
- (シ) 部活動の地域移行については、令和6年度からモデル事業を実施することで、諸課題の抽出を行っています。令和7年度は、新宿中学校での運動系7種目の地域クラブ活動のモデル事業を継続するとともに、中川中学校・四ツ木中学校の2校において運動系2種目で合同モデル事業を新たに試行実施することで、同モデル事業で得られた成果や課題について検証を重ねながら、本区における部活動の在り方を引き続き検討します。また、中学校部活動顧問指導員や中学校部活動地域指導者の人員の確保や、指導員に対する研修体制の整備等の取組を検討します。そして、令和7年度末までを目途に「中学校部活動の地域連携・地域移行の推進のための基本的な方針」を策定し、それ以降、同方針に基づいた取組を推進します。

- 1 早寝・早起き、朝ごはん食べようカレンダー：区立小学校の全児童及び区内の幼稚園・保育園等に在籍する4・5歳児の保護者に作成し、配付している。掲載内容は、生活リズムを整えるための豆知識、朝食レシピなどである。親子で読んだり子ども自身が毎日朝食の摂取状況や就寝時刻をチェックしたりするなど、カレンダーを活用することで、朝食に対する意識付けや規則正しい生活を送るといった基本的な生活習慣を身に付けるための啓発につなげている。
- 2 かつしか家庭教育のすすめ：基礎的な社会ルールやマナーを守ることの大切さなど、子どもの「生きる力」を育むために、子どもの発達段階を4期（幼児後期、学童前期、学童後期、青年前期）に分け、発達の特徴と保護者の関わり方のポイントを掲載したパンフレット。
- 3 家庭教育講座（小学校ってこんなところ教室）：保護者及び入学前の幼児の不安を軽減することを目的として、保護者向けに元小学校校長が入学後の子どもの様子や勉強について講演する「小学校ってこんなところだよ」、スクールカウンセラーによる「家庭での心構え」、また、幼児向けに小学校生活が体験できる「子ども教室」を開催している。
- 4 家庭教育応援制度：乳幼児や小・中学生の保護者組織等が保護者向けの家庭教育に関する学習会を開催する際に、区が講師を派遣し、その講師謝礼を助成する制度。
- 5 わくわくチャレンジ広場：小学校の施設を活用し、児童が放課後等を安全・安心に過ごせるよう地域の方々が見守りを行う事業。本区では、平成18（2006）年度から区内全ての小学校で実施している。
- 6 葛飾区青少年育成地区委員会：地域の青少年の健やかな育成を目的に活動している団体で、本区には19の地区委員会がある。それぞれの委員会は、青少年委員や子ども会育成会、PTA、スポーツ推進委員、保護司、民生・児童委員、学校、自治町会などの青少年育成関係者で構成されている。関係する機関や団体と連絡調整を図りながら、スポーツ・レクリエーション活動や教育・子育てなど青少年に関わるテーマの講演会等、それぞれの地区の特色を生かした様々な取組を行っている。
- 7 少年の主張大会：児童・生徒が、家族や学校、社会のできごとを通して、日々考えていることや感じていることを、自分の言葉で表現し発表する場として、昭和60（1985）年度から毎年開催している。大会は、小学生の部と中学生の部に分かれており、青少年育成地区委員会と教育委員会の共催事業として実施している。
- 8 地区ロードレース大会：地域住民相互の交流と親睦を促すほか、各地区の地域スポーツの振興を図り、区民の健康づくりを促進することを目的として、区と教育委員会及び自治町会連合会が主催し、青少年育成地区委員会の協働により19地区で開催するもの。
- 9 葛飾区青少年委員：葛飾区青少年委員の設置に関する規則で定める非常勤職員で、小学校の学区域選出49人、中学校の学区域選出24人の計73人を教育委員会が委嘱している（任期は2年）。昭和28（1953）年に東京都に青少年委員制度が設置され、昭和40（1965）年に区市町村に移管されて現在に至っている。各委員は、青少年育成地区委員会での活動をはじめ、学校との連絡調整、子ども会やPTAとの意見交換、地域行事への協力などを通じて青少年の健全育成を図っている。
- 10 子ども会育成会連合会：区内の子ども会育成会員相互の連絡・協調・親睦を図るとともに、単位子ども会の向上発展を期し、併せて区内の子どもたちを健全に育成することを目的としている。区や教育委員会との協働事業として「子どもまつり」や「かつしか少年キャンプ」「ジュニア・リーダー講習会」などを実施している。

- 11 ジュニア・リーダー講習会：子ども会活動におけるジュニア・リーダーの育成を目的とした葛飾区子ども会育成会連合会との共催事業。講習会では、ジュニア・リーダーとして必要な知識や技術を習得し、様々な年齢の地域の子どもや指導者と交流することを通じて、豊かな人格形成を図ることを目指している。講習会の対象者は、原則として中学1年生から3年生で、初級・中級・上級の3つの級に分かれている。講習会は年9回開催され、各級に必要な単位を取得して進級及び修了となる。
- 12 かつしか少年キャンプ：葛飾区子ども会育成会連合会と教育委員会との共催事業で、小学4年生から6年生までの子ども会員に野外活動体験の機会を提供するとともに、子ども会のリーダー養成を図り、子ども会活動の活性化に寄与することを目的として実施している。
- 13 学校地域応援団：学校の求めに応じて、これまで学校と地域が築いてきた様々な学校支援の活動を継承しながら、学校・家庭・地域が一体となって学校の教育活動を支える仕組み。平成20（2008）年度にモデル校3校からスタートした。活動内容は、学習活動の支援、体験学習活動の支援、家庭教育力の向上など多岐にわたっており、地域や保護者による様々な活動を承継・発展させ、組織的なものにするすることで、より効果的な学校支援を行い教育の充実を図っていく。
- 14 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）：地域住民や学校へ通う児童・生徒の保護者等が、学校運営の基本方針の承認や意見具申を行い、積極的に学校運営に関わる合議制の機関である。協議会の意見等を学校運営に反映して社会に開かれた教育課程を編成し、学習指導要領の具現化を目指していくことが期待されている。法に基づいて学校運営協議会を設置し、子どもを取り巻く地域や学校の課題を協議する仕組みを持つ学校を「コミュニティ・スクール」と呼ぶ。
- 15 喫煙防止教育：学校において、喫煙が健康に与える影響等を子どもが正しく理解できるよう指導を行うもの。
- 16 薬物乱用防止教室：学校における薬物乱用防止教育の推進を図るため、薬物乱用の有害性や危険性を子どもが正しく理解できるよう指導を行うもの。
- 17 学校保健委員会：各学校に設置している学校保健委員会は、校長を中心に学校職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表などで構成され、学校保健計画の策定、学校保健の諸問題の改善、学校環境衛生の改善、児童・生徒の健康の保持増進に関することを所掌事項としている。
- 18 がん教育：国民が、がん予防や早期発見の重要性を認識し、自分や身近な人ががんに罹患しても、そのことを正しく理解し向き合うことができるよう、がんに関する知識の普及啓発を進める一環として学校で取り組むもの。国は平成26（2014）年度より「がんの教育総合支援事業」を行い、全国のモデル校において、がん教育を実施するとともに、がん教育の教材や外部講師の活用に関するガイドラインを作成し、がん教育を推進している。
- 19 セーフティ教室：東京都内の小・中学校、特別支援学校において、警察等の関係機関と連携し、子どもの非行防止や子どもを犯罪被害から守るための取組として実施しているもの。
- 20 安全教育プログラム：安全教育に関する実践的な手引きとして東京都教育委員会が作成し、毎年、都内の全公立学校の教職員に配付している。安全教育に関わる実践例や参考資料等を掲載している。
- 21 スケアード・ストレイト：スタントマンが受講者である児童・生徒の前で交通事故を再現することにより、交通事故の怖さ等を実感させ、交通ルールの必要性について考える機会としている。
- 22 キャリア・パスポート：児童・生徒自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。文部科学省によると、以下の目的で行うこととしている。
- ①小学校から高等学校を通じて、児童・生徒にとって、自らの学習状況やキャリア形成を見通した

---

り、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につながるもの。

②教師にとっては、その記述をもとに対話的にかかわることによって、児童・生徒の成長を促し、系統的な指導に資するもの。

<sup>23</sup> 中学生職場体験：中学生に、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成し、自立や社会参加を促すことを目的に、区立中学2年生を対象とし、連続した数日間、地域商店街、地元産業、民間企業及び公的施設の職場で、実際に仕事を体験する取組。

**基本方針 3 生涯にわたる豊かな学びを支援します**

《方針・施策の概要》

区民が生涯にわたり、学習・文化・スポーツ活動に親しむとともに、区民同士が交流し絆を深めるための場と機会を充実します。

また、区民と協働して、学んだ成果を地域社会に生かす仕組みをつくり、学び合い、助け合い、高め合うコミュニティづくりを進めます。

《評価指標》

日頃から学習や習い事をしている区民の割合（％）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
区民の割合	(31.0) 31.8	(32.4)	(32.5)	(32.6)	(32.7)

政策・施策マーケティング調査

日頃から運動やスポーツをしている区民の割合（％）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
区民の割合	(68.0) 66.5	(68.9)	(69.7)	(70.5)	(71.3)

政策・施策マーケティング調査

目指す方向性	施策
(1) 誰もが、学習・文化・スポーツ活動に取り組める機会の充実	①区民のニーズをとらえた学習機会の充実
	②生涯にわたるスポーツ活動の推進
	③学びと自立を支える課題解決型図書館 <sup>1</sup> サービスの充実
(2) 学びの成果が地域に生きる仕組みづくり	①区民協働による学習・スポーツ活動の推進
	②葛飾への愛着が深まる事業の推進
	③地域の担い手の養成と支援

(3) 誰もが学び、集い、スポーツに 親しめる環境づくり	①学びを促進する環境の整備
	②魅力あるスポーツ施設の整備
	③スポーツを「みせる」環境の整備
	④利便性の高い図書館の整備

**目指す方向性（１）誰もが、学習・文化・スポーツ活動に取り組める機会の充実**

全ての区民が、学習・文化・スポーツ活動を通して、豊かな人生を送るための支援をします。そのために、区民の誰もが自分にあった形で主体的に学習・文化やスポーツに参加できるように、機会の充実を図ります。

《評価指標》

かつしか区民大学<sup>2</sup>、わがまち楽習会<sup>3</sup>、団体・サークル支援講座、団体学習支援事業※の合計延べ受講者数（人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
受講者数	(7,250) 7,759	(8,300)	(8,850)	(9,400)	(9,950)

事業実績（教育委員会事務局生涯学習課）

※団体学習支援事業は令和7年度開始予定。令和6年度は再編前の生涯学習援助制度の受講者数

生涯スポーツ課事業（指定管理者事業含む）の実施における参加者数（人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
参加者数	(191,283) 195,115	(220,000)	(249,000)	(278,000)	(307,000)

事業実績（教育委員会事務局生涯スポーツ課）

図書館利用カードの新規登録者数（人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
新規登録者数	(13,000) 12,748	(13,200)	(13,400)	(13,700)	(14,000)

事業実績（中央図書館）

施 策	令和6年度取組結果
①区民のニーズをとらえた学習機会の充実	<p>(ア) かつしか区民大学では、区民大学の講座所管課に働きかけ、新たな講座を区民大学単位認定講座として位置付けるとともに、生涯学習課主催で特別講演会を3回開催しました。コロナ禍の収束によりオンライン受講可能な講座は減少(令和5年度：11→令和6年度：2)しましたが、講座・講演会の数は微増(令和5年度：134→令和6年度：135)し、延べ受講者数は前年度の5,849人から6,439人に増加しました。</p>

	<p>(イ) 郷土と天文の博物館<sup>4</sup>では、様々なテーマでの講座や展示事業を実施しました。郷土分野では令和6年8月3日から9月29日まで特別展「徳川三代と青戸御殿」を開催し、天文分野では、プラネタリウムや郷土分野と連携したコンサートなどの事業を実施しました。博物館の改修工事による休館期間（令和6年10月1日～令和7年3月31日）には、他の区有施設や野外において講座及びイベントを実施しました。これらの取組について、随時博物館ホームページや年4回（うち1回は子ども向け）発行する館だよりなどで、積極的に情報提供を行いました。</p> <p>(ウ) 広く区民が活用しやすい事業となるよう、障害の有無にかかわらず学習・文化団体が自主的に企画した学習会の講師謝礼を助成する「団体学習支援事業」と、障害のため外出が困難な方（個人）の学習を支援する「障害者学習支援事業」を令和7年度から新たに開始できるよう整理を行いました。また、知的障害のある方々が、安全に安心して仲間づくりやレクリエーション等に親しめるよう、かつしか教室<sup>5</sup>のプログラム内容や開催方法について工夫を行いました。</p> <p>(エ) 様々な文化団体の発表の場である「葛飾区民総合芸術祭典」「合唱祭」「葛飾区民文化祭」「学び交流まつり<sup>6</sup>」や、子どもが音楽・演劇や美術に取り組む「NPOとの協働による文化・芸術教室」や「そうさく教室」などを行い、区民が文化・芸術に親しむ機会の充実を図りました。</p>
<p>②生涯にわたるスポーツ活動の推進</p>	<p>(ア) 一般社団法人葛飾区スポーツ協会<sup>7</sup>と連携して、競技力向上のための区民体育大会や、誰もが気軽に参加できる区民スポーツ大会を実施しました。</p> <p>(イ) 河川敷や公園を中心に設定したコースを利用して、ランニングやウォーキングを楽しむ方々の利便性向上のため、着替えや荷物の預かり、シャワー等の利用が可能なコース周辺の公衆浴場や体育施設等をランニングステーションとして指定し、身近な場所でランニングやウォーキングを楽しめる環境整備を継続しています。また、この環境を活用してランニング・ウォーキング教室事業を展開することで、ランニングステーションとコースの認知度向上と利用促進につなげました。</p> <p>(ウ) 「健康長寿のまち葛飾」を見据えて、スポーツ活動と健康づくりの相乗効果を促すために、他部署の健康推進事業との連携や、スポーツを通じた連携協力協定を締結した企業と協働して、スポーツイベントを中心に健康測定等を実施することで、区民のスポーツによる健康づくりへの意識や関心の向上を図りました。</p>

	<p>(エ) 障害者が自主的かつ積極的に安心してスポーツ活動に取り組めるよう、障害者スポーツ指導員の養成と発掘をするとともに、年間を通して定期的に教室や開放事業を開催しました。また、共生社会の実現に向けて、ユニバーサルスポーツの普及と発展及びボランティアの育成を進めるため、レクリエーションスポーツの指導員養成講習会や体験会を実施しました。</p>
<p>③学びと自立を支える課題解決型図書館サービスの充実</p>	<p>(ア) 近隣の大学と連携して、「健康的な和食献立と減塩調理のすすめ」などの講座を実施しました。</p> <p>(イ) ブックスタート事業<sup>8</sup>として児童相談部及び健康部と連携し、3～4か月児健診時に赤ちゃんと保護者に対して、絵本とアドバイスブックレット等が入ったブックスタートパックを手渡ししており、令和6年度は2,804人に配付しました。ボランティアによる健診会場での絵本の読み聞かせは、感染症拡大防止の観点から引き続き休止としました。また、ブックスタート事業に続き、幼児期からの読書習慣の定着を図るため、3歳児を対象としたセカンドブック事業<sup>9</sup>を実施し、令和6年度は1,773冊の絵本を配付しました。</p> <p>(ウ) かつしかっ子ブック事業<sup>10</sup>を実施することで、児童が読書に親しむ機会を提供しました。令和6年度の小学1年生への配付実績は3,353人となりました。また、中学1年生の全ての生徒を対象に、区立図書館所蔵の電子書籍<sup>11</sup>が閲覧できるようID・パスワードを配付し、中学生に貸与されているタブレットのホーム画面に9月から電子書籍のアイコンを設置しました。</p> <p>(エ) ブックスタート、セカンドブック、かつしかっ子ブックの対象者には、読んだ本のタイトルやその時のお子さんの様子などを書きこめる「読書手帳<sup>12</sup>」を配付しました。記録し終わった「読書手帳」には記念のスタンプを押して、2冊目以降を渡すことで、家族ぐるみで読書を楽しむ「家読（うちどく）」の推進を図りました。これにより、配付実績は、乳幼児版は5,108冊、小学生版は3,900冊となりました。</p> <p>(オ) 各図書館では、おはなし会や絵本読み聞かせなどの子ども向け行事を実施し、絵本や読書に親しむ機会を設けました。</p> <p>(カ) 夏休みには「夏休み自由研究おうえんたい<sup>13</sup>」（参加者数61人）を実施し、調べ方やまとめ方についてサポートを行うことで、レファレンス<sup>14</sup>サービスの充実を図りました。また、学校への団体貸出や学級訪問、職場体験等を通じ学校との連携を図りました。</p> <p>(キ) ビジネス支援事業として、ビジネスセミナーの講演会（中央図書館：8回、立石図書館：4回）、相談会（中央図書館：12回、立石図書館：12回）を実施しました。令和5年度に引き続</p>

き令和6年度についても、講演会の一部をオンライン(会場とオンライン参加併用のハイフレックス方式)で開催しました。また、健康・医療講演会(中央図書館:1回)、法律セミナー(中央図書館:1回)を開催しました。

(ク) 電子書籍を15,367冊から17,945冊まで増やしました。電子書籍の総貸出者数は12,210人でした。電子書籍等の利用促進のために、2月と3月に「電子書籍体験会」を実施し、21人の参加者に電子書籍の検索や利用方法について実際に体験していただきました。

### 課題及び今後の方向性

(ア) かつしか区民大学では、多くの講座で応募多数により抽選になっていることが課題です。「葛飾区生涯学習課公式note」を活用し、抽選で外れた方や会場で受講ができなかった方へ講座内容の記事を提供するとともに、区公式SNSを活用した周知により新たな受講者層の発掘に引き続き取り組んでいきます。また、会場に足を運ばなくても多くの方が学習できるようオンデマンド配信を中心としたオンラインを利用した学びの場を引き続き提供していきます。

(イ) 郷土と天文の博物館は小学校などの教育現場で活用されているものの、全ての世代に十分活用されていないことが課題です。郷土と天文の博物館では、講座、イベント、展示などを通して、幅広い世代に学びの機会の場を提供していきます。

(ウ) 以前の「生涯学習援助制度」と「出前教室」では支援の内容や対象が分かりにくくなっていたことが課題です。そのため広く区民が活用しやすい事業となるよう、障害の有無にかかわらず学習・文化団体が自主的に企画した学習会の講師謝礼を助成する「団体学習支援事業」と障害のため外出が困難な方(個人)の学習を支援する「障害者学習支援事業」を令和7年度から新たに開設しました。また、かつしか教室においては学級生の高齢化やプログラムの固定化といった現状や課題があります。こうした現状や課題を踏まえ、学級生がより楽しむことができるプログラムが展開できるよう、学級生のニーズや関心の高い内容を踏まえて実施します。

(エ) 文化協会等の協働団体は高齢化による運営側の人手不足といった課題があります。若年層も含め幅広い世代が文化・芸術活動に取り組めるように協働団体の活動を支援し、「葛飾区民文化祭」「NPOとの協働による子ども文化芸術教室」や「そうさく教室」などの文化・芸術事業の充実を図ります。

(オ) スポーツ推進委員は、地区ロードレース大会<sup>15</sup>をはじめ、地域のスポーツ行事の企画・運営をするなど、スポーツ実技指導以外にも重要な役割を担っています。今後も、区と地域のパイプ役となり、地域スポーツ推進のリーダー役として活動していただけるよう、研修や事業を通してスポーツ推進委員の資質向上に取り組んでいきます。

(カ) 「図書館利用カードの新規登録者数」が12,748人と評価指標の目標値である13,000人を下回りました。令和7年度は、電子書籍コンテンツ数を増やし、オーディオブック<sup>16</sup>を導入することにより、非来館者向けサービスの拡大を図ります。さらに、電子書籍閲覧用のIDの配付対象を小学5・6年生に拡大します。今後も電子書籍等の充実をはじめとした利用者の利便性を高めるとともに、課題解決型図書館サービスの充実

に努めます。

目指す方向性（２）学びの成果が地域に生きる仕組みづくり

区民・団体・区との協働による学習・文化・スポーツ活動を推進し、地域への関心を高める機会の充実を図ります。

また、地域を支える人材を育成するとともに、学習で得た知識や技術が、暮らしや地域活動、まちづくりに生きる仕組みをつくり出します。

《評価指標》

文化財めぐりの参加者数（人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
事業参加人数	(60) 29	(80)	(80)	(80)	(100)

事業実績（教育委員会事務局生涯学習課）

博物館ボランティアの事業参加人数（延べ人数）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
事業参加人数	(2, 350) 3, 079	(3, 270)	(3, 370)	(3, 470)	(3, 570)

事業実績（教育委員会事務局生涯学習課）

※6年度については、博物館の改修工事に伴う休館（6年10月～7年3月）により一部事業を休止・縮小した。

スポーツ指導員及びスポーツボランティアの活動数（人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
活動数	(400) 283	(430)	(470)	(500)	(530)

事業実績（教育委員会事務局生涯スポーツ課）

かつしか地域スポーツクラブ<sup>17</sup>総活動数（人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
活動数	(52, 023) 54, 895	(55, 500)	(56, 000)	(56, 500)	(57, 000)

事業実績（教育委員会事務局生涯スポーツ課）

図書館ボランティアの事業参加人数（延べ人数）					
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）	（目標）
事業参加人数	(1,700) 1,808	(1,850)	(2,000)	(2,100)	(2,200)
事業実績（中央図書館）					
施 策	令和6年度取組結果				
①区民協働による 学習・スポーツ 活動の推進	<p>(ア) かつしか区民大学では、様々な経験やノウハウを持っている区内各種団体等との協働による団体連携講座を11団体と計20講座実施しました。また、区民の参画・協働による運営を進めるために、区民運営委員会がより充実した講座を企画・実施できるよう支援し、8講座を実施しました。</p> <p>(イ) 博物館の調査、研究、講座などの事業を協働で実施する博物館ボランティアと博物館まつりをはじめ、星の観望会などの普及啓発事業を行いました。</p> <p>(ウ) 子どもから高齢者のランナーや、車いすランナーも一緒に参加し、楽しむことのできるランニング大会として「第11回かつしかふれあいRUNフェスタ<sup>18</sup>2025」を開催しました。関連地域や、商店街、区内高等学校・大学などのボランティアをはじめとした関係団体との協働により、当日は1,500人を超えるスタッフが大会運営に携わりました。また、昨年につき、ハーフマラソンと10kmコースを日本陸上競技連盟公認とし、楽しく走るだけでなく記録を狙うランナーにも幅広く参加していただけるように努め、4,258名の出走がありました。さらに、事前にボランティアを対象とした救急法の研修会を開催し、安全・安心な大会運営につなげました。</p> <p>(エ) スポーツ指導員養成講習会を実施して、本区のスポーツ推進に欠かせない指導員の育成を行うとともに、スポーツ教室や地域のイベント等で指導を実践する場を設けました。また、区内で活動する指導者のスキル維持向上のためにフォローアップ研修会を実施するとともに、新たなスポーツボランティアの人材発掘のための研修会を引き続き実施し、「ささえる」スポーツに携わる方の育成・支援を行いました。</p> <p>(オ) サッカーの普及促進とスポーツへの関心を高めるため、南葛SCやリガーレヴィア葛飾の選手、バルサアカデミー葛飾校のコーチ陣が希望のあった区内幼稚園・小学校を訪問して、サッカーの技術や楽しさを教えるサッカー教室を実施しました。また、ブラインドサッカーの大規模大会を本区で実施するとともに、パラスポーツを普及するイベントを開催し、パラスポーツ</p>				

	<p>に対する興味・関心の向上に寄与しました。</p> <p>(カ) 子どもの健全育成と地域活性化を目的に、U-12 ジュニアサッカー大会「キャプテン翼CUPかつしか<sup>19</sup>」を、葛飾区出身の漫画家で『キャプテン翼』の原作者である高橋陽一氏を大会アンバサダーに迎え、南葛SCと協働して開催しました。大会には『キャプテン翼』にゆかりのある自治体から少年サッカーチームを招いたほか、スポーツ体験コーナーやフードブースを設けるなど、サッカーファン以外の方も楽しめるイベントとして実施しました。また、各地の特産品を集めた物産展を同時開催し、本区と地方の魅力を全国に発信しつつ、全国連携事業の一環として、自治体間の交流拡大に努めました。</p> <p>(キ) 地域住民主体で運営されるかつしか地域スポーツクラブが、本区の地域スポーツ推進の担い手となり、スポーツや文化活動を通じて地域のコミュニティ拠点として継続的に活動できるよう支援しており、延べ54,895人がクラブのプログラムに参加しました。</p> <p>(ク) 一般社団法人葛飾区スポーツ協会との協働により、区民のスポーツ活動の裾野を広げる事業として、区民健康スポーツ参加促進事業<sup>20</sup>を実施しました(35事業)。また、今後も魅力ある体験教室を実施するなど、区民のスポーツ参加率の向上を進めていきます。</p> <p>(ケ) 葛飾図書館友の会<sup>21</sup>主催による事業は、各種読書会(16回)、映画会「ナイトシアター」(12回)、CD・DVDによるコンサート(6回)など、合計39回開催し、ボランティアの事業参加人数も144人と、多くの方が参加しました。また、11月5日から24日まで「友の会ウィーク」を開催し、葛飾図書館友の会主催の映画会や中央図書館共催の講演会など、多くのイベントで盛況となりました。</p>
<p>②葛飾への愛着が深まる事業の推進</p>	<p>(ア) 地域団体やサークルの会合などの機会を捉えて、わがまち学習会の周知を図るとともに、より地域住民のニーズに沿い、地域課題の解決につながる学習会が開催されるよう支援しました。</p> <p>(イ) 小学3年生全児童にかつしか郷土かるた<sup>22</sup>の配付を行うなど、郷土学習の支援を行いました。また、地区競技大会の代表選出支援を行うなど、葛飾区青少年育成地区委員会と連携・協働し、全区競技大会を開催しました。さらに、区民の認知度を高めるため、パネル展示等のPR活動に取り組みました。</p> <p>(ウ) 文化財が地域の身近な存在として意識されるよう、各地区の文化財保護推進委員<sup>23</sup>とともに「文化財めぐり」「文化講座」の実施や、情報誌「かつしかの文化財」の発行等を通して、区内</p>

	<p>の文化財の周知を図りました。また、地域で大切にされている文化的資源のうち、後世に残していくものや活用していくものを「地域文化遺産」として認定し保存や活用を図るため、「亀有香取神社」祭礼の記録保存を行いました。</p> <p>(エ) 葛飾柴又の文化的景観<sup>24</sup>については、保護の対象として不可欠な建築物等の修理修景等の支援や文化的景観ニュースの発行による普及啓発等、「葛飾柴又の文化的景観整備計画」の着実な推進に取り組みました。</p> <p>(オ) 地域資料の収集・充実に努め、寄贈された資料の整理を計画的に進めました。かつしかデジタルライブラリー<sup>25</sup>については、多くの人に利用されるよう、利用促進に努めました。また、葛飾区出身・在住の漫画家と東京23区内の旧町名を紹介する本の著者による地域ゆかりの講演会「街歩きから見えてくる 東東京今昔」を実施し、72人の方にご参加いただきました。</p>
<p>③地域の担い手の養成と支援</p>	<p>(ア) 地域に貢献できる人材育成を進めるため、かつしか区民大学の中で、子育てや環境、農業、健康など様々な分野でボランティア養成講座を25講座実施しました。</p> <p>(イ) 「わがまち楽習会」や「団体・サークル支援講座」などを通して、団体・サークルが求めるテーマを取り上げながら、地域の課題を捉え、その解決方法を考え合いました。また、団体同士の交流を図るとともに、活動の担い手やリーダーのエンパワメントを支援しました。</p> <p>(ウ) 葛飾区ゆかりのアスリートを葛飾区トップアスリート<sup>26</sup>や葛飾区レジェンドアスリート<sup>27</sup>として新たに4名を認定し、オリンピック・パラリンピックや世界大会等への出場に向けた支援を継続しています。また、認定したアスリートを区スポーツイベント等の講師やゲストとして招聘し、区民との交流の場を設けました。</p> <p>(エ) 読み聞かせボランティア養成講座（入門編、乳幼児編）、パソコンを使った絵本づくりボランティア養成講座、音訳ボランティア養成講座、学校図書館ボランティア講座、ブックスタート公開講演会の計6講座（延べ参加者数：371人）を実施し、図書館活動にかかわるボランティアを養成するとともに、ボランティア団体への支援とスキルアップを図りました。</p> <p>(オ) 葛飾図書館友の会主催による事業は、各種読書会（16回）、映画会「ナイトシアター」（12回）、CD・DVDによるコンサート（6回）など、合計39回開催し、ボランティアの事業参加人数も144人と、多くの人に参加しました。また、11月5日から24日まで「友の会ウィーク」を開催し、葛飾図書館友の会</p>

主催の映画会や中央図書館共催の講演会など、多くのイベントで盛況となりました。【再掲】

### 課題及び今後の方向性

- (ア) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が令和6年4月に改正され、これまで以上にスポーツ指導員、スポーツ団体の共生社会実現への意識を高めていくことが必要です。引き続き、障害のある人、ない人が一緒に楽しめるユニバーサルスポーツの普及に向け、区内で活動するスポーツ団体、パラスポーツ団体、特別支援学校等で構成する障害者スポーツ普及検討委員会において協議しながら取り組んでいます。今後も、本区のユニバーサルスポーツの認知度を高めていくため、区公式ホームページや広報かつしか、区公式SNSを活用した誰にでも分かりやすい周知を積極的に行うほか、のびのびユニスポ広場<sup>28</sup>（障害者スポーツ開放事業）などの既存事業や、本区のイベントへ各団体の方々に参画いただき、ユニバーサルスポーツを体験できる機会を創出するなどの取組を進めていきます。
- (イ) 区内では、葛飾区ボッチャ協会や東京都フロアホッケー連盟など、単一種目での障害者スポーツ団体が障害者スポーツの普及に取り組んでいます。今後は、のびのびユニスポ広場（障害者スポーツ開放事業）やレクリエーションスポーツ体験会の運営を通して障害者スポーツ団体同士の連携強化を図ります。
- (ウ) 図書館の良きパートナーとして、多彩なイベントの実施及び様々な活動を展開する「葛飾図書館友の会」については、会が作成する「友の会通信」や会のホームページなどで活動報告と周知を行っており、図書館は、引き続き側面支援を行っていきます。
- (エ) わがまち楽習会では、実施団体が増えないという課題があります。地域課題の解決や学びの循環が図られるよう、学習会の企画や運営を継続的に支援します。また、積極的に事業PRを行い、実施団体の拡大を図ります。
- (オ) かつしか郷土かるたについては、競技大会の安定的な運営が課題となっています。運営には、地区大会の選手選出のほか、大会当日の審判員や読み手の人材育成が不可欠です。大会を円滑に進めるため、青少年育成地区委員会が行う地区大会の支援や審判講習会などを行います。また、かるたの区民の認知度が低いため、各地域での展示など、PR活動に取り組みます。
- (カ) 文化財の中には、個人の敷地内にあるものや、技術・芸能などの見学が困難なものも存在します。また、区内の祭礼や民俗行事の中には後継者不足や生活様式の変化などにより、継続が困難になり、以前と同様に開催することが今後難しいといったものを記録保存していく課題があります。今後は、記録されたものを、博物館ホームページを活用して動画で紹介することも検討していきます。また、文化財は、博物館の常設展示スペースでのコーナー展や特別展・企画展を開催して紹介するなどの工夫を凝らして、文化財の情報発信に努めていきます。
- (キ) 国重要文化的景観として選定された「葛飾柴又の文化的景観」を守っていくためには、歴史ある生業の継承や貴重な木造建築物の保存・活用、都市開発への対応等、様々な課題に対応していく必要があります。引き続き、地域の方々や庁内関係部署と連携・協力して「葛飾柴又の文化的景観整備計画」を着実に推進することで、長い歴史の中で育まれた葛飾柴又の文化的景観を保存し、次の時代へ発展的に継承していきます。

- (ク) 図書館には、地域に関わる資料が数多く存在しています。今後も、地域資料の利用と保存の両立を図ることを目的に、寄贈された未整理資料の分類とデジタル化への準備を行います。また、周辺環境やニーズの変化に対応しながら、各図書館の地域の特性を生かしたテーマ別コーナーの設置や関連資料の収集を進めます。
- (ケ) かつしか区民大学では知識の習得だけではなく、得た知識で地域貢献できる人材の育成が課題です。そのため、ボランティアや地域活動に直結する講座を数多く実施するとともに、講座の充実や関連する地域活動に関する情報提供を行い、学びを地域活動に生かす仕組みの構築を進めていきます。
- (コ) コロナ禍を経て、団体・サークルの減少や活動の停滞が課題です。そうした中で、団体・サークル支援講座では、団体・サークル活動の活性化を図るため、ニーズに沿った学習内容を検討するなどさらなる事業PRに努めるとともに参加者（団体）を増やす取組を進めます。
- (サ) ボランティア養成講座終了後の支援として、読み聞かせやおはなし会などの活動場所を積極的に提供するほか、ボランティア団体主催の講習会などのサポートを行います。

目指す方向性（3）誰もが学び、集い、スポーツに親しめる環境づくり

必要な情報が手軽に得られるよう図書館の機能を充実するとともに、学習情報を提供する仕組みをつくりまします。また、区民の誰もが快適に学び、交流し、文化やスポーツに親しむことができるよう、施設・設備を整えるなど環境づくりを進めます。

《評価指標》

区民による地域コミュニティ施設の生涯学習関連の利用件数（件）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
利用件数	(76,000) 76,789	(81,500)	(82,000)	(82,500)	(83,000)

事業実績（教育委員会事務局生涯学習課）

スポーツ施設の利用者数（万人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
利用者数	(346.9) 327.3	(349.1)	(351.3)	(353.3)	(355.6)

事業実績（教育委員会事務局生涯スポーツ課）

最近1年間に葛飾区内の図書サービスを利用したことのある区民の割合（％）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
区民の割合	(28.5) 28.7	(29.6)	(30.7)	(31.7)	(32.8)

政策・施策マーケティング調査

施 策	令和6年度取組結果
①学びを促進する環境の整備	<p>(ア)中央図書館の会議室を、利用予定のない土日祝及び夜間について、中・高校生の学習室として開放しました(令和6年度開放日数：310日、利用人数：5,156人)。また、令和5年度に引き続き、各地域図書館の会議室の開放状況について区立図書館ホームページから確認できるようにしました。</p> <p>(イ)郷土と天文の博物館では、プラネタリウムや天文展示室等を活用し、区民や利用者が気軽に天文について学べる環境を整えました。また、特別企画展示室で、郷土葛飾を再発見する特別展「徳川三代と青戸御殿」を開催しました。さらに、郷土展示室では、各種ボランティアと協働した展示解説や学びの場の提供など、より多くの方に来館していただけるよう取り組みまし</p>

	<p>た。</p> <p>(ウ) かつしか区民大学やわがまち楽習会などで実施する区民や団体との協働事業を地域コミュニティ施設などの身近な公共施設で開催しました。また、学び交流館の利用団体が主体的に取り組む「学び交流まつり」や「初心者体験講習会<sup>29</sup>」などを支援しました。さらに、公共施設を利用する団体の活動が活性化するよう、「学習相談」の充実に努めました。</p> <p>(エ) 生涯学習ポータルサイト「生涯学習チャンネル」を活用し、講座・イベント情報に限らず生涯学習に関する様々な情報を身近に分かりやすく提供し、学びの機会の充実に努めました。</p> <p>(オ) かつしか区民大学の認知度を高めるため、区公式 SNS を活用して講座の開催情報を発信しました。また、「葛飾区生涯学習課公式 note」では、講座の開催案内だけでなく、実施した講座内容の報告や講師にインタビューを行うなど、講座の参加意欲が高まるような情報を発信しました。さらに、区民大学単位認定制度に加え、健康アプリ「モンチャレ」<sup>30</sup>も活用し、受講や継続につながる環境を整備しました。</p>
<p>②魅力あるスポーツ施設の整備</p>	<p>(ア) 平成 24 年に施工した照明器具に不具合が生じているため、奥戸総合スポーツセンター体育館内の照明器具を交換する工事を実施しました。</p> <p>(イ) 奥戸総合スポーツセンター陸上競技場について、既設の人工芝から天然芝に改修工事を行うための設計・工事費の算出を行いました。あわせて、効果的な芝生の育成・維持管理方法や天然芝の養生期間、工事スケジュールの検討などを実施しました。</p> <p>(ウ) 隣接する清掃事務所の整備工事による一部区画の入替に伴い、老朽化した奥戸少年野球場の改修工事を行いました。</p> <p>(エ) 荒川河川敷グラウンド（木根川橋付近）のトイレの改修工事を行いました。</p> <p>(オ) 私学事業団総合運動場については、区の体育施設条例に「東新小岩運動場」として位置付け、区民の健康づくり・スポーツ振興の一層の促進を目的に、区民が利用できるスポーツ施設として整備しました。</p> <p>(カ) 小菅西公園内にスケートボード場を整備するため、工事を行うための設計・工事費の算出を行いました。</p>
<p>③スポーツを「みせる」環境の整備</p>	<p>(ア) 2024 年パリオリンピック・パラリンピック競技大会では、出場が決定した葛飾区トップアスリートの応援グッズの作成や、メダルの獲得が懸かった試合では、パブリックビューイングを実施するなど、大会に出場するトップアスリートを区民一丸とって応援できる環境を構築しました。</p>

	<p>(イ) 区公式 SNS 等によりスポーツ教室やスポーツ大会に関する情報を発信することで、区民がスポーツを実践したり観戦する機会を作り、区民のスポーツに関する関心向上につなげました。</p>
<p>④利便性の高い図書館の整備</p>	<p>(ア) 利用者のプライバシー確保や利便性向上のため、地域図書館に ICT を活用した自動貸出機、セルフ予約棚、簡易返却機などを導入し、職員を介さず利用者自身で手続きができるシステムの整備を進めました。令和 6 年度は、鎌倉図書館に自動貸出機及びセルフ予約棚を導入しました（簡易返却機は導入済み）。</p> <p>(イ) 電子書籍を 15,367 冊から 17,945 冊まで増やしました。また、電子書籍の総貸出者数は 12,210 人でした。電子書籍等の利用促進のために、2 月と 3 月に「電子書籍体験会」を実施し、21 人の参加者に電子書籍の検索や利用方法について実際に体験していただきました。【再掲】</p> <p>(ウ) 中央図書館の個人閲覧席について、令和 6 年 5 月からインターネットからの予約を可能にし、利便性の向上を図りました。</p>
<p><b>課題及び今後の方向性</b></p>	
<p>(ア) 郷土と天文の博物館で「体験・体感」していただくため、博物館に足を運ぶ最初のきっかけをどのように作るのかが課題です。天文や葛飾区の歴史や文化に関して、区民に興味を持ってもらえるような展示、講座、イベントを実施していきます。その際、「体験・体感」を主軸とする学習活動を推進します。</p> <p>(イ) 「学びの機会の充実」においては、より多くの学習の場や学習機会の提供が課題です。かつしか区民大学をはじめとする生涯学習課で実施する事業については、地域の偏りが無いよう、区内全域を対象として地域コミュニティ施設等の利用を推進します。</p> <p>(ウ) 生涯学習課が実施している様々な講座・イベントの周知については、区公式ホームページや各種 SNS、周知チラシ等を活用していますが、こうした情報がなかなか区民に伝わりづらいという課題があります。こうした課題を解決する 1 つの方策として生涯学習ポータルサイトを展開し、区民にとって分かりやすくかつ簡易に入手できる学習情報の提供を目指し、サイトの充実を図ります。また、サイト上でのオンライン講座の提供やかつしか区民大学における学習単位の管理等を検討します。</p> <p>(エ) かつしか区民大学をより身近なものとして知ってもらうために立ち上げた「葛飾区生涯学習課公式 note」は認知度が低いことが課題です。その認知度を上げるため、各講座でのチラシ配布や当落通知に案内を記載するなどの周知を図ります。また、かつしか区民大学そのものを認知していただくため、健康アプリ「モンチャレ」を活用し、これまで区民大学に興味のなかった方の取り込みを図ります。</p> <p>(オ) 荒川及び江戸川河川敷グラウンドのトイレの改修を行い、スポーツ施設利用者の利便性・安全性向上を図ります。荒川河川敷は下流側から 4 年間（令和 6～9 年度）かけて改修を予定し、江戸川河川敷は令和 7 年度に設計、令和 8 年度に改修工事を予定しています。</p>	

- (カ) 小菅西公園内にスケートボード場を整備するため、工事を行います。都立水元公園内にもスケートボード施設を令和 10 年度中に整備する予定です。新たな競技種目ができる環境の整備およびスポーツの裾野を広げることでスポーツ人口の拡大を図ります。
- (キ) 奥戸総合スポーツセンター陸上競技場について、既設の人工芝から天然芝への改修工事を実施します。あわせて、照明設備のLED化改修工事を実施します。
- (ク) 奥戸総合スポーツセンター大体育室及び小体育室について、令和 7 年度に照明を交換する工事を実施いたします。
- (ケ) 奥戸総合スポーツセンター少年野球場のトイレ及び駐車場について、令和 8 年度に改修工事予定です。
- (コ) 葛飾にいじゅくみらい公園運動場テニスコートについて、令和 7 年度に設計、令和 8 年度に改修工事を予定しています。
- (サ) オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとした世界大会へ挑戦する、区にゆかりのあるアスリートを「葛飾区トップアスリート」として認定し、その活動を支援しています。本年 11 月には東京 2025 デフリンピックが開催されることから、葛飾区トップアスリートの活動を引き続き支援し、同大会に出場した場合には、広報紙や区公式ホームページ、SNSなどで広く周知するほか、パブリックビューイングなど、区民が地元ゆかりの選手を応援できる環境を構築します。
- (シ) 区公式SNSをはじめ様々な広報媒体を活用することで、今後もより多くの情報を区民へ発信し、伝わるようにすることにより、スポーツへの参画の機会を提供します。
- (ス) 図書館サービスの利用促進のために、老朽化等に伴う図書館の改修やLED化の機会を捉え、プライバシーに配慮したセルフ予約棚や簡易返却機の導入を行います。また、バリアフリー化や環境に配慮した施設整備など、利用者ニーズを踏まえて区民が気軽に利用できる身近な図書館となるよう様々な面からの検討を進めます。

- 1 課題解決型図書館：地域や区民が必要とする様々な資料や情報を提供し、課題解決を支援する体制を作っている図書館のこと。平成 18（2006）年、文部科学省による図書館のあり方検討者会議の報告「これからの図書館像ー地域を支える情報拠点を目指して」の中で提言された。地域情報や行政の発信する情報のほか、ビジネス、法律、医療、教育、行政、子育て、就労などの情報や資料を、分かりやすく体系的に整理し提供する。また、ビジネス相談会の実施や医療情報コーナーの設置など、各地の図書館で、地域の実情を踏まえた、様々な試みがなされている。
- 2 かつしか区民大学：「一人ひとりが輝く学びと交流によるひとづくり、まちづくり」の実現のために、学びと交流の楽しさを基盤とした区民の学習の場として平成 22（2010）年 4 月に開学した。区民大学の講座には、区が実施する講座や大学等との教育機関連携講座、区民運営委員会が企画する講座、区民団体と連携・協働し開催する講座があり、年間 100 以上の講座を行っている。また、学習単位認定制度を設け、取得単位に応じた認定証を発行している。あわせて、区民大学の事業を展開するため、理事会、庁内連絡会、区民運営委員会を設けている。
- 3 わがまち楽習会：地域団体等が、地域住民向けに行う学習会や講演会などを、教育委員会と協働して行う事業。楽しく学び“まち”への愛着を深めるという意味を込めて名称を「わがまち楽習会（がくしゅうかい）」とした。地域で要望があるテーマや地域課題に着目したテーマについて学び、考え、交流し、仲間づくりも進め、地域力の向上を目指す。教育委員会では学習会の企画運営を支援し、講師謝礼等の経費を負担する。
- 4 郷土と天文の博物館：葛飾の歴史をたどる郷土博物館と、星の世界をさぐる天文博物館が一つになった博物館。歴史学、民俗学、考古学、埋蔵文化財、文化財、天文学の 6 部門を持つ。開設年月日は平成 3（1991）年 7 月 20 日。
- 5 かつしか教室：知的障害のある区民の生涯学習の機会として、昭和 44（1969）年に開設し、以後継続的に実施している。毎月 1 回日曜日に、区内 3 か所の学び交流館で、スポーツ、音楽、工作、料理、宿泊教室、日帰り遠足等の活動を通して、仲間づくりと社会的自立を目指す。知的障害のある方が仲間とともに楽しく活動することで、日常の緊張から解放され、活力を得ている。
- 6 学び交流まつり：社会教育館を前身とする学び交流館各館の利用団体が、日頃の活動の成果の発表と、地域住民・利用団体相互の交流のために行う館まつり。まつりの実行委員会と教育委員会との共催事業
- 7 一般社団法人葛飾区スポーツ協会：本区のスポーツ及びレクリエーションを振興し、競技力の向上はもとより、区民の体力向上と心身の健全な発達、青少年の健全育成、生涯スポーツの普及、スポーツ精神の滋養に寄与することを目的とした団体で、区内 41 のスポーツ団体（令和 7（2025）年 4 月現在）が加盟している。
- 8 ブックスタート事業：子育て支援部及び健康部と連携し、保健所・保健センター等での 3～4 か月健診時に、絵本の入った「ブックスタートパック」を配付するとともに、ボランティアとの協働により会場にて読み聞かせを行い、乳幼児期から親子で読書に親しむ機会の拡大を図るもの。平成 17（2005）年度から実施している。
- 9 セカンドブック事業：ブックスタートをはじめとし、子どもに読書の習慣を身に付けさせることを目的として、子育て支援部及び健康部と連携し、「3 歳児健診のお知らせ」に「セカンドブック引換券」を同封している。その引換券を持参し、図書館に来館した方に、3 歳児向け絵本 1 冊と図書館が薦める絵本のリーフレットを手渡している。

- <sup>10</sup> かつしかっ子ブック事業：成長の節目を迎える小学1年生及び中学1年生に、教育委員会が薦める図書リストから、希望の本を選んでもらい、学校等を通して配付するもの。また、お薦めの図書リストを配付することで、1冊の本から他の本にも自然と興味が持てる仕組みになっている（小学1年生は平成27年度から実施、中学1年生は平成27（2015）年度から令和2（2020）年度まで実施）。令和3（2021）年度から中学1年生が、電子書籍により、いつでも、どこでも本を読めるようにしており、令和7年度からは小学5、6年生にも対象を拡大する。
- <sup>11</sup> 電子書籍：インターネット上にある電子化した書籍や雑誌を一定期間のみ閲覧ができるという形式で「貸出」する図書館サービスであり、パソコンやタブレット端末、スマートフォン等での利用が可能である。
- <sup>12</sup> 読書手帳：読んだ本の日付やタイトル、感想などを自分で記録することにより、これまで読んだ本の振り返りなどができる手帳。
- <sup>13</sup> 夏休み自由研究おうえんたい：小学生を対象に、夏休みの自由研究で役に立つ本や調べ方の紹介、自由工作を行うイベント。
- <sup>14</sup> レファレンス：情報を求めてくる利用者に、図書館の資料を利用して、情報の検索方法を教えたり、回答を提供する人的援助。
- <sup>15</sup> 地区ロードレース大会：地域住民相互の交流と親睦を促すほか、各地区の地域スポーツの振興を図り、区民の健康づくりを促進することを目的として、区と教育委員会及び自治町会連合会が主催し、青少年育成地区委員会の協働により19地区で開催しているもの。
- <sup>16</sup> オーディオブック：ナレーターや声優が朗読した本を聴くことができる電子書籍。視覚障害を持つ方をはじめ、高齢者サービスにも適しているコンテンツ。
- <sup>17</sup> かつしか地域スポーツクラブ：これまで行政主体であったスポーツ事業を地域住民がそれぞれのライフステージに応じて、障害の有無、種目や世代、目的の違いにかかわらず地域住民が主体となって参画できるような新しい仕組みである。本区では平成20（2008）年9月に「NPO法人こやのエンジョイくらぶ」、平成22（2010）年3月に「一般社団法人オール水元スポーツクラブ」が設立されて活動している。
- <sup>18</sup> かつしかふれあいRUNフェスタ：子どもから高齢者まで幅広い層の区民が、個人や家族、仲間同士でランナーやスタッフ、応援者など、様々な形でイベントに参加できる機会を確保し、スポーツ実施率の向上や健康増進をはじめ、多世代の交流や地域の交流などが促進されるランニングイベントとして実施しているもの。
- <sup>19</sup> キャプテン翼CUPかつしか：青少年の健全育成と地域活性化を目的に開催しているU-12ジュニアサッカー大会。大会の開催を通じて“キャプテン翼ゆかりのまち葛飾”“サッカーのまち葛飾”をPRするとともに、キャプテン翼ゆかりの自治体と連携することで、葛飾区の魅力、地方の魅力を全国に発信し、地域活性化と自治体間の交流を広げている。
- <sup>20</sup> 区民健康スポーツ参加促進事業：一般社団法人葛飾区スポーツ協会と連携して、スポーツ協会に加盟する41の団体が、高齢者・障害者・ジュニア層・子育て中の親子など、あらゆる世代を対象として、運動経験の少ない方や初心者向けのスポーツ教室、体験会などの事業を実施するもの。
- <sup>21</sup> 葛飾図書館友の会：区立中央図書館のオープンに伴って、平成21（2009）年6月に発足した。区立図書館におけるボランティア活動、学習会、交流会などを通して、図書館がいつも区民のための場であるよう守り育て、また、会員が生涯学習の場としてともに学ぶことを目的とする会。
- <sup>22</sup> かつしか郷土かるた：「葛飾に住む誰もが、いつまでもふるさとに誇りをもち、愛し続けてほしい」との願いから、平成24（2012）年2月に誕生した。かるたに取り上げた44の題材は、小・中

学生から寄せられた5,379句の読み札の「ことば」をもとに、自然、産業、文化、歴史、人物などの分野から選定し、地域性も考慮して制作された。小学3年生全児童に配付し、郷土学習の授業での活用を進めるとともに、青少年育成地区委員会と協働し、子どもの競技大会を開催するなどの普及・活用に取り組んでいる。

<sup>23</sup> 文化財保護推進委員：平成3（1991）年度に設置された制度で、葛飾区文化財保護条例の主旨に基づき、区文化財行政の推進に資するため、区内各地区センター区域から1名を選出し、区内文化財の保存、活用、普及を目的としている。

<sup>24</sup> 葛飾柴又の文化的景観：文化財保護法では、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」のうち「特に重要なものを重要文化的景観として選定することができる」と規定している。区では、平成22（2010）年度の予備調査、平成23（2011）年度から26（2014）年度までの調査により明らかとなった葛飾柴又の文化的景観の魅力と価値をどのように保存・活用していくかについて、平成27（2015）年度・28（2016）年度の2年間で検討を重ね、平成29（2017）年7月に文部科学大臣に対して、葛飾柴又の文化的景観に係る重要文化的景観選定の申出を行い、平成30（2018）年2月13日、水の利用や流通往来に関する景観地として重要文化的景観に選定された。

<sup>25</sup> かつしかデジタルライブラリー：区立図書館が所蔵する葛飾区ゆかりの作家の自筆原稿をはじめ、行政資料、地域の歴史を知るための資料等のデジタル画像や情報をオンライン上で閲覧・検索できるシステムの名称。地域の貴重な資料の劣化や散逸を防ぎ、長期にわたって保存を行うことができる。また、図書館システムと連携しており、本の検索と同時にデジタル画像も閲覧でき、資料の幅広い活用とともに、地域への関心と理解を高めていくことができる。

<sup>26</sup> 葛飾区トップアスリート：オリンピック・パラリンピック競技種目、デフリンピック競技種目又はスペシャルオリンピックス競技種目の世界大会への出場が見込まれる葛飾区にゆかりのあるスポーツ選手を葛飾区トップアスリートとして認定している。区民がゆかりの選手の活躍を応援することにより、スポーツの素晴らしさを実感してスポーツ振興につなげている。

<sup>27</sup> 葛飾区レジェンドアスリート：オリンピック・パラリンピック競技種目、デフリンピック競技種目又はスペシャルオリンピックス競技種目の世界大会に出場した選手又は元葛飾区トップアスリートを葛飾区レジェンドアスリートとして認定している。レジェンドアスリートはこれまで培った技術や経験を、区スポーツイベントや教室等で、区民との交流を通して伝えることにより、区民へのスポーツ活動の推進を図っている。

<sup>28</sup> のびのびユニスポ広場：障害者が定期的に身体を動かす機会を提供して、健康で元気な生活を営むことを目的としているもの。内容は、ユニバーサルスポーツ（フロアホッケー、風船バレー、卓球バレー等）とし、障害者が楽しく過ごせる空間を提供するもの。

<sup>29</sup> 初心者体験講習会：区民へのサークル活動の普及と、活動成果の還元、団体活動の活性化を目的に、各サークルの会員が講師となり、初心者向けに体験講習会を実施するもの。実施団体と教育委員会との共催事業。

<sup>30</sup> 健康アプリ「モンチャレ」：区内在住・在勤・在学の18歳以上を対象にスマートフォンで楽しみながら健康づくりができる区が配信しているアプリ。歩数達成や食事・体重・睡眠記録などからポイントを貯めることができ、貯めたポイントは1ポイント＝1円として、葛飾区商店街連合会が発行する「かつしかPAY」との交換が可能。

## 学識経験者による意見

有村 久春 (東京聖栄大学教授)

今年度の点検・評価は、「かつしか教育プラン（2024～2028）」による初年度すなわち2024年度の事業執行状況をみることにある。これからの5年間のスタートの年である。

周知のように、2024年に出生した日本の子どもの数は68万6061人とされる（厚生労働省：人口動態統計・2025.6.4発表）。統計がある1899年以降で過去最少である。団塊世代の約1/4の出生数値である。葛飾区でもほぼ同様な事態であると察する。

ここに生きる子どもたちは、乳幼児期を健やかに過ごし、小学生期の基礎的は学びをスタートさせ、中学での学びをさらに統合・深化させ、自らの夢を実現していくであろう。その道程の随所に本プランの施策が具体的に実施・展開され、子どもたちの人生設計をより豊かにしてことを期待するところである。この営みが、まさにWell-being（よりよく生きる）の意図するところであり、次年度以降の事業推進の向上発展にも資する。

これまでのコロナ事態を乗り越え、各施策の事業展開もほぼそれによる制限もなく順調に推進できているものとする。各担当課の取組状況（令和6年度の結果）を拝読し、また説明・意見聴取などから各事業の充実した実施状況を理解するところである。

以下に、とくに基本方針1の施策内容を中心に、所見を述べたい。

### 《基本方針1》 子ども一人一人が生き生きと学び生きる力を培う学校教育を推進します

この方針1は、本プラン全体の基軸となる施策である。この具体化が方針2・3と相応に連携し合い、葛飾区の目指す教育〈かがやく未来をつくる力をはぐくむ〉が実現する。それゆえ、各担当課のすべての事業において方針1の理解を深める必要があるだろう。

その総括的な評価指標として、「学校に行くのが楽しい」との肯定評価割合（％）を用いている。その実績値が小学校で78.9、中学校で80.3である。一般的な子どもの成長段階を視野に入れるとき、妥当な数値と言えよう。しかし、小学校での数値は8割を超えて欲しい。中学校よりも低い数値結果の要因は何か？それを探る必要があるのではないか。

また、7年度以降の目標数値を小・中学校とも81.0を起点に1.0ずつ順次増とする単一的な設定をしている。その根拠をどのように理解するのか？小・中学生の発達特性や学習理解の実情を考えると、単なる1.0ずつの数値的向上（割合増）は考えにくい。論拠に欠けるのでは？〈楽しい〉とする非認知的回答を求める意図を議論してほしい。

何らかの結論を得る発想よりも、その議論を各担当が個々の事業推進状況をベースに多義的な論議を重ねる事実とそのプロセスを重視したい。そこに非認知的とされる情緒的価値（数量化できにくい力量）を位置づける意味がある。補助資料の一部データにもみられる学力調査や暴力行為、いじめ、不登校の状況の推移をみると、〈楽しい〉と

する数値に順次的な割合増は見込めないのでは？と考える。実態論とエビデンスのある議論をし尽くす目標設定の在り方を探究したい。この実際とその経緯が、客観性のあるかつ正確性の高い目標設定に資することである。事業推進のマイナス要因の予防策にもなる。

◎ 目指す方向性（1）：ウェルビーイングを目指した学力向上と健康な体の育成

いわゆる「学力」については、多義多論のあるところである。子ども自身も保護者等もその数値結果には一喜一憂するところがある。評価指標に示される全国平均とのポイント差が小・中学校ともマイナスである（小：-0.1、中：-1.3）。中学校でのマイナス値は中学受験の状況を考えると、ほぼその要因の一つを理解できる（例えば、区立中学校以外の私立中学校や都の中等教育学校などへの進学）。ただ、小学校のマイナス値はその時期の指導上の適正処遇の方途や基礎力の習得状況などから、日々の指導法の見直しや改善策を講じる必要があるのではないかと。いわゆる<読書算>の習熟指導を徹底することである。

今日の学力の考え方は、学力調査等に見る数値による「学力」から、子ども自身が<学びに向かう力>を自ら獲得しようとする自己調整力の力量形成（とくに学びのプロセス）を評価しようとする教育動向にある（例えば、中教審等の議論など）。本施策でもこのような学力観を意図する取組や諸事業の推進がそれぞれの結果内容にもみられる。

例えば、「個別最適化した学力向上に向けた取組」として、一人1台のタブレット教材を活用した学力の定着と情報活用能力の向上を図っていること、教員個々が授業充実プランを作成し学習支援を行っていることなど具体的な取組が徐々に実践されている。

また、自学自習の取組を5校の小・中学校でモデル実施した成果などに注目したい。これらは各学校の今後の長期的な実践によって実現可能となるものである。その実績については、これから5・6年後の年次目標にその成果として具体的に表出してくることを期待する。

加えて、今後の方向性に示された事項にも注目できる内容がある。挙げられている「授業充実プラン」の展開や、「自学自習ウィーク」「チャレンジプログラム」「理数分野コース」などの具体実践が各学校の校内研究や教員研修の実績等とリンクされたカタチで分析・検討される必要がある。そこに、より精緻な事業評価の実際が可能になると期待する。

◎ 目指す方向性（2）：幸せや生きがいを感じられる豊かな心の育成

ここにある施策も（1）と同様に、教育内容そのものの営みを評価することから数値的表記をそのまま教育実績（認知的評価）としてみることは困難であろう。まさに非認知的な見方に値するものである。子どもの内面をみる評価であり、暗黙知を重視したい。

それゆえ、施策の具体的な取組の事実に着目したい。例えば、各学校が年間35時間実施する道徳科の授業実績やその地区公開講座による保護者・地域との連携事業の実施事実を期待できよう。できれば、ここに各学校の保護者・地域の人々の参加者数が示される必要がある。児童生徒数等の学校規模により多少の違いはあろうが、その対児童

生徒数の比率をみることからそこにある非認知的成果の理解度を深堀したい。また、そこでの子どもたちの学びの記録や保護者等の意見・感想等の具体的な内容記述が、学びによる子どもの内面的な成長を理解することになろう。数値を超える事実の評価である。人権尊重教育推進校の研究成果やいじめ対策委員会の事実分析等を同様の方法で理解することからも、子ども個々の〈生きがい感〉や〈豊かな心〉を的確に理解することに資すると考える。

今後の方向性として、「学校いじめ対策委員会」が円滑に機能していること、その防止に向けたリーフレットの活用によるいじめの早期発見と対応がより一層充実することを期待したい。いじめの予防対策は、子ども個々の豊かな生き方を保障する意味において重要な位置にある。この実質的・具体的な取組が、すべての子どもの生き方やキャリア形成に資し、確かなウェルビーイング獲得となることをすべての教育関係者が認識する必要がある。この考え方に異論はないであろう。この論を可能にする温かい葛飾の風土が、子ども個々に〈自分にはよいところがある〉との自己肯定感をはぐくむ基盤になっている。

#### ◎ 目指す方向性（3）：共生社会の実現に向けた多様なニーズへの対応

ここでは、特別支援教育や不登校支援、日本語教育の推進・充実が具体的に展開されている。これらの推進には、個々の子どもの実態や成長のプロセスを十分に理解し把握するきめ細かな指導が不可欠である。それぞれの取組結果に学ぶところである。

例えば、特別支援教育では、支援を要する子どもへの巡回指導をすべての小・中学校で実施していること、その教員の専門性向上に向けて都立の支援学校センター的機能を活用した研修の充実を図っていること、通室している児童の保護者を対象にしたペアレントトレーニング講座の拡充させていることなどである。また、不登校支援では、「ふれあいスクール明石」の運営を充実させ自発的な学習体験の場を提供していること、支援員を配置した「校内サポートルーム」の設置を展開していること、法令改正を踏まえた「不登校支援スタンダード」の理解と啓発を教職員に指導していることなどである。

そして、日本語教育の充実・推進では、子どもの実態を踏まえた日本語や生活習慣の初期指導の場を2か所で運営していること、対象の子どもや保護者に日本語通訳を派遣してその内容充実を図っていることなどである。外国人にやさしい葛飾区である。

これらの事業の方向性にあっては、常に現状分析を的確に行い、個々の子どものニーズに即応する実効性のある施策が欠かせない。人的・物的な側面および予算面の対応も工夫と改善を丁寧に重ねる必要がある。担当課等の迅速かつ柔軟な創意工夫に期待したい。

#### ◎ 目指す方向性（4）：信頼に応える学校

評価指標として挙げている「ICT活用」「研究指定校」「葛飾教育の日」について、それぞれの実績数値が向上・充実している。各施策の取組と成果をうかがい知るところである。これらは、社会に開かれた存在としての〈学校の信頼性〉を担保する指標といえる。

この3点を推進するに当たり、各担当課がその前提としてカウンセリング機能を活かした子どもたちや保護者等への相談体制の充実を図っていることが有意味である。いま、多様化・複雑化している相互信頼の関係性のあり様の困難さは、ここに求められる双方の合理的配慮の欠落によるところが大ではないか。子どもや保護者の声をよく聴き、しっかりそれを受け容れ、一緒に考え合うことである。他者とのかかわりの基本である。

特に、施策の①支援を必要とする子どもの総合的支援、②連携・協働する学校、⑤開かれた学校など、きめ細かで配慮のある組織タイセイ（体制と態勢の調和）づくりに、こころを砕いてほしい。そこには、担当課の当事者意識のある応対が欠かせない。

また、子どもや保護者にとっては、教職員個々がその専門性を活かし、責任ある授業（教育活動）を展開することを強く望んでいる。至極当然のことである。その意味では、③互いに高め合う教員集団、④教員の能力発揮などの事業内容が強く求められる。各学校の研究発表や葛飾教師塾などの成果に期待したい。教員の専門性を涵養する実践的な研修の充実を図ってほしい。教員の質の高い授業があつてこそ、子どもの確かな学びがある。

以上、基本方針1を中心にその（1）～（4）の方向性について、点検・評価の意見を述べさせていただいた。その詳細には触れなかったが、基本方針1の（5）そして基本方針2と3の事業推進についても、それぞれの記述内容（取組結果と今後の方向性）と意見聴取の機会等から、担当課の努力と創意工夫に多くの教育課題を学ぶところである。

### 《まとめに代えて》

言うに及ばないが、基本方針1～3が総合的に関連し合うことが重要である。各担当課のそれぞれの事業が単独でplan-do-check-act（マネジメントサイクル）のプロセスを営む発想に陥ることなく、各々の事業特性や違いを互いに認めつつ、それを乗り越えようとする構想（アウフヘーベン：止揚）を描くことが事業評価の質を確かにする。

言うなら、「かつしか教育プラン（2024～2028）」p66に示す【体系のイメージ】を具現化することを目指すことに外ならないと考える。各学校や地域施設そして行政官庁（教育委員会）などすべての組織が、そこに要する事業展開にあつていわゆる<タテとヨコ>の論理（例：認知と非認知、自己と他者）から客観的に再検討することではないか。

この具体作業が、本プランが目指している<かがやく未来をつくる力をはぐくむ～共に学びあい 支えあうまち かつしか～>の実現を果たしていくものとする。

## 学識経験者による意見

萩原 建次郎 (駒澤大学教授)

先日の会議では質疑に関して丁寧なご説明とご回答をいただきありがとうございました。ここでは、先日の意見聴取での発言・質問内容を改めて整理すると共に、必要に応じて補足も加え、各基本方針に即しながら意見をまとめたいと存じます。

### 《基本方針1》 子ども一人一人が生き生きと学び生きる力を培う学校教育を推進します

◎ 目指す方向性(1): ウェルビーイングを目指した学力向上と健康な体の育成

○ 施策⑤: 幼児教育の充実と幼保小・小中・中高連携教育の推進

(ア)に掲げる「就学前教育アドバイザー」では教員OBが配置され、小学校に上がる前の教育アドバイスを行うとの説明を受けた。幼稚園や保育園は遊びを通じた発達支援が中心なのに対して、小学校以降はフォーマルな学習中心となる。遊びは子どもたちの心身の発達、社会性発達において、また持続性のある幸福感を指す「ウェルビーイング」においても非常に重要である。その一方、近年では放課後の外遊び環境は衰弱し、小学生の遊び仲間、遊び時間、外遊び空間は減少の一途をたどっている。

そうしたなかで、就学前の保育・幼児教育においてフォーマルな学習への準備が入ってきてしまうと、より一層遊びの持つ重要な発達支援的側面が削られてしまったり、軽視されていく思考になったりしないか危惧するところである。小学校側から幼稚園保育園側にアドバイスするという一方向の関係性ではなく、幼稚園・保育園側から小学校に対しても、子どもの育ちに重要な遊びを含む、独自の発達支援の在り方に関するアドバイスや、双方対等な立場での情報交換と意見交換が重要ではないだろうか。

◎ 目指す方向性(3): 共生社会の実現に向けた多様なニーズへの対応

○ 施策②: 不登校に係る支援の充実

(ウ)不登校児童・生徒への「支援員」を配置した「校内サポートルーム」の設置の推進については、とりわけ教師やスクールカウンセラー、養護教諭に加え、学校図書館司書が学校に居ることで、子どもの育ちにかかわる様々な専門性と視点をもった大人の層に厚みが増し、学校が多様な子どもたちを受け入れ、懐深い居場所となる意味で重要な意味を持つ。そこに支援員として教員免許有資格者を配置することのことだが、「教育的まなざし」をもってかかわる大人よりも、言葉にならない子どもたちの思いや不安感など、主に身体的サインとして発せられるメッセージを聴き、同行することのできる「ケアする視点をもった人材」の配置が大切ではないか。支援員の資格要件を教員免許に限定せずに、心理や福祉系の有資格者、司書(主に学校図書館司書)有資格者なども採用要件に入れて、多様性を担保することで、子どもの側から見て選択幅ができる。そうした多様な関係性が生まれやすい環境をつくるのが肝要かと思われる。

○ 課題及び今後の方向性

(ス)では外国をルーツとする児童・生徒や保護者の増加に対応した、通訳者の確保が課題となっているが、これを基本方針3で取り上げられている「かつしか区民大学(以下、区民大学)」との連携において、課題解決の方策を検討してはどうだろうか。基本方針3目指す方向性(2)学びの成果が地域に生きる仕組みづくりに記載されている「課題及び今後の方向性」(ケ)では、区民大学で学んだあとの地域貢献や学びの地域還元が課題として挙げられている。区民大学は広く区民に講座への参加募集をかけており、幅広く学習支援ボランティアを募る意味でも有効な手立てとなるのではないだろうか。外国をルーツとしながら、日本での生活になじみ、そこでの経験を生かしたいと願っている潜在的な地域人材発掘の手段として、区民大学において「日本語サポートボランティア養成講座」や「学習支援通訳ボランティア養成講座」などを開設するのも一つの方法として考えられる。そこで学び育った区民が学習支援サークルを立ち上げていくのをサポートするのも社会教育職員の大事な任務である。

さらにそうしたサークル団体が、地域の課題解決を目的とした団体活動への支援事業である「わがまち楽習会」を活用できるよう、生涯学習課のほうでサポートしてはどうか。「わがまち楽習会」についても、課題として実施団体数の伸び悩みが挙げられている(「かつしか教育プラン(2024~2028)の取組について」52頁)。その意味でも「通訳者の確保」と「かつしか区民大学」「わがまち楽習会」を仕組みとしてつなげていく柔軟な対応と教育委員会内の各担当課を横断した協力・協働があるとよい。

◎ 目指す方向性(5): 魅力ある充実した学校

○ 施策②: 教育DXを推進する環境整備

教育DX化によって教員の負担が軽減され、より一層授業づくりや児童・生徒とのかかわりにエネルギーを注力できるよう環境が整備されることは高く評価したい。ぜひ今後も推進していただきたい。そのときに、学校教育総合システムのリプレースのたびに新しいシステムが入り、それに慣れることに多くの時間と労力が割かれるという本末転倒なことが生じないように気を付けていただきたい。システム更新に際しては現場の教職員の声を反映していくことを願いたい。

**《基本方針2》 家庭・地域・学校が連携して子どもの豊かな成長を促します**

◎ 目指す方向性(1): 家庭の教育力向上

○ 施策①: 乳幼児期からの家庭教育の充実

(オ)の「家庭教育応援制度」では1団体の利用回数に制限があるため、複数回利用のニーズに応えきれないことが課題として挙げられている。基本方針3で扱われているかつしか区民大学やわがまち楽習会の事業・制度とも連携することで、双方の課題解決の突破口が開けないだろうか。例えば、わがまち楽習会の利用条件を拡大し、家庭教育を含む地域課題の解決に向けた団体として活用可能とする。家庭教育応援制度をすでに利用した団体に対しては、わがまち楽習会の制度を積極的に活用いただけるように紹介していくといった具合に事業・制度運用を柔軟にすることで既存の事業・予算で課題解決

しうることもあるのではないだろうか。その意味でも、前述したように教育委員会内の各担当課同士の協力・協働が大切になる。

◎ 目指す方向性（2）：地域ぐるみで見守り育む体制づくり

○ 施策①：青少年育成支援の充実について

ここでは青少年育成地区委員会、青少年委員会、子ども会育成会、ジュニア・リーダー講習などの充実が述べられている。これらは地域・社会の多様な世代や異年齢間の交流・体験を通し、社会で子どもの育ちを支える重要な取り組みとして高く評価すべき取り組みである。都市化の波で活動を維持継続していくこと、次世代へ継承していくことが厳しい中、顔の見える地域コミュニティを下支えし、安心して子ども・若者たちが育ち、活躍する土壌を育む意味でも施策の今後のさらなる充実に期待したい。

とりわけジュニア・リーダー講習会や少年キャンプを通じて、下の年代との交流、地域のお兄さんお姉さんとしての活躍の機会が確保され、さまざまな地域行事でも活躍の機会が与えられることは、葛飾区や地域へ愛着を深め、将来の地域リーダーを育む取り組みとして意義がある。ジュニア・リーダーを育てる大人との交流とあわせ、次世代育成の世代間循環がより一層発展・持続することを願いたい。

◎ 目指す方向性（3）：家庭・学校との協働による学校教育の充実

○ 施策④：区立中学校部活動等の充実

部活動の地域連携・地域移行が掲げられている。ここでは、部活動を勝負至上主義などではなく、教育的観点から児童・生徒の成長を支援する力量を有する地域指導者をいかに確保していくかが重要である。とりわけ、技術指導の補助的立場の「中学校部活動地域指導者」の指導スキル研修や人権研修体制の整備と充実は必須となる。「部活動」への正しい理解をもった地域指導者を育て、支援し、現場で課題があればそれをバックアップする区の体制づくりのさらなる充実に期待したい。また、これらは前出のかつしか区民大学の取り組みとあわせることで、子どもたちのスポーツ文化活動の支援・指導ボランティア養成講座として、広く地域人材の発掘と養成が充実するのではないか。区民大学側でも、部活動に限らず、ひろく地域スポーツ指導者の人権研修の講座設置を求めたい。子どもの権利や人権について講習を受けることによって、ハラスメントへの意識改善がみられる研究結果もある。

### 《基本方針3》 生涯にわたる豊かな学びを支援します

◎ 目指す方向性（2）：学びの成果が地域に生きる仕組みづくり

すでに述べたように、「かつしか区民大学」と「わがまち楽習会」の仕組みと学校支援関連のボランティア確保と養成、部活動指導者確保と養成、家庭教育支援の諸課題を連携させることで、報告書に記載の関連項目の課題を改善・解決する方策を生み出すことができるのではないか。そのためにも関係各課の連携・協働は欠かせない。その意味では社会教育主事は、本来、行政課題・地域課題の横断的な連携をとりもつジェネラリストの立場にある専門職になる。また、近年では「社会教育士」が新たな資格として大

学や国の研究機関において養成され、一般行政職、企業、NPO等でも活用できるようになっている。現在、一万人を超えて活動の輪が広がっており、関係各課でそうした有資格者の積極採用によって、課を横断したさらなる連携を期待したい。

以上になりますが、今回のかつしか教育プラン（2024～2028）の取組結果報告では、グローバル化の波が押し寄せている時代にあって、変化に即応しながら、現場の先生方や職員の方々、保護者・地域住民の方々のご努力されている様子が伝わってくるものでした。学びを軸にしながら、あらゆる世代が共に育ち合える葛飾区となりますことを祈念いたします。

## 学識経験者による意見

原 克彦 (目白大学教授)

葛飾区教育委員会の権限に属する事務の管理・執行の状況の点検及び評価（令和6年度分）について、「令和7年度教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検及び評価に係る学識経験者への説明及び意見聴取」の内容を踏まえた意見等を基本方針1及び2について報告いたします。

### 〈基本方針1〉 子ども一人一人が生き生きと学び生きる力を培う学校教育を推進します

評価指標になっている「学校に行くのが楽しい」について、肯定的な回答をした児童・生徒の実績割合が目標値に近い値になっています。前年度まで、「学校が好きである」割合が目標値から少し離れた状態が続いたことを踏まえると、学校が好きで、楽しくなるような環境であることは、生き生きと学び、生きる力を培う条件だと考えます。すべての子ども達が好きで楽しい環境の中で、学力や体力向上に主体的に取り組めることを望みます。

「目指す方向性（1）ウェルビーイングを目指した学力向上と健康な体の育成」について、一般的には良好な状態を意味するウェルビーイングですが、ここでは精神的（幸せ）・身体的（健康）・社会的（福利）に満たされた「幸福の実感」と説明されています。そして、教育委員会のリードのもと、この5年間に次の5つの施策内容を相乗的にどのように実施するか、その具体的なゴールとともに示されています。

施策①「個別最適化した学力向上に向けた取組の充実」では、これまで行われてきた取り組みをベースに、児童・生徒一人一人に応じたデジタル教材の活用や情報活用能力の向上、各学校の実態に即した「学力向上グランドデザイン」とそれに基づいた「授業充実プラン」の作成、それらに基づいた授業の充実がすでに図られています。これらの成果は、区内21校の教育研究指定校等で相互に共有され、教員のみなさんが主体的に学び合う場にもなっています。また、区内の学習意欲が高い児童生徒に対する「かつしかチャレンジプログラム」では、「プログラミングコース」を始めとする3つのコースが開設され思考力や語学力などの更なる育成が図られ、児童・生徒達自らが可能性に挑戦する場が提供されています。

施策②「生涯を健康に生きるための体力向上の取組」では、「かつしかっ子体力アッププログラム」に基づき、体力アッププログラムを全校で実施し、小学校では体力アップ、中学校では体を動かす楽しさや喜びを実感することに取り組んでいます。「体を使った遊び」を奨励することを通して体力向上を図る身近な取り組みを継続してほしいと考えます。

施策③「主体性・協調性を育む教育の充実」では、児童生徒に貸与されたタブレット端末を主体的・対話的で深い学びの中に取り入れ、ICT機器の操作や情報収集等のス

キルを身に付けるだけでなく、情報手段の選択が主体的に正しくでき、活動を通して情報モラルなどの態度が身につくような取り組みを進めてほしいと考えます。

施策④「グローバル人材の育成」では、ALT（外国語指導助手）の配置で「英語に親しむ」機会を増やし、使える英語を修得できることを願います。そのための中学2年生時の海外交流やイングリッシュキャンプの機会拡大などを通して異文化体験の機会を増やしてほしいと考えます。

施策⑤「幼児教育の充実と幼保小・小中・中高連携教育の推進」では、新たに配置された就学前教育アドバイザー等を有効に活用し、幼児教育の質の向上と充実をさらに図られることを願います。

課題及び今後の方向性としては、児童・生徒が自己の学力向上が実感できる取り組みの充実が望まれます。例えば、児童・生徒の持てる能力を更に向上させるための「かつしかチャレンジプログラム」のさらなる充実も考えられます。自身の伸びが実感できるようなタブレットの利用、目標を自身で定めて取り組んだ結果がグラフやアニメーションで確認できるような仕組みのツールの導入なども一案だと考えます。

「目指す方向性（2）幸せや生きがいを感じられる豊かな心の育成」については、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心など人権感覚・社会性や道徳性、豊かな感性と創造性、自信と誇りをもてる子どもの育成が、具体的な活動の中でどのように推進されたかについていくつかの報告があげられていました。「一人ひとりの心や命を大切にしている」について肯定的な回答をした児童生徒の割合（％）という評価指標において令和6年度は小学校は79.4％、中学校は88.6％という結果でした。

「目指す方向性（3）共生社会の実現に向けた多様なニーズへの対応」については、①特別支援教育の推進、②不登校に係る支援の充実、③日本語指導の充実、の3施策があります。①については、特別支援教室に通室している児童生徒の保護者を対象としたトレーニング講座の充実などが図られています。またタブレット端末を活用した主に読みに課題のある児童への早期対応を可能にするなどICT活用の検討なども始まっています。②については、支援員を配置した校内サポートルームの設置（3校）が始まりました。令和7年度も5校追加される予定になっています。支援の充実が望まれている施策の一つです。③については日本語ステップアップ教室の追加開設など日本語の理解が十分でない児童・生徒とその保護者を対象とした意思疎通に向けた積極的な取り組みが行われています。

「目指す方向性（4）信頼に応える学校」については、「葛飾教育の日」などの機会を中心に学校公開や教職員の交流が行われ、地域への教育公開などの取り組みが推進されている様子がうかがえます。また、これまでに引き続き、学校が地域と一体となって進めている人材の育成、関係機関と協働した学校づくり、学校ホームページを通じた学校情報の発信など、学校づくりの推進は今後ますますその役割が重要になってくると考えます。地域と連携した情報発信の仕組みを充実させることや、学校運営協議会制度の質的な改革などを積極的に進め、学校と保護者と地域が一体となった取り組みの推進が必要です。今後も地域人材の積極的な協力などを取り入れながら、区民の皆さんから信頼される学校づくりの推進に期待します。これらを支えるために5施策が行われていま

す。

「目指す方向性（５）魅力ある充実した学校」については、児童・生徒が楽しく学校生活を送れるように学校の改築などを含めた教育環境の整備などを計画的に進めています。施策としては、①学習環境の充実、②教育DXを推進する環境整備、③学びの機会の充実の３領域です。子ども達は新しい環境に順応しているため、和式トイレの付け替えなども必要になります。一方で円滑なICT活用環境の整備なども必要になってきます。様々な学習環境の維持や整備等が計画的に進むような予算化作業も必要です。

## 《基本方針２》 家庭・地域・学校が連携して子どもの豊かな成長を促します

「目指す方向性（１）家庭の教育力向上」の取り組み結果については、小中学校の評価指標の一つである「夜は時刻を決めて寝ている」について肯定的な解答をした児童・生徒の割合が目標値から小学校－4.8%、中学校－3.9%と大幅に下がっています。「早寝・早起き、朝ごはん」「かつしか家庭教育のすすめ」「家庭教育講座」など様々な取り組みを通じた生活習慣の見直しなどを意識しながら規則正しい生活習慣の定着が今後進むことを期待します。子供の健全な成長につながるこれらの家庭教育の支援が、就学前から滞ることなく実施され、安心して暮らせる住みよい街づくりにつながることを願います。

「目指す方向性（２）地域ぐるみで見守り育む体制づくり」では、評価指標の目標値を上回る数値が並んでいます。特に「青少年が地域での体験・活動に参加していると思う区民の割合」の数値も目標を1.1%上回っています。また、学校施設を活用した「放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）」があることで、子どもが放課後等を安全・安心に過ごせる環境が整っていると思う保護者の割合は、目標値を2.4%も上回っています。施策としては、①青少年育成支援の充実、②学校施設などを活用した放課後支援の推進、③学校と連携する体制の整備の３点があり、②に含まれる学童保育関連の取組が活発に進められています。

「目指す方向性（３）家庭・地域との協働による学校教育の充実」に関しては、①健康教育の推進、②安全教育の充実、③キャリア教育の推進、④区立中学校部活動等の充実、の４点が施策として挙がっています。毎回お願いしていますが、児童・生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、将来の展望が持てる継続性のある教育の提供が必要だと考えます。地域の理解・協力については、教員の働き方改革にもつながる要素も多いと考えます。昨年度お願いした地域との協働による学校教育の充実に向けたキャリア・パスポート等の実施継続を進めてください。

## 参考資料 調査概要

評価指標として設定した調査の説明

<p><b>○政策・施策マーケティング調査</b></p> <p>葛飾区基本計画の施策の達成状況等を把握・分析するために、実施している調査。 年度当初に実施する調査で、前年度の実績を把握している。</p> <p>(調査主体) 葛飾区 (調査対象) 区内に居住する満 15 歳以上の男女 (無作為抽出 4,000 人) (実施時期) 毎年 4・5 月頃</p>
<p><b>○葛飾区学習意識調査</b></p> <p>学習に対する意識や家庭での生活習慣などを図るもの。調査結果の分析により、児童・生徒一人一人に応じたきめ細かな指導を行うための資料として活用する。</p> <p>(調査主体) 葛飾区教育委員会 (調査対象) 小学 4・5・6 年生、中学 1・2・3 年生 (実施時期) 毎年 4 月</p>
<p><b>○東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査</b></p> <p>児童・生徒の体力が低下している状況に鑑み、東京都の児童・生徒の体力・運動能力及び生活・運動習慣等の実態を把握・分析することにより、児童・生徒の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、これらの取組を通じて、学校における児童・生徒の体力・運動能力等の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。</p> <p>(調査主体) 東京都教育委員会 (調査対象) 全小・中学生 (実施時期) 毎年 6 月</p>
<p><b>○全国学力・学習状況調査</b></p> <p>義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るための調査。このような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。また、学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。</p> <p>(調査主体) 文部科学省 (調査対象) 小学 6 年生及び中学 3 年生 (実施時期) 毎年 4 月中旬</p>
<p><b>○学校教育アンケート</b></p> <p>日頃の教育活動の評価をより客観的なものとするために、実施しているアンケート調査。</p> <p>(調査主体) 葛飾区教育委員会 (調査対象) 区立小・中学校及び特別支援学校の全校における保護者、地域の方 ※地域の方は、学校評議員をはじめとして、自治町会役員、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、主任児童委員、PTA 役員、保護司等、各学校で対象を設定。 (実施時期) 毎年 10 月中旬から 12 月中旬</p>
<p><b>○葛飾区教育情報化に関するアンケート調査</b></p> <p>「かつしか教育情報化推進プラン」で定めた目標や具体的施策の進捗状況等を把握・分析するために実施し、成果と課題を検証し、改善を図ることで教育の情報化を推進するもの</p> <p>(調査主体) 葛飾区教育委員会 (調査対象) 区立学校の全管理職及び全教員 (実施時期) 毎年 7 月頃</p>

道上小学校、二上小学校及び柴又地域統合小学校の改築について

学校施設整備担当課

1 道上小学校の改築について

(1) 経過

屋内運動場等解体工事において、屋根及び床下等から当初想定していなかったアスベスト含有建材の存在が判明した。そのため、当該アスベスト含有建材撤去のため、令和8年5月まで工期を延長することとなった。これに伴い、アスベスト含有建材の撤去に係る経費及び工期延長に伴う経費を令和7年度第二次補正予算案に計上し、繰越明許費を設定するもの

(2) 令和7年度第二次補正予算案計上額

解体工事費

当初予算額	86,700千円	補正予算案計上額	29,700千円
予算現額	116,400千円	うち繰越明許費設定額	116,400千円

(3) 今後のスケジュール (予定)

令和8年5月 屋内運動場等解体工事完了

6月 外構整備工事着手

令和9年2月 外構整備工事完了 (改築事業の終了)

2 二上小学校の改築について

(1) 経過

葛飾区立二上小学校改築工事基本・実施設計業務委託における設計図書に基づき、新校舎建設工事を進める中、今般、設計の不備に起因する一部構造の強度不足が判明した。当該部分の強度を確保するため、補強工事を行う経費が必要となったことから、当該経費について令和7年度第二次補正予算案に計上するもの

また、設計等委託契約約款第38条の2に基づき、当該設計の不備に係る損害の賠償請求を設計業務委託受注者に対して行うこととなったため、これを令和7年度第

二次補正予算案に計上するもの

(2) 令和7年度第二次補正予算案計上額

ア 歳入

弁償金

16,000千円

イ 歳出

改築工事費

当初予算額 3,852,800千円 補正予算案計上額 16,000千円

予算現額 3,967,400千円 うち第一次補正予算額 98,600千円

(3) 今後のスケジュール (予定)

令和8年2月 新校舎竣工

4月 新校舎にて運営開始、既存校舎解体工事着手

令和9年5月 外構整備工事着手

令和10年6月 外構整備工事完了 (改築事業の終了)

3 柴又地域統合小学校の改築について

(1) 仮設校舎借上について

ア 経過

令和9年4月に、柴又小学校及び東柴又小学校の学校統合を行い、新校舎竣工までの間、柴又小学校敷地において統合小学校の学校運営を行う。統合に伴う児童数の増加に対応するため、仮設校舎を建設する必要があることから、当該経費について令和7年度第二次補正予算案に計上するもの

イ 令和7年度第二次補正予算案計上額

仮設校舎借上料

0千円

(債務負担行為設定) 令和7年度: 0千円

令和8年度: 7,966千円

令和9年度: 95,587千円

令和10年度: 95,587千円

令和11年度：	95,587千円
令和12年度：	95,587千円
令和13年度：	71,690千円
合計：	462,000千円

※各年度の金額は千円単位未満を切上げ、端数調整を行っていないため、  
合計と一致しない

(2) 建築確認申請業務支援委託について

ア 経過

柴又小学校敷地での仮設校舎増築に伴い、令和6年度から令和7年度までの債務負担行為により建築確認申請業務支援委託を行い、増築校舎内に給食室等を配置し、既存校舎に接続する計画としていた。しかし、その後、給食室等の配置変更により、既存校舎とは別棟の仮設校舎を建設することとしたため、当該委託を行う必要がなくなり、当該経費について令和7年度第二次補正予算案で減額するもの

イ 令和7年度第二次補正予算案計上額

建築確認申請業務支援委託費

△8,100千円

(3) 今後のスケジュール（予定）

令和7年9月 基本設計・実施設計開始

令和8年3月 柴又小学校プール棟解体工事着手

10月 仮設校舎建設工事着手

令和9年4月 柴又小学校敷地で柴又小学校・東柴又小学校の統合小学校運営  
開始

令和9年度 東柴又小学校既存校舎等解体工事着手

令和10年度 新校舎建設工事着手

令和13年度 新校舎竣工

## 令和 7 年度全国学力・学習状況調査の実施結果について

教育指導課

## 1 調査の概要

## (1) 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童・生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

## (2) 調査の対象

国・公・私立学校の小学校第 6 学年、中学校第 3 学年の全児童・生徒  
なお、公立学校における対象者は以下のとおり。

	全国（公立）	東京都（公立）	葛飾区（公立）
小学校第 6 学年	936, 399人	93, 933人	3, 264人
中学校第 3 学年	871, 097人	70, 646人	2, 583人

## (3) 調査の内容

## ア 教科に関する調査（国語、算数・数学、理科）

出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

- ① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
- ② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

※ 中学校理科は、生徒が活用する I C T 端末を用いたオンライン方式で実施

## イ 質問調査

学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問調査を、児童・生徒の活用するICT端末を用いて実施する。

### (4) 調査実施日

令和7年4月17日(木)

※ 小学校児童質問調査は4月18日(金)から4月30日(水)まで、中学校生徒質問調査及び理科は4月14日(月)から4月17日(木)までの期間に実施

## 2 教科に関する調査(国語、算数・数学、理科)

### (1) 小学校平均正答率

教科	年度	葛飾区(公立)	全国(公立)	東京都(公立)	全国との差
国語	令和7	67%	66.8%	70%	0.2
	令和6	68%	67.7%	70%	0.3
	令和5	67%	67.2%	69%	-0.2
	令和4	67%	65.6%	69%	1.4
	令和3	66%	64.7%	68%	1.3
算数	令和7	59%	58.0%	64%	1.0
	令和6	63%	63.4%	68%	-0.4
	令和5	63%	62.5%	67%	0.5
	令和4	64%	63.2%	67%	0.8
	令和3	70%	70.2%	74%	-0.2
理科	令和7	56%	57.1%	60%	-1.1
	令和4	63%	63.3%	65%	-0.3

(2) 中学校平均正答率

教科	年度	葛飾区 (公立)	全国 (公立)	東京都 (公立)	全国との差
国語	令和7	56%	54.3%	57%	1.7
	令和6	57%	58.1%	61%	-1.1
	令和5	68%	69.8%	72%	-1.8
	令和4	68%	69.0%	70%	-1.0
	令和3	63%	64.6%	67%	-1.6
数学	令和7	48%	48.3%	53%	-0.3
	令和6	51%	52.5%	57%	-1.5
	令和5	50%	51.0%	54%	-1.0
	令和4	49%	51.4%	54%	-2.4
	令和3	57%	57.2%	60%	-0.2
理科	令和7	※ 491	※ 503	※ 506	※ -12
	令和4	48%	49.3%	51%	-1.3

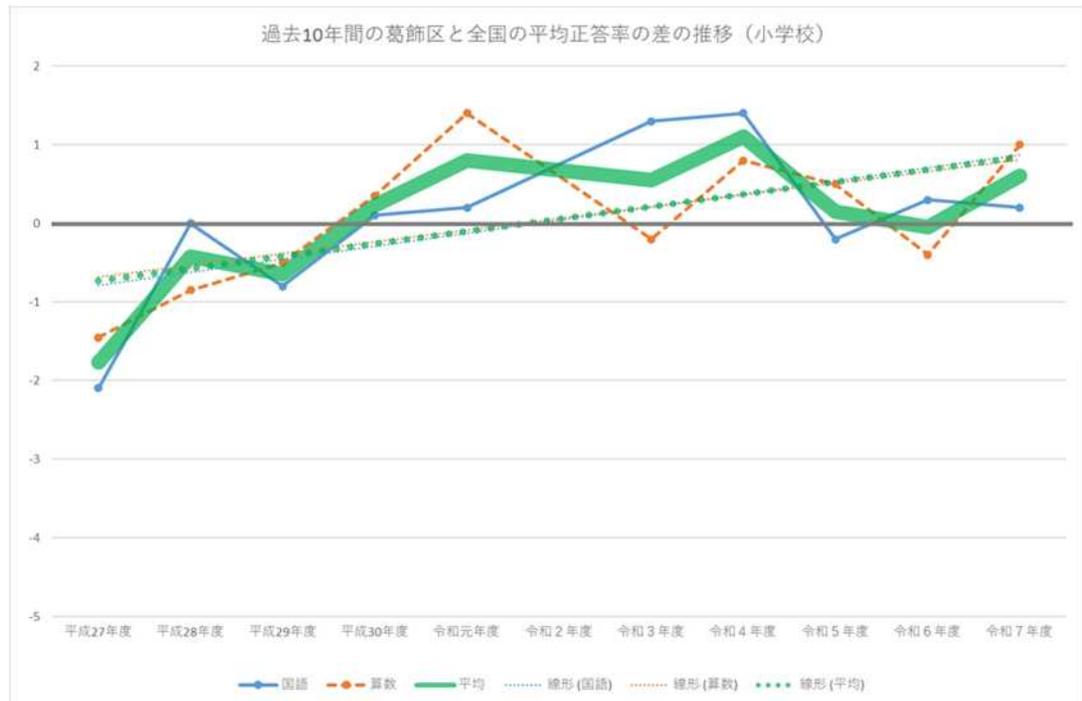
※ 令和7年度理科はオンライン方式の調査に変更したため、IRTスコアを記載

※ IRT：児童・生徒の正答・誤答が、問題の特性（難易度、測定精度）によるのか、児童・生徒の学力によるのかを区別して分析し、児童・生徒の学力スコアを推定する統計理論。異なる問題からなるテストの結果を互いに比較すること、異なる集団で得られたテストの結果を互いに比較することができるメリットがある。PISA、TOEIC・TOEFL等の英語資格・検定試験、医療系大学間教養試験等で採用されている。

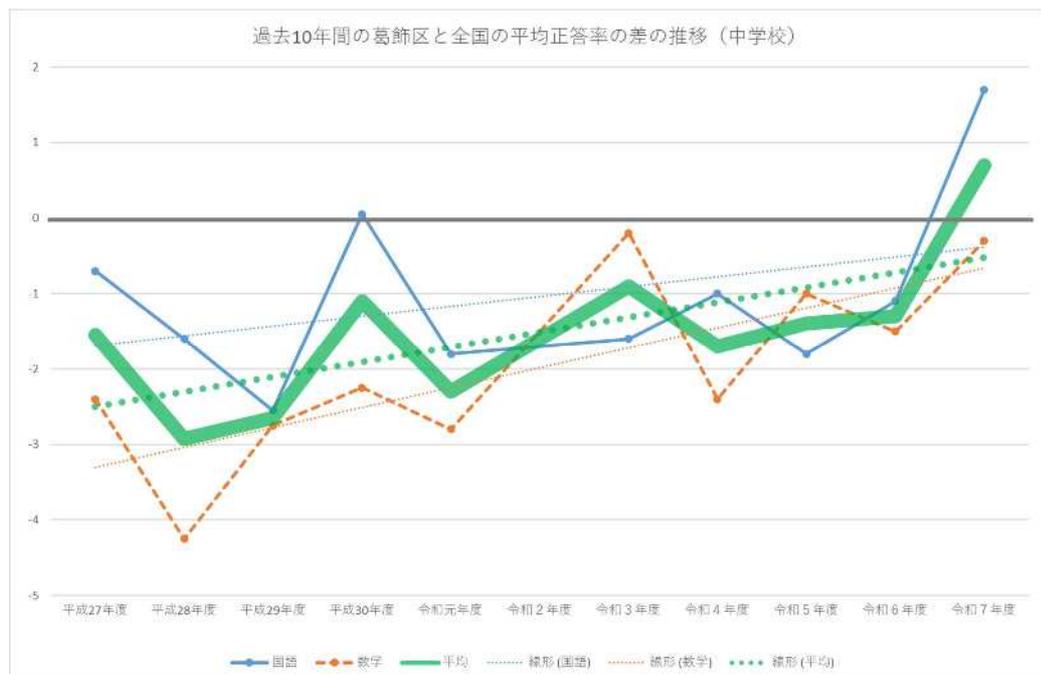
(3) 過去10年間の葛飾区と全国の平均正答率の差の推移

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため実施なし

ア 小学校



イ 中学校



### 3 質問調査

#### (1) 小学校 (抜粋)

質問内容	年度	葛飾区 (公立)	全国 (公立)	東京都 (公立)
(1) 分からないことや詳しく知りたいことがあったときに、自分で学び方を考え、工夫することはできていますか ※令和6年度からの新設	令和7	74.8%	81.7%	82.3%
	令和6	78.1%	80.7%	80.7%
(2) 5年生までに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか(週3回以上)	令和7	69.1%	71.7%	75.9%
	令和6	56.3%	59.5%	64.3%
	令和5	59.5%	62.4%	68.7%
(3) 5年生までに受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか	令和7	75.1%	80.3%	81.0%
	令和6	78.0%	81.9%	81.8%
	令和5	73.7%	78.8%	78.3%
(4) 5年生までに受けた授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していましたか	令和7	67.5%	68.6%	73.4%
	令和6	67.2%	67.6%	71.2%
	令和5	61.9%	63.7%	67.6%
(5) 学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができていま	令和7	73.1%	79.4%	78.9%
	令和6	75.6%	80.8%	79.3%
	令和5	73.5%	77.4%	75.8%

(2) 中学校 (抜粋)

質問内容	年度	葛飾区 (公立)	全国 (公立)	東京都 (公立)
(1) 分からないことや詳しく知りたいことがあったときに、自分で学び方を考え、工夫することはできていますか ※令和6年度からの新設	令和7	75.0%	77.5%	78.2%
	令和6	77.4%	78.6%	78.7%
(2) 1、2年生のときに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか(週3回以上)	令和7	85.7%	76.5%	80.1%
	令和6	75.0%	64.4%	68.1%
	令和5	73.5%	61.1%	65.9%
(3) 1、2年生のときに受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか	令和7	75.0%	77.7%	78.8%
	令和6	78.0%	80.3%	80.6%
	令和5	77.3%	79.2%	79.4%
(4) 1、2年生のときに受けた授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していましたか	令和7	66.3%	63.0%	73.5%
	令和6	69.5%	64.8%	74.3%
	令和5	68.2%	62.1%	72.2%
(5) 学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができていま	令和7	68.6%	73.4%	74.8%
	令和6	76.5%	77.9%	78.5%
	令和5	68.0%	69.2%	70.5%

4 調査結果

※ 問題を評価の観点「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」(以下「知・技」「思・判・表」「主」)、問題形式を「選択式」「短答式」「記述式」(以下「選」「短」「記」)に分類

(1) 小学校

国語の平均正答率は全国の結果を0.2ポイント、算数の平均正答率は全国を1.0ポイント上回ったが、理科の平均正答率は全国を1.1ポイント下回った。国語・算数の知・技と思・判・表で全国平均を上回った。また、理科の思・判・表では全国平均と差はなかったが、理科の知・技で全国平均を下回った。知・技と思・判・表に一定の定着が見られた一方で、国語の「読むこと」、理科の知・技に課題がある。また、記の問題において無回答率が高く、正答率が低い傾向は昨年度と変わらなかった。

質問調査においては、主体的な学びに関する3項目で、全国平均及び昨年度を下回った。一方で、ICT機器の活用に関する項目は、全国平均は下回ったものの、昨年度を大きく上回った。

#### ア 国語

- 書く内容の中心を明確にし、内容のまとまりで段落をつくったり、段落相互の関係に注意したりして、文章の構成を考えることができるかどうかをみる問題（思・判・表、選）の正答率が高い。
- 自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫することができるかどうかをみる問題（思・判・表、記）、目的に応じて必要な情報を見付け、それを理由に自分の考えを書くことができるかどうかをみる問題（思・判・表、記）の正答率が低く、無回答率が高い。

#### イ 算数

- 比べられる量がもとにする量の何倍になっているかを表すことができるかどうかをみる問題（思・判・表、選）、棒グラフから、項目間の関係を読み取ることができるかどうかをみる問題（知・技、選）の正答率が高い。
- 台形の意味や性質について理解しているかどうかをみる問題（知・技、選）の正答率が低い。
- 分数の加法について共通する単位分数を見だし、共通する単位分数の幾つ分かを数や言葉を用いて記述できるかどうかをみる問題（思・判・表、記）の無回答率が高い。

#### ウ 理科

- 種子の発芽の条件について、差異点や共通点を基に、新たな問題を見だし、表現することができるかどうかをみる問題（思・判・表、記）の正答率が高い。
- 花のつくりや受粉についての知識が身に付いているかどうかをみる問題（知・技、短）、電流がつくる磁力について、電磁石の強さは巻数によって変わることの知識が身に付いているかどうかをみる問題（知・技、短）の正答率が低い。
- 種子の発芽の条件について、差異点や共通点を基に新たな問題を見だし、

表現することができるかどうかをみる問題（思・判・表、記）、土の粒の大きさによる水のしみ込み方の違いについて、結果を基に結論を導いた理由を表現することができるかどうかをみる問題（思・判・表、記）の無回答率が高い。

#### エ 質問調査

- 自分で学び方を考え、工夫することができたとの回答については、全国平均を6.9ポイント下回り、昨年度と比較しても3.3ポイント減少した。
- 5年生までに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を週3回以上使用したとの回答については、全国平均を2.6ポイント下回ったが、昨年度と比較すると12.8ポイント増加した。

#### (2) 中学校

国語の平均正答率は、昨年度と比較して大きく上昇し全国を1.7ポイント上回った。また、数学については、昨年度と比較すると全国平均に近づいたものの全国を0.3ポイント下回った。今回、オンライン方式で行った理科については、結果の示し方が変更になったため令和4年度と直接比較はできないが、IRTスコアで比較すると全国平均を12ポイント下回った。国語の知・技と思・判・表、数学の思・判・表で全国平均を上回ったが、数学の知・技では全国平均をわずかに下回った。中学校においても、知・技と思・判・表に一定の定着が見られた一方で、国語の「読むこと」、理科の知・技と思・判・表に課題がある。また、記の問題において無回答率が高く、正答率が低い傾向は昨年度と変わらなかった。

質問調査においては、主体的な学びに関する3項目で、全国平均及び昨年度を下回った。一方で、ICT機器の活用に関する項目は昨年度を大きく上回り、全国平均とともに上回った。

#### ア 国語

- 事象や行為を表す語彙について理解しているかどうかをみる問題（知・技、選）、目的に応じて、集めた材料を整理し、伝えたいことを明確にすることができるかどうかをみる問題（思・判・表、選）の正答率が高い。
- 資料や機器を用いて、自分の考えが分かりやすく伝わるように表現を工夫

- することができるかどうかをみる問題（思・判・表、記）の正答率が低い。
- 読み手の立場に立って、表記を確かめて、文章を整えることができるかどうかをみる問題（思・判・表、短）の無回答率が高い。

#### イ 数学

- 相対度数の意味を理解しているかどうかをみる問題（知・技、短）、素数の意味を理解しているかどうかをみる問題（知・技、選）の正答率が高い。
- 多角形の外角の意味を理解しているかどうかをみる問題（知・技、短）、一次関数の変化の割合を基に増加量を求めることができるかどうかをみる問題（知・技、短）の正答率が低い。

#### ウ 理科

- 条件に着目した実験を計画し、予想される結果を適切に説明できるかどうかをみる問題（思・判・表、記）、共通性と多様性を見方を働かせながら比較し、多面的に分析して解釈することができるかどうかをみる問題（思・判・表、選）の正答率が高い。
- これまでに学習した理科の知識及び技能を基に、化学変化の分解の知識が概念として身に付いているかどうかをみる問題（知・技、選）、実験の様子と密度に関する知識及び技能を関連付けて解釈できるかどうかをみる問題（思・判・表、選）の正答率が低い。

#### エ 質問調査

- 1、2年生のときに受けた授業で、自分の考えを発表する機会に、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していたとの回答については、全国平均を3.3ポイント上回ったが、昨年度と比較すると3.2ポイント減少した。
- 1、2年生のときに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を週3回以上使用したとの回答については、昨年度を10.7ポイント、全国平均を9.2ポイント、東京都平均を5.6ポイント上回った。

### 5 今後の取組

児童・生徒の学習意欲の向上に向けて、令和7年に改訂した「葛飾教師の授業

スタンダード」に基づき、主体的な学び、協働的な学びを積極的に取り入れ、学ぶ楽しさを児童・生徒が実感できる授業改善をより一層推進する。学力向上では、授業改善の推進により、学んだ知識をより深い理解につなげ、確実な定着を図るとともに知識を活用する力の育成を目指す。また、タブレット端末の活用を進め、個別最適な学習が可能なA I搭載のデジタルドリルを活用し、知識・技能の確実な定着を図るとともに、個々の考えを瞬時に共有、交流できるアプリケーションを活用し、全体で考えを練り上げる協働的な学習を行い、深い学びを実現させていく。さらに、学習センター（学校図書館）をより活用し、読む力を育てるとともに、必要な情報を選択・活用し、自分の考えをまとめて書く情報活用能力を高める。加えて、「よむYOMUワークシート」の活用を推進し、読解力を育成するとともに、授業において自らの考えを記述や口述等、多様な方法により表現する場面を増やし、思考力・表現力を高める。

昨年度から、各学校が本調査の結果の分析・検証を行い、児童・生徒の実態を十分に理解したうえで2学期以降の具体的な取組計画を作成し、学力向上の取組を充実させてきた。一定の効果があつたことから、今年度も同様の取組を進めるとともに、教員一人一人の授業改善を継続していく。

## いじめによる重大事態の発生について

教育指導課

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第1項に規定する重大事態が発生し、第三者の調査により重大事態に係る事実関係を明らかにする必要があることから、同項に基づき葛飾区教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）へ調査を要請したもの

## 1 対象となる事件及び経緯

令和7年7月3日下校中、対象生徒は同級生1名から腹部や腕などを複数回殴られ、周囲にいた別の生徒2名は嘔し立てる等の行為を行った。翌日から対象生徒は欠席した。

学校は7月4日から事実確認を行った上で、いじめを行った生徒への指導、対象生徒及びいじめを行った生徒の保護者への報告等を行い、7月9日の学校いじめ対策委員会においていじめを認知した。

7月22日、葛飾区教育委員会に対象生徒保護者からいじめ重大事態に係る申立書が提出された。7月31日、葛飾区教育委員会に学校からいじめ重大事態発生の報告書が提出された。

## 2 対象生徒

区立中学校 第1学年男子（重大事態発生時点）

## 3 いじめを行った生徒

同区立中学校 第1学年男子3名（重大事態発生時点）

## 4 該当する重大事態

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号該当）

## 5 重大事態の調査について

令和7年8月8日の教育委員会において、第三者の調査により重大事態に係る事実関係を明らかにする必要があることから、法第28条第1項に基づく調査を対策委員会に要請することを決定し、同日、要請を行った。

## 6 対策委員会の構成

委員長 弁護士

副委員長 学識経験者

委員 学識経験者 1名、医師 1名、公認心理師 1名

## 専決処分（訴訟上の和解）の報告について

教育指導課

地方自治法第180条第1項の規定による区長の専決処分事項の指定について（平成13年6月14日葛飾区議会議決）に基づき、次のとおり、訴訟上の和解を行ったので報告します。

## 1 専決処分事項

訴訟上の和解

## 2 訴訟の内容

(1) 事件名 [redacted] 損害賠償等請求事件

(2) 裁判所 東京地方裁判所

(3) 当事者

ア 原告 [redacted]

法定代理人（父） [redacted]

イ 被告 葛飾区

(4) 原告の主張

原告は葛飾区立 [redacted] 中学校1年生の夏頃から、同級生らからの言葉によるいじめ被害に遭い、全日制の高校に進学できず、通信制高校に進学した現在も適応障害などの症状を抱え、中学時のフラッシュバックに悩まされているため、学校設置者である葛飾区に対して安全配慮義務違反による損害賠償を求める。

(5) 請求の趣旨

ア 被告は、原告に対して、金4,016,470円及び内金3,416,470円に対する訴状送達の日から支払い済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

イ 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

### 3 和解の概要

- (1) 被告は、原告に対し、原告が葛飾区立■■■■中学校に在学中、同級生からの行為により、精神的苦痛を受け、転校を余儀なくされたことに対し、遺憾の意を表する。
- (2) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (3) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は各自の負担とする。

### 4 専決処分年月日

令和7年9月2日

### 5 事件の経過

- (1) 令和5年12月27日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、令和6年1月15日）
- (2) 令和6年3月11日 第1回弁論準備手続期日
- (3) 令和6年3月25日 第2回弁論準備手続期日
- (4) 令和6年5月7日 第3回弁論準備手続期日
- (5) 令和6年6月18日 第4回弁論準備手続期日
- (6) 令和6年8月21日 第5回弁論準備手続期日
- (7) 令和6年10月8日 第6回弁論準備手続期日
- (8) 令和6年12月10日 第7回弁論準備手続期日
- (9) 令和7年1月21日 第8回弁論準備手続期日
- (10) 令和7年3月10日 第9回弁論準備手続期日
- (11) 令和7年4月9日 第10回弁論準備手続期日
- (12) 令和7年5月14日 第11回弁論準備手続期日
- (13) 令和7年6月4日 第12回弁論準備手続期日
- (14) 令和7年6月24日 第13回弁論準備手続期日
- (15) 令和7年7月28日 第14回弁論準備手続期日
- (16) 令和7年9月2日 第15回弁論準備手続期日（和解）

## いじめによる重大事態の調査結果について

教育指導課

令和6年3月に区立小学校において発生したいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第1項に規定する重大事態について、学校いじめ対策委員会（以下「対策委員会」という。）が実施した調査結果の概要を報告するもの

## 1 対象児童（重大事態の恐れがあると認識した時点の学年）

第6学年 女子

## 2 いじめを行った児童

児童A 男子	児童B 男子	児童C 女子
児童D 女子	児童E 女子	児童F 女子
児童G 女子	児童H 男子	児童I 男子
児童J 男子	児童K 女子	児童L 女子
児童M 女子		

※全員、対象児童と同学年

## 3 経過

令和6年4月8日	学校から教育委員会に対し、いじめ重大事態発生のお知らせ
令和6年5月14日	教育委員会が当該校において調査を行うことを決定
令和6年6月11日	文教委員会に、重大事態が発生し、当該校において調査を行うことを報告
令和6年8月7日	対策委員会が調査を開始
令和7年3月27日	対策委員会における調査が終了
令和7年5月29日	対策委員会を対象児童保護者に対し、調査結果を報告

令和7年6月17日 対策委員会が対象児童保護者から調査報告書に付する  
所見書を受領

令和7年7月1日 対策委員会が対象児童保護者から調査報告書に付する  
所見書を再度受領

#### 4 調査結果の概要

##### (1) 対策委員会が認定した「いじめ」に係る事実関係及びいじめの該当性

対策委員会において、対象児童、対象児童保護者、いじめを行った児童、児童らの担任教諭等関係者からの聞き取り調査及び関係資料の分析を行った。

対策委員会は本調査により認定した次の事実関係について、法第2条第1項に規定する「いじめ」(※)に該当するとした。なお、本事案においては、対象児童及び対象児童保護者から訴えがあったものの、対策委員会が調査した結果、事実関係の認定ができなかった事件もあった。

このほか、対策委員会は調査中に判明した「いじめ」として、3年生～4年生時頃、いつ、誰が、どこで、どのように行ったかといった具体的な態様は明らかではないが、対象児童が同学級の児童らから陰口を言われたり、避けるような行動をとられたりしていた事実を確認できたとした。

##### ※ 法第2条第1項に規定する「いじめ」の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

ア 令和元年7月6日（2年生時）、葛飾教育の日の音楽の授業で、児童Aが立ち歩いていた。児童Aが対象児童の腕の辺りを蹴ったため、対象児童は教科書を開いて防いだが、児童Aの足が当たり、対象児童の教科書が破れた。

イ 令和元年運動会の前頃（2年生時）、廊下で、児童Bが対象児童を運動会のダンスの練習用の縄で叩いた。

ウ 令和元年9月18日頃（2年生時）、対象児童が引いた椅子又は対象児童の体が、対象児童の後ろの席だった児童Bの机にぶつかり、児童Bが鉛筆で対

象児童の背中を刺した。

エ 令和2年6月頃（3年生時）、登校班が一緒だった児童Cが対象児童に悪口を言った。

オ 令和3年10月11日頃（4年生時）、学童保育クラブに行く途中、児童Aが対象児童に「おっばいを出せ。」と言った。

カ 令和4年8月（5年生時）、岩井臨海学校に行った際、同室だった児童Eが虫よけスプレーを噴射し、対象児童にかかった。

キ 令和4年8月（5年生時）、岩井臨海学校で、同室だった児童E、児童F及び児童Gが3人横並びで布団を敷き、対象児童だけ外れた場所の布団に寝ることになった。

ク 令和4年8月（5年生時）、岩井臨海学校の自由行動でマザー牧場に行った際、対象児童は行動班が同じであった児童E、児童F、児童G、児童H、児童I及び児童Jらとソフトクリームを食べたところまでは一緒にいたが、途中からはぐれてしまい、行動を共にしていなかった。

ケ 令和4年9月上旬（5年生時）、係決めの際、最初、対象児童が新聞係を希望したところ、人数に偏りがあった。偏りがある場合は話し合いで決めることになっており、結果として、児童D、児童K、児童L及び児童Mが新聞係を希望し、対象児童は児童Dらと同じ係にはならなかった。

## (2) 本調査で明らかになった課題

ア いじめ認知の感度が低かったこと

対象児童に関わった教職員は、対象児童及び同保護者からの訴えがあっても、よくあるトラブル程度に軽く捉え、「いじめ」として認知せず、学校いじめ防止基本方針に則った対応を行わなかった。

イ いじめの解消の認識の欠如

令和3年（4年生時）の担任教諭は対象児童に対するいじめを認識したが、学級全体への指導等によりいじめはなくなったと思っていた。その後、対象児童の欠席日数が増加したにもかかわらず、対象児童が心身の苦痛を感じていないかについて、担任教諭から対象児童又は同保護者に確認することもされておらず、注意深く見守りを続けていた事実も認められなかった。

#### ウ 次年度への引継方法

4 (2) イの担任教諭は対象児童へのいじめが解消に至ったかを確認できていないにもかかわらず、次年度の担任に対象児童の情報を伝えていなかった。引き継ぎは口頭のみで行われ、引継事項が記載された書面は保存されていなかった。また、誰と学級を分けるべきか検討されず、対象児童に対する配慮もされていなかった。

#### エ 管理職に対する報告方法、その後の共有方法

4 (2) イの担任教諭は、対象児童に対するいじめを認識したが、管理職へ口頭のみで報告していた。また、令和5年10月(6年生時)、対象児童保護者と担任教諭との面談で、対象児童が1年以上も学校に行けなくなっているのはいじめが原因だと同保護者から話があったにもかかわらず、その面談に同席した管理職は、対策委員会で情報を共有することもなく、担任教諭と当該管理職のみで対応を継続した。加えて、管理職間でも十分な情報共有がなされておらず、対象児童保護者の学校に対する不信感につながった。

#### オ 重大事態としての認識の欠如

当該校は対象児童がいじめにより不登校状態にあることを認識していなかった。令和5年10月(6年生時)、対象児童保護者と担任教諭及び管理職との面談で、いじめが原因で対象児童が学校に1年以上行けなくなっていることについて、いじめの重大事態として教育委員会に報告したか同保護者に問われたにもかかわらず、当該管理職は対策委員会を開催せず、いじめの重大事態としての対応を行わなかった。

また、令和5年12月に対象児童保護者が総合教育センターの教育相談に相談した際、教育委員会が学校と保護者の間に入り、やり取りが行われた。しかし、教育委員会はいじめの重大事態の疑いがあることを認識し得たにもかかわらず、学校に助言せず、学校と一体的に対処することもなかった。

### (3) 当該校における今後の対応方針

#### ア 学校いじめ防止基本方針の周知徹底

全教職員に学校いじめ防止基本方針を周知徹底するため、毎年度、研修を行う。

## イ いじめに関するアンケートの活用及び保管

(ア) いじめに関するアンケートは、対応記録とともに、区の定める保存期間に従い適切に保存する。

(イ) いじめに関するアンケートを実施した際には、全児童のアンケートが回収されていることを確認し、記述内容を学年の全教職員及び生活指導主任が精査する。いじめが疑われる記述をした児童には必ず聴き取りを行い、必要に応じて対策委員会を開催し、対応方針を検討する。また、生活指導主任はアンケート結果を管理職に報告する。

## ウ 管理職への報告及び情報共有の徹底

(ア) 児童や保護者が不安を訴えたり、児童同士で問題が発生したりした際には、関係する児童から、事実関係とそのことについての気持ちを聴き取り、指導した内容とともに学年及び管理職で情報共有する。聴き取りに当たっては、児童や保護者の訴えに真摯に耳を傾け、その心情に寄り添って進める。

(イ) トラブルの内容等について保護者に連絡する際は、管理職に報告し、承認を得た上で連絡する。

(ウ) 保護者から、学校での出来事等について相談・問合せがあった場合は、全て管理職に報告する。

(エ) いじめを見逃すことのないようにするために、教職員がいじめが疑われる様子気付いた場合や、保護者や児童からいじめが疑われる情報が提供された場合は、特定の教職員又は管理職だけで抱え込むことなく、組織的対応を行う。早急に対策委員会を開き、情報を共有し、対応方針を検討する。また、管理職の役割をより明確にするため学校いじめ防止基本方針の改訂を行う。

## エ いじめ重大事態の対応

いじめ重大事態が疑われる事態を認知した場合、速やかに教育委員会に報告する。また判断が困難な点は教育委員会に相談し、対応について協議する。

## オ 児童への支援

不登校を含め、支援が必要な児童への具体策を検討する児童支援会議を設

置、定例化し、家庭との連携を密にしながら支援を行う。

#### カ いじめの未然防止

(ア) 互いのことを知り、自分と相手との違いを認め合える、居場所があつて温かく安心できる学級づくりに努める。

(イ) いじめは許されない行為であること、自分に困ったことがある場合や、周りに困っている人がいる場合は、大人に相談すること、相談があつたときは必ず力になることを、ふれあい月間をはじめ、定期的に繰り返し児童に伝える。

(ウ) いじめは人権を深く傷つける問題であることを考える機会とし、いじめの未然防止を図るために、第5学年の児童を対象に、弁護士を講師に招いたいじめ予防授業を実施する。

## 5 今後について

### (1) 当該校のいじめ防止対策の取組

4 (3) に記載のとおり取り組んでいく。

### (2) 教育委員会のいじめ防止対策の取組

ア 「葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード」の徹底  
職層に応じた研修を引き続き実施し、児童・生徒がいじめを受けていると思われる時は速やかに事実を確認するとともに、対策委員会において早期に認知し、早い段階で教育委員会へ報告するよう周知徹底を図る。

#### イ いじめの早期対応

学校に指導助言する立場として、法やガイドライン等への理解を深め、学校にのみいじめの対応を任せるのではなく、学校との十分な情報共有や連携を図り、学校に対し、早期に適切な支援をする。

#### ウ 関係機関との連携

学校や児童・保護者から、いじめの疑いのある出来事についての情報提供があつた場合、スクールソーシャルワーカー等の関係機関と早期に連携し、学校のいじめ対応の支援に当たる。

#### エ いじめ重大事態調査の早期開始

いじめ重大事態発生の疑いの時点で、早期に方針決定を行い、学校と共有しながら調査を進める。

## (仮称) 新宿地区屋内温水プールの整備スケジュールの変更について

学校教育推進担当課

## 1 趣旨

「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の実施計画（令和4年9月改定）に基づき学校施設として整備を進めている（仮称）新宿地区屋内温水プールについて、令和7年7月から建築工事を行う予定としていたが、令和7年5月に建築工事契約の入札が不調となったため、整備スケジュールの変更を行うもの

## 2 今後の対応

（仮称）新宿地区屋内温水プールの設計において、プール槽はFRP※製を採用することとしていたが、現在、FRP製のプール槽が入手困難な状況となっていることから、プール槽の仕様を再検討するための修正設計が必要である。

そのため、今後速やかに、既定予算の範囲内で修正設計を行い、その内容を踏まえて令和8年度当初予算案に建築に係る経費を計上し、改めて入札を行う。なお、令和7年度の建設に係る予算については、今後減額補正の予定である。

※繊維強化プラスチック（Fiber Reinforced Plastics）の略で、ガラスやカーボン繊維などの強化繊維と樹脂を組み合わせでできた素材

## 3 整備スケジュール（予定）

	変更前	変更後
建築工事	令和7年7月から 令和9年7月まで	令和8年7月から 令和10年7月まで
開設準備	令和9年8月から 令和9年9月まで	令和10年8月から 令和10年9月まで
供用開始	令和9年10月	令和10年10月

## 屋内温水プール施設整備の検討に係るシミュレーション結果について

学校教育推進担当課

## 1 趣旨

「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」（以下「方針」という。）に基づき、屋内温水プールを活用した水泳指導への全小学校の移行を確実に進めていくため、その受入施設となる屋内温水プールの整備の方向性を整理するに当たり、この度、各整備案のシミュレーションを行ったため、その結果を報告するもの

## 2 シミュレーションの前提条件

(1) 現在進めている（仮称）新宿地区屋内温水プール及び（仮称）お花茶屋地区屋内温水プールの2施設の整備を前提とする。

なお、当該2施設を整備せず、学校内屋内温水プールのみを整備するパターンも参考として示す。

(2) 既存の民間事業者のプールの活用は継続するが、休館日のみの利用とする。

(3) 区立総合スポーツセンター（奥戸・水元）は、現在と同様に1校ずつの利用とする。

(4) 児童数は、（仮称）新宿地区屋内温水プール及び（仮称）お花茶屋地区屋内温水プールを学校が利用開始する令和11年度時点の推計値を使用する。

(5) 小学校数についても、令和11年度時点の数値を使用する。

※柴又小学校・東柴又小学校の統合後となるため、小学校数は47校とする。

(6) 学校外屋内温水プールの整備規模は、7レーンを備え、10校程度の学校の利用を想定した施設とする。

(7) 学校内屋内温水プールの整備規模は、5レーンを備え、整備する学校を含め6校程度の学校の利用を想定した施設とする。また、校舎又は体育館との合築とし、児童の安全面及び区民の利便性を踏まえた諸室や管理機能を加えた施設とする。

### 3 各整備案の概要

	学校外 屋内温水プール	学校内 屋内温水プール	民間事業者等
案①	3施設		12施設
案②	3施設	1施設	12施設
案③	2施設	1施設	12施設
案④	2施設	2施設	12施設
参考		5施設	12施設

### 4 各整備案の比較

前項で示した各整備案に対し、以下の4項目を比較した。

なお、各整備案の比較結果については、今回のシミュレーションのために条件を設定し試算したものであり、今後の社会状況により変更が生じる可能性があるとともに、整備時期等も決定するものではない。

#### (1) 事業経費

本事業のイニシャルコスト及びランニングコストの80年間の総額

#### (2) 移行完了年度

全小学校の屋内温水プールへの移行が完了する見込みの時期

( )内は、整備する全ての施設で水泳指導を開始する見込みの時期

#### (3) バスの利用校数

プール施設への移動にバスを利用する見込みの学校数

#### (4) 余力コマ数

全施設の受入可能コマ数の総数と全小学校の水泳授業の必要コマ数の総数との差

( )内は、余力コマ数を民間事業者の1施設当たりの受入可能コマ数(62コマ)で割り返したもの

	事業経費	移行完了年度	バスの 利用校数	余力コマ数
案①	約885億円	令和16年度(令和16年度)	40校	298コマ(4.8施設分)
案②	約997億円	令和16年度(令和20年度)	38校	586コマ(9.5施設分)
案③	約777億円	令和20年度(令和20年度)	39校	195コマ(3.1施設分)
案④	約888億円	令和20年度(令和22年度)	37校	483コマ(7.8施設分)
参考	約812億円	令和28年度(令和28年度)	32校	565コマ(9.1施設分)

※各整備案の比較結果の詳細は、別紙1及び別紙2のとおり

※学校内屋内温水プールの事業経費については、学校の敷地に単独で整備する場合には、更に1施設につき約35億円(80年間)のコストの増額が想定される。

※学校内屋内温水プールを整備する案の移行完了年度は、プールを整備する学校が最短で次期学校改築の対象校として選定された場合を仮定して試算している。

## 5 今後について

今回のシミュレーション結果を踏まえ、今後、施設整備の方向性を整理し、方針及び実施計画の更新を図っていく。

### 各整備案の比較結果(詳細)

#### 1 事業経費

##### 【推計条件】

前回の試算した事業経費（令和7年7月の報告）から変更した主な推計条件は、**太字下線**で表記

- (1) 学校外屋内温水プールの3施設目は、**（仮称）お花茶屋地区屋内温水プールと同規模**と想定した。
- (2) 学校内屋内温水プールは、校舎又は体育館との合築とし、**児童の安全面及び区民の利便性を踏まえた諸室や管理機能を加えた施設**と想定した。
- (3) **小学校の数は、令和11年度時点の数値として、47校**と想定した。
- (4) 民間事業者の施設は、**休館日だけの利用**と想定した。
- (5) イニシャルコスト（施設整備）は、本区や他自治体の事例を参照し、予算額等により算出
- (6) イニシャルコスト（施設整備）には、**（仮称）お花茶屋地区屋内温水プールの整備に係る土地取得費及び地下埋設物撤去費**を計上
- (7) ランニングコスト（施設）は、「第3期葛飾区有建築物保全工事計画」を踏まえ、**施設の耐用年数を80年**に設定し、大規模改修は20年に1回行う想定とした。
- (8) ランニングコスト（水泳指導）は、東京都の「令和7年度教育人口等推計（速報値）」の**令和11年度時点の推計児童数（17,934人）**で算出
- (9) ランニングコスト（水泳指導）には、**インストラクター代を加えて**算出
- (10) ランニングコスト（水泳指導）に係るバスの台数は、**1校当たりの年間必要台数の平均値（34台）**を使って算出

(単位：百万円)

	イニシャルコスト（施設整備）				ランニングコスト（施設）				ランニングコスト（水泳指導）				総合計
	土地取得費	設計費	工事費	合計	大規模改修費	清掃・修繕等経費	光熱水費	合計	インストラクター代	バス移動費	施設運営・使用費	合計	
案①	598	482	11,586	12,666	25,351	8,640	6,015	40,006	9,858	11,989	14,023	35,870	88,542
案②	598	566	13,431	14,595	29,388	11,222	7,058	47,668	9,858	11,389	16,181	37,428	99,691
案③	598	390	9,211	10,199	20,153	8,342	4,941	33,436	9,858	11,689	12,501	34,048	77,683
案④	598	475	11,056	12,129	24,190	10,925	5,985	41,100	9,858	11,089	14,660	35,607	88,836
参考	0	421	9,224	9,645	20,184	12,912	5,220	38,316	9,858	9,591	13,775	33,224	81,185

※一部の算出において、端数処理を行っている。

※各経費の内訳は別紙2参照

2 移行完了年度

- (1) 学校外屋内温水プールの3施設目は、令和8年度に候補地の選定を行い、7年間の整備期間を要するものと想定した。
- (2) 学校内屋内温水プールは、過去の学校改築事例を参考に1校当たり10年間の整備期間を要するものと想定した。
- (3) 学校内屋内温水プールの整備は、次期学校改築の選定期間を令和9年度と仮定し、令和9年度に屋内温水プール整備対象校を選定するものと想定した。
- (4) 学校内屋内温水プールの整備は、複数校整備する場合、2年ごとに1校ずつ工事に着手するものと想定した。
- (5) 案②、案④においては、新宿・お花茶屋の施設以外に1施設整備が完了した時点を移行完了年度としている。

	移行完了年度
案①	令和16年度
案②	令和16年度
案③	令和20年度
案④	令和20年度
参考	令和28年度

選	候補地選定	整			始	水泳指導開始年度								移行完了年度													
		8年度	9年度	10年度		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度				
案①	新宿	整			始																						
	お花茶屋	整			始																						
	学校外屋内	選	整							始																	
案②	新宿	整			始																						
	お花茶屋	整			始																						
	学校外屋内	選	整							始																	
	学校内屋内		選	整											始												
案③	新宿	整			始																						
	お花茶屋	整			始																						
	学校内屋内		選	整											始												
案④	新宿	整			始																						
	お花茶屋	整			始																						
	学校内屋内		選	整											始												
	学校内屋内				選	整												始									
参考	学校内屋内		選	整											始												
	学校内屋内				選	整												始									
	学校内屋内					選	整													始							
	学校内屋内						選	整													始						
	学校内屋内								選	整														始			

### 3 バスの利用校数

以下の条件に基づき、バス利用校数を試算した。

- (1) 条件1：民間事業者等を利用する学校のうち、徒歩で移動する学校は5校
- (2) 条件2：（仮称）お花茶屋地区屋内温水プール及び（仮称）新宿地区屋内温水プールを利用する学校のうち、徒歩で移動する学校は1校
- (3) 条件3：学校外屋内温水プール（3施設目）を利用する学校のうち、徒歩で移動する学校は1校
- (4) 条件4：学校内屋内温水プールを利用する学校の内、徒歩で移動する学校は1施設あたり2校

	バスの利用校数	徒歩移動校数	徒歩校の内訳
案①	40校	7校	民間事業者等（5校）、お花茶屋・新宿（1校）、学校外屋内1施設（1校）
案②	38校	9校	民間事業者等（5校）、お花茶屋・新宿（1校）、学校外屋内1施設（1校）、学校内屋内1施設（2校）
案③	39校	8校	民間事業者等（5校）、お花茶屋・新宿（1校）、学校内屋内1施設（2校）
案④	37校	10校	民間事業者等（5校）、お花茶屋・新宿（1校）、学校内屋内2施設（4校）
参考	32校	15校	民間事業者等（5校）、学校内屋内5施設（10校）

#### 4 余力コマ数

民間事業者撤退等の不測の事態が生じた場合でも水泳指導を安定的に継続するため、各整備案における受入可能なコマ数の余力を試算した。

- (1) 必要コマ数：1,580コマ（42コマ（6学年×7回）×47校×0.8（1学年ごとに実施する学校を1とし、2学年ごとに実施する学校を0.5とした場合の全校の平均値））
- (2) 受入可能コマ数（学校外屋内温水プール）：391コマ（5月～11月末の間、1日当たり4回実施を基本とする。）
- (3) 受入可能コマ数（学校内屋内温水プール）：288コマ（5月～11月末の間、1日当たり3回実施を基本とする。）
- (4) 受入可能コマ数（民間等）：705コマ（42コマ（6学年×7回）×21校×0.8（1学年ごとに実施する学校を1とし、2学年ごとに実施する学校を0.5とした場合の全校の平均値））
- (5) 民間事業者施設の1施設当たりの受入可能コマ数：705コマ－84コマ（奥戸・水元分）＝621コマ　621コマ÷10施設＝62コマ／1施設

	需要 (必要コマ数)	供給 (受入可能コマ数)					余力	
		学校外	学校内	民間等	民間活用率	合計	コマ数	施設換算
案①	1,580コマ	1,173コマ	－	705コマ	37.5%	1,878コマ	298コマ	4.8施設分
案②	1,580コマ	1,173コマ	288コマ	705コマ	32.5%	2,166コマ	586コマ	9.5施設分
案③	1,580コマ	782コマ	288コマ	705コマ	39.7%	1,775コマ	195コマ	3.1施設分
案④	1,580コマ	782コマ	576コマ	705コマ	34.2%	2,063コマ	483コマ	7.8施設分
参考	1,580コマ	－	1,440コマ	705コマ	32.9%	2,145コマ	565コマ	9.1施設分

## 事業経費内訳

各項目の金額は現時点の試算であり、今後の社会状況の変化により金額は増減する可能性がある。

案①：学校外屋内温水プール3施設（（仮称）新宿地区屋内温水プール、（仮称）お花茶屋地区屋内温水プール、3施設目（（仮称）お花茶屋地区屋内温水プールと同規模想定））

大項目	小項目		金額（円）	計算式	考え方
イニシャルコスト （施設整備）	土地取得費		598,335,000	557,435,000円（土地購入）+40,900,000円（地下埋設物撤去等）	お花茶屋地区プール：予算額
	設計費	測量	5,500,000	1,900,000円（新宿）+1,800,000円（お花茶屋）+1,800,000円（学校外屋内）	新宿地区プール：予算額/お花茶屋地区プール：予算額/学校外屋内プール：お花茶屋地区プールと同額
		地盤調査	46,300,000	16,300,000円（新宿）+15,000,000円（お花茶屋）+15,000,000円（学校外屋内）	新宿地区プール：予算額/お花茶屋地区プール：予算額/学校外屋内プール：お花茶屋地区プールと同額
		基本・実施設計	300,211,000	78,611,000円（新宿）+110,800,000円（お花茶屋）+110,800,000円（学校外屋内）	新宿地区プール：予算額/お花茶屋地区プール：予算額/学校外屋内プール：お花茶屋地区プールと同額
		工事監理	129,553,854	33,924,000円（新宿）+47,814,927円（お花茶屋）+47,814,927円（学校外屋内）	新宿地区プール：予算額/お花茶屋地区プール：新宿地区プール予算額とお花茶屋地区プールの施設規模から推計/学校外屋内プール：お花茶屋地区プールと同額
		小計	481,564,854		
	工事費		11,586,251,092	3,145,430,000円（新宿）+4,220,410,546円（お花茶屋）+4,220,410,546円（学校外屋内）	新宿地区プール：予算額/お花茶屋地区プール：新宿地区プール予算額とお花茶屋地区プールの施設規模から推計/学校外屋内プール：お花茶屋地区プールと同額
合計		12,666,150,946			
ランニングコスト （施設）	大規模改修費		25,351,113,500	{3,145,430,000円（新宿）+4,220,410,546円（お花茶屋）+4,220,410,546円（学校外屋内）}×48%/27%×80年/65年	建築物のライフサイクル（65年）に占めるコストの割合…工事費27%・修繕費48%（出典：「令和5年度版建築物のライフサイクルコスト」）
	清掃・修繕等経費	清掃・設備保守	7,200,000,000	30,000,000円×3施設×80年	事業者ヒアリング
		修繕	1,440,000,000	6,000,000円×3施設×80年	事業者ヒアリング
		小計	8,640,000,000		
	光熱水費	電気	3,439,815,360	{12,723,672円（新宿）+15,137,010円（お花茶屋・学校外屋内）}×2施設}×80年	奥戸総合スポーツセンター温水プール館の光熱水費と学校外屋内温水プールの施設規模から推計
		水道	2,574,702,000	{9,523,669円（新宿）+11,330,053円（お花茶屋・学校外屋内）}×2施設}×80年	
小計		6,014,517,360			
合計		40,005,630,860			
ランニングコスト （水泳指導）	インストラクター代		9,857,961,120	6,871円(6.5回分)×17,934人×80年	契約額から算出した単価と令和11年度児童数から推計
	バス移動費		11,988,563,200	110,189円×1,360台×80年	契約額から算出したバス単価と想定使用台数から推計
	施設運営・使用費		14,022,900,480	{4,648円(6.5回分)×8,022人+46,000,000円}×3施設}×80年	民間事業者等施設使用費（契約額から算出した施設使用単価×指導回数×人数）+施設運営管理経費（事業者ヒアリング）
	合計		35,869,424,800		
総合計		88,541,206,606			

※一部の算出において、端数処理を行っている。

案②：学校外屋内温水プール3施設（（仮称）新宿地区屋内温水プール、（仮称）お花茶屋地区屋内温水プール、3施設目（（仮称）お花茶屋地区屋内温水プールと同規模想定））、学校内屋内温水プール1施設

大項目	小項目		金額（円）	計算式	考え方
イニシャルコスト （施設整備）	土地取得費		598,335,000	557,435,000円（土地購入）+40,900,000円（地下埋設物撤去等）	お花茶屋地区プール：予算額
	設計費	測量	7,400,000	1,900,000円（新宿）+1,800,000円（お花茶屋）+1,800,000円（学校外屋内）+1,900,000円（学校内屋内）	新宿地区プール：予算額/お花茶屋地区プール：予算額/学校外屋内プール：お花茶屋地区プールと同額/学校内屋内プール：新宿地区プールと同額
		地盤調査	62,600,000	16,300,000円（新宿）+15,000,000円（お花茶屋）+15,000,000円（学校外屋内）+16,300,000円（学校内屋内）	新宿地区プール：予算額/お花茶屋地区プール：予算額/学校外屋内プール：お花茶屋地区プールと同額/学校内屋内プール：新宿地区プールと同額
		基本・実施設計	346,318,961	78,611,000円（新宿）+110,800,000円（お花茶屋）+110,800,000円（学校外屋内）+46,107,961円（学校内屋内）	新宿地区プール：予算額/お花茶屋地区プール：予算額/学校外屋内プール：お花茶屋地区プールと同額/学校内屋内プール：新宿地区プールの予算額から面積按分
		工事監理	149,451,406	33,924,000円（新宿）+47,814,927円（お花茶屋）+47,814,927円（学校外屋内）+19,897,552円（学校内屋内）	新宿地区プール：予算額/お花茶屋地区プール：新宿地区プール予算額とお花茶屋地区プールの施設規模から推計/学校外屋内プール：お花茶屋地区プールと同額/学校内屋内プール：新宿地区プール予算額から面積按分
		小計	565,770,367		
	工事費	13,431,150,208	3,145,430,000円（新宿）+4,220,410,546円（お花茶屋）+4,220,410,546円（学校外屋内）+1,844,899,116円（学校内屋内）	新宿地区プール：予算額/お花茶屋地区プール：新宿地区プール予算額とお花茶屋地区プールの施設規模から推計/学校外屋内プール：お花茶屋地区プールと同額/学校内屋内プール：新宿地区プール予算額から面積按分	
合計	14,595,255,575				
ランニングコスト （施設）	大規模改修費		29,387,815,840	{3,145,430,000円（新宿）+4,220,410,546円（お花茶屋）+4,220,410,546円（学校外屋内）+1,844,899,116円（学校内屋内）}×48%/27%×80年/65年	建築物のライフサイクル（65年）に占めるコストの割合…工事費27%・修繕費48%（出典：「令和5年度版建築物のライフサイクルコスト」）
	清掃・修繕等経費	清掃・設備保守	9,302,303,920	{30,000,000円（学校外屋内）×3施設+26,278,799円（学校内屋内）}×80年	学校外屋内プール：事業者ヒアリング/学校内屋内プール：学校外屋内プール事業者ヒアリング額から面積按分
		修繕	1,920,000,000	6,000,000円×4施設×80年	事業者ヒアリング
		小計	11,222,303,920		
	光熱水費	電気	4,036,843,840	{12,723,672円（新宿）+15,137,010円（お花茶屋・学校外屋内）×2施設+7,462,856円（学校内屋内）}×80年	奥戸総合スポーツセンター温水プール館の光熱水費から面積按分
		水道	3,021,577,840	{9,523,669円（新宿）+11,330,053円（お花茶屋・学校外屋内）×2施設+5,585,948円（学校内屋内）}×80年	
小計		7,058,421,680			
合計	47,668,541,440				
ランニングコスト （水泳指導）	インストラクター代	9,857,961,120	6,871円(6.5回分)×17,934人×80年	契約額から算出した単価と令和11年度児童数から推計	
	バス移動費	11,389,135,040	110,189円×1,292台×80年	契約額から算出したバス単価と想定使用台数から推計	
	施設運営・使用費	16,181,342,640	{4,648円(6.5回分)×8,022人+46,000,000円（学校外屋内）×3施設+26,980,527円（学校内屋内）}×80年	民間事業者等施設：契約額から算出した施設使用単価×指導回数×人数/学校外屋内プール：事業者ヒアリング/学校内屋内プール：学校外屋内プール事業者ヒアリング額から面積按分	
	合計	37,428,438,800			
総合計	99,692,235,815				

※一部の算出において、端数処理を行っている。

案③：学校外屋内温水プール2施設（（仮称）新宿地区屋内温水プール、（仮称）お花茶屋地区屋内温水プール）、学校内屋内温水プール1施設

大項目	小項目		金額（円）	計算式	考え方
イニシャルコスト （施設整備）	土地取得費		598,335,000	557,435,000円（土地購入）+40,900,000円（地下埋設物撤去等）	お花茶屋地区プール：予算額
	設計費	測量	5,600,000	1,900,000円（新宿）+1,800,000円（お花茶屋）+1,900,000円（学校内屋内）	新宿地区プール：予算額/お花茶屋地区プール：予算額/学校内屋内プール：新宿地区プールと同額
		地盤調査	47,600,000	16,300,000円（新宿）+15,000,000円（お花茶屋）+16,300,000円（学校内屋内）	新宿地区プール：予算額/お花茶屋地区プール：予算額/学校内屋内プール：新宿地区プールと同額
		基本・実施設計	235,518,961	78,611,000円（新宿）+110,800,000円（お花茶屋）+46,107,961円（学校内屋内）	新宿地区プール：予算額/お花茶屋地区プール：予算額/学校内屋内プール：新宿地区プール予算額から面積按分
		工事監理	101,636,479	33,924,000円（新宿）+47,814,927円（お花茶屋）+19,897,552円（学校内屋内）	新宿地区プール：予算額/お花茶屋地区プール：新宿地区プール予算額とお花茶屋地区プールの施設規模から推計/学校内屋内プール：新宿地区プール予算額から面積按分
		小計	390,355,440		
	工事費	9,210,739,662	3,145,430,000円（新宿）+4,220,410,546円（お花茶屋）+1,844,899,116円（学校内屋内）	新宿地区プール：予算額/お花茶屋地区プール：新宿地区プール予算額とお花茶屋地区プールの施設規模から推計/学校内屋内プール：新宿地区プール予算額から面積按分	
合計	10,199,430,102				
ランニングコスト （施設）	大規模改修費		20,153,413,278	{3,145,430,000円（新宿）+4,220,410,546円（お花茶屋）+1,844,899,116円（学校内屋内）}×48%/27%×80年/65年	建築物のライフサイクル（65年）に占めるコストの割合…工事費27%・修繕費48%（出典：「令和5年度版建築物のライフサイクルコスト」）
	清掃・修繕等経費	清掃・設備保守	6,902,303,920	{30,000,000円（学校外屋内）×2施設+26,278,799円（学校内屋内）}×80年	学校外屋内プール：事業者ヒアリング/学校内屋内プール：学校外屋内プール事業者ヒアリング額から面積按分
		修繕	1,440,000,000	6,000,000円×3施設×80年	事業者ヒアリング
		小計	8,342,303,920		
	光熱水費	電気	2,825,883,040	{12,723,672円（新宿）+15,137,010円（お花茶屋）+7,462,856円（学校内屋内）}×80年	奥戸総合スポーツセンター温水プール館の光熱水費から面積按分
		水道	2,115,173,600	{9,523,669円（新宿）+11,330,053円（お花茶屋）+5,585,948円（学校内屋内）}×80年	
		小計	4,941,056,640		
合計	33,436,773,838				
ランニングコスト （水泳指導）	インストラクター代	9,857,961,120	6,871円(6.5回分)×17,934人×80年	契約額から算出した単価と令和11年度児童数から推計	
	バス移動費	11,688,849,120	110,189円×1,326台×80年	契約額から算出したバス単価と想定使用台数から推計	
	施設運営・使用費	12,501,342,640	{4,648円(6.5回分)×8,022人+46,000,000円（学校外屋内）×2施設+26,980,527円（学校内屋内）}×80年	民間事業者等施設：契約額から算出した施設使用単価×指導回数×人数/学校外屋内プール：事業者ヒアリング/学校内屋内プール：学校外屋内プール事業者ヒアリング額から面積按分	
	合計	34,048,152,880			
総合計	77,684,356,820				

※一部の算出において、端数処理を行っている。

案④：学校外屋内温水プール2施設（（仮称）新宿地区屋内温水プール、（仮称）お花茶屋地区屋内温水プール）、学校内屋内温水プール2施設

大項目	小項目		金額（円）	計算式	考え方
イニシャルコスト (施設整備)	土地取得費		598,335,000	557,435,000円（土地購入）+40,900,000円（地下埋設物撤去等）	お花茶屋地区プール：予算額
	設計費	測量	7,500,000	1,900,000円（新宿）+1,800,000円（お花茶屋）+1,900,000円（学校内屋内）×2施設	新宿地区プール：予算額/お花茶屋地区プール：予算額/学校内屋内プール：新宿地区プールと同額
		地盤調査	63,900,000	16,300,000円（新宿）+15,000,000円（お花茶屋）+16,300,000円（学校内屋内）×2施設	新宿地区プール：予算額/お花茶屋地区プール：予算額/学校内屋内プール：新宿地区プールと同額
		基本・実施設計	281,626,922	78,611,000円（新宿）+110,800,000円（お花茶屋）+46,107,961円（学校内屋内）×2施設	新宿地区プール：予算額/お花茶屋地区プール：予算額/学校内屋内プール：新宿地区プール予算額から面積按分
		工事監理	121,534,031	33,924,000円（新宿）+47,814,927円（お花茶屋）+19,897,552円（学校内屋内）×2施設	新宿地区プール：予算額/お花茶屋地区プール：新宿地区プール予算額とお花茶屋地区プールの施設規模から推計/学校内屋内プール：新宿地区プール予算額から面積按分
		小計	474,560,953		
	工事費	11,055,638,778	3,145,430,000円（新宿）+4,220,410,546円（お花茶屋）+1,844,899,116円（学校内屋内）×2施設	新宿地区プール：予算額/お花茶屋地区プール：新宿地区プール予算額とお花茶屋地区プールの施設規模から推計/学校内屋内プール：新宿地区プール予算額から面積按分	
合計	12,128,534,731				
ランニングコスト (施設)	大規模改修費		24,190,115,617	{3,145,430,000円（新宿）+4,220,410,546円（お花茶屋）+1,844,899,116円（学校内屋内）×2施設}×48%/27%×80年/65年	建築物のライフサイクル（65年）に占めるコストの割合…工事費27%・修繕費48%（出典：「令和5年度版建築物のライフサイクルコスト」）
	清掃・修繕等経費	清掃・設備保守	9,004,607,840	{30,000,000円（学校外屋内）×2施設+26,278,799円（学校内屋内）×2施設}×80年	学校外屋内プール：事業者ヒアリング/学校内屋内プール：学校外屋内プール事業者ヒアリング額から面積按分
		修繕	1,920,000,000	6,000,000円×4施設×80年	事業者ヒアリング
		小計	10,924,607,840		
	光熱水費	電気	3,422,911,520	{12,723,672円（新宿）+15,137,010円（お花茶屋）+7,462,856円（学校内屋内）×2施設}×80年	奥戸総合スポーツセンター温水プール館の光熱水費から面積按分
		水道	2,562,049,440	{9,523,669円（新宿）+11,330,053円（お花茶屋）+5,585,948円（学校内屋内）×2施設}×80年	
小計		5,984,960,960			
合計	41,099,684,417				
ランニングコスト (水泳指導)	インストラクター代	9,857,961,120	6,871円(6.5回分)×17,934人×80年	契約額から算出した単価と令和11年度児童数から推計	
	バス移動費	11,089,420,960	110,189円×1,258台×80年	契約額から算出したバス単価と想定使用台数から推計	
	施設運営・使用費	14,659,784,800	{4,648円(6.5回分)×8,022人+46,000,000円（学校外屋内）×2施設+26,980,527円（学校内屋内）×2施設}×80年	民間事業者等施設：契約額から算出した施設使用単価×指導回数×人数/学校外屋内プール：事業者ヒアリング/学校内屋内プール：学校外屋内プール事業者ヒアリング額から面積按分	
	合計	35,607,166,880			
総合計	88,835,386,028				

※一部の算出において、端数処理を行っている。

参考：学校内屋内温水プール5施設

大項目	小項目	金額（円）	計算式	考え方	
イニシャルコスト (施設整備)	土地取得費		0		
	設計費	測量	9,500,000	1,900,000円×5施設	新宿地区プールと同額
		地盤調査	81,500,000	16,300,000円×5施設	新宿地区プールと同額
		基本・実施設計	230,539,805	46,107,961円×5施設	新宿地区プール予算額から面積按分
		工事監理	99,487,760	19,897,552円×5施設	新宿地区プール予算額から面積按分
		小計	421,027,565		
	工事費	9,224,495,580	1,844,899,116円×5施設	新宿地区プール予算額から面積按分	
合計	9,645,523,145				
ランニングコスト (施設)	大規模改修費		20,183,511,696	1,844,899,116円×5施設×48%/27%×80年/65年	建築物のライフサイクル（65年）に占めるコストの割合…工事費27%・修繕費48%（出典：「令和5年度版建築物のライフサイクルコスト」）
	清掃・修繕等経費	清掃・設備保守	10,511,519,600	26,278,799円×5施設×80年	学校外屋内プール事業者ヒアリング額から面積按分
		修繕	2,400,000,000	6,000,000円×5施設×80年	事業者ヒアリング
		小計	12,911,519,600		
	光熱水費	電気	2,985,142,400	7,462,856円×5施設×80年	奥戸総合スポーツセンター温水プール館の光熱水費から面積按分
		水道	2,234,379,200	5,585,948円×5施設×80年	
		小計	5,219,521,600		
合計	38,314,552,896				
ランニングコスト (水泳指導)	インストラクター代	9,857,961,120	6,871円(6.5回分)×17,934人×80年	契約額から算出した単価と令和11年度児童数から推計	
	バス移動費	9,590,850,560	110,189円×1,088台×80年	契約額から算出したバス単価と想定使用台数から推計	
	施設運営・使用費	13,775,111,280	(4,648円(6.5回分)×8,022人+26,980,527円×5施設)×80年	民間事業者等施設：契約額から算出した施設使用単価×指導回数×人数) / 学校内屋内プール：学校外屋内プール事業者ヒアリング額から面積按分	
	合計	33,223,922,960			
総合計		81,183,999,001			

※一部の算出において、端数処理を行っている。

区立中学校部活動の地域連携・地域移行推進方針の検討状況等について

地域教育課

区立中学校部活動の地域連携・地域移行の令和7年度の実施状況及び区立中学校部活動の地域連携・地域移行推進方針（以下「推進方針」という。）の検討状況について報告するもの

1 令和7年度の実施状況について

(1) 地域連携

教員の負担軽減や専門的な指導の機会確保のため、中学校部活動顧問指導員や中学校部活動地域指導者の配置の充実を図るとともに、東京都が作成した部活動指導員向けの研修動画により中学校部活動顧問指導員の質の向上を図っている。

中学校部活動顧問指導員及び中学校部活動地域指導者 配置実績				
	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度(※1)
中学校部活動顧問指導員	29人	49人	66人	83人
中学校部活動地域指導者	165人	185人	236人	232人

※1 令和7年7月末時点

(2) 地域移行

令和7年度は、令和6年度から実施している新宿中学校でのモデル事業の取組を継続するとともに、中川中学校及び四ツ木中学校の2校を新たにモデル校として指定し、合同地域クラブ活動を試行実施している。

今年度の指導実績は以下のとおり（令和7年7月末時点）。

学校	種目	指導開始日	指導日数
新宿中学校	サッカー	令和7年4月5日（土）	18日
	バスケットボール	令和7年4月5日（土）	40日（※2）
	ソフトテニス	令和7年4月5日（土）	20日
	野球	令和7年4月5日（土）	21日
	陸上競技	令和7年4月20日（日）	10日
	卓球	令和7年4月5日（土）	13日
	バレーボール	令和7年4月5日（土）	14日
中川中学校及び四ツ木中学校	バドミントン	令和7年6月28日（土）	6日
	バスケットボール	令和7年7月5日（土）	5日

※2 バスケットボールは、男女それぞれの活動の合計日数

## 2 推進方針の検討状況について

### (1) 令和7年度葛飾区立中学校部活動の地域連携・地域移行推進方針策定検討協議会（以下「協議会」という。）の開催

令和7年6月26日 第7回協議会

ア 令和6年度部活動地域移行モデル事業の実施結果等について

イ 中学校部活動地域連携・地域移行の今後の基本的な考え方について

### (2) 推進方針の考え方

ア 東京都アンケート結果から抜粋した生徒、保護者及び教員の意識

令和6年度に東京都教育委員会が実施した「未来へ つなぐ 部活動改革アンケート」の回答結果による、葛飾区立中学校の生徒、保護者及び教員の意識は以下のとおり。

#### 【生徒】

質問内容	回答項目	割合（回答数）
部活動で得たいこと（複数回答）	活動を楽しみたい	76.8%（172/224）
	技能を向上させたい	74.1%（166/224）
	仲間と交流を深めたい	56.3%（126/224）
	新しい仲間を作りたい	33.9%（76/224）
専門的指導者から指導を受けたい	思う	33.5%（75/224）
	やや思う	37.1%（83/224）
自校に希望する部活動がない場合でも自校の部活動に参加する（複数回答）	自校の部活動に参加する	51.1%（136/266）
	他校との合同部活動に参加する	20.3%（54/266）
希望する種目のクラブが地域にある場合	地域クラブ活動に参加する	27.4%（26/95）

#### 【保護者】

質問内容	回答項目	割合（回答数）
お子様に部活動を通して得てほしいこと（複数回答）	活動を楽しんでほしい	89.0%（195/219）
	仲間と交流を深めてほしい	79.9%（175/219）
	自信をつけてほしい	65.3%（143/219）
	礼儀を身につけてほしい	62.6%（137/219）
	新しい仲間を作ってほしい	52.5%（115/219）
お子様に専門的指導者から指導を受けてほしい	思う	44.3%（97/219）
	やや思う	39.7%（87/219）
自校にお子様の希望する部活動がない場合、どのような活動に参加させたいか（複数回答）	地域クラブ活動	65.6%（158/241）
	他校との合同部活動	44.0%（106/241）
	自校の部活動	41.9%（101/241）

## 【教員】

質問内容	回答項目	割合（回答数）
部活動の指導や運営に負担を感じている、やや感じている教員	感じている	48.1%（74/154）
	やや感じている	32.5%（50/154）
自分の専門の部活動について、平日及び休日に指導や運営に携わりたいかどうか	平日のみ携わりたい	29.2%（45/154）
	携わりたくない	45.5%（70/154）
自分の専門ではない部活動について、平日及び休日に指導や運営に携わりたいかどうか	平日のみ携わりたい	15.6%（24/154）
	携わりたくない	77.9%（120/154）
担当している部活動の資格を持っていない教員	持っていない	77.3%（119/154）
休日の部活動に携わっている月当たり日数	4日以上	53.3%（48/90）
	2、3日	22.2%（20/90）
	1日	8.9%（8/90）
	0日	15.6%（14/90）
部活動の指導や運営によって支障が生じている業務（複数回答）	教材研究	71.4%（110/154）
	生徒指導	52.6%（81/154）

- ① 生徒の51.1%、保護者の41.9%が自校で行われている部活動への参加を希望している。
- ② 生徒の27.4%、保護者の65.6%は、地域クラブ活動への参加を希望している。
- ③ 顧問教員の74.7%が自分の専門の部活動においても休日は指導に携わりたくないと考えている。

イ 新宿中学校アンケート結果から抜粋した生徒、保護者及び教員の意識  
令和6年度末に、新宿中学校でのモデル事業に参加した生徒、保護者及び教員を対象にアンケート調査を実施した。アンケートにより得られた生徒、保護者及び教員の意識や課題は別紙「アンケート集計結果」のとおり。

ウ モデル実施及びアンケートから得られた課題

- ① 教員の負担軽減を図りながら、学校単位の部活動機会を維持、確保する必要がある。
- ② 今後、国が示す基準等を踏まえ、モデル事業の実施により公的負担と受益者負担の割合を検討する必要がある。
- ③ 今後も合同の取組をさらに展開し、その在り方を検討する必要がある。
- ④ ますます多様化する生徒のニーズに応じていくために、新たな活動機会の提供を検討していく必要がある。

## エ 基本的な考え方

上記ウの課題を踏まえ、本区では教員の負担軽減を図りながら、生徒が豊かなスポーツ・文化芸術活動に参加する機会を確保できるよう、引き続き地域連携の拡充を図り、補完的に地域移行の導入を進めることとし、以下のとおり基本的な考え方を定めるとともに、この考え方をもとに、今後も協議会での議論を踏まえながら、令和7年度末に向けて推進方針の策定を進める。

- I 地域連携の充実による中学校部活動機会の維持・確保
- II 合同の取組の更なる展開
- III 新たな活動機会の創出

## (3) 今後の協議会の予定

令和7年9月 第8回協議会

推進方針素案について

令和8年度のモデル事業等の取組について

令和7年11月 第9回協議会

推進方針素案について

令和8年度のモデル事業等の取組について

令和8年1月 第10回協議会

推進方針案について

令和8年3月 第11回協議会

教育委員会への報告書（推進方針）について

## アンケート集計結果

## 1 概要

令和6年度末に、新宿中学校のモデル事業に参加した生徒、保護者及び教員を対象に以下のとおりアンケートを実施した。

実施期間	令和7年3月17日（月）から同年3月31日（月）まで
調査対象	モデル事業の対象部活動に所属する新宿中学校の生徒、その保護者及び顧問教員
配布数	422人（生徒：204人、保護者：204人、顧問教員：14人）
回答者数	76人（生徒：27人、保護者：40人、顧問教員：9人）
回答率	18.0%（生徒：13.2%、保護者：19.6%、顧問教員：64.3%）

## 2 生徒、保護者及び教員の意識

本アンケートの結果から抜粋した生徒、保護者及び教員の意識は以下のとおり。

## (1) 生徒の意識

質問内容	回答項目	割合（回答数）
地域クラブ活動での指導者に対して、どのように感じたか	よかった	71.4%（5/7）
	どちらかといえばよかった	28.6%（2/7）
モデル事業に参加してよかったこと（複数回答可）	技術・体力面を向上させることができた	70.4%（19/27）
	仲間と交流を深めることができた	63.0%（17/27）
	スポーツに慣れ親しみ、楽しむことができた	55.6%（15/27）
指導者に求めること（複数回答可）	専門的な指導ができる	66.7%（18/27）
	生徒や保護者とのコミュニケーションが十分にとれる	55.6%（15/27）
	スポーツ・文化活動の楽しさを伝えられる	51.9%（14/27）

(2) 保護者の意識

質問内容	回答項目	割合 (回答数)
お子様をモデル事業に参加させて良かったこと (複数回答可)	スポーツに慣れ親しみ、楽しむことができた	50.0% (20/40)
	仲間と交流を深めることができた	50.0% (20/40)
	技術・体力面を向上させることができた	47.5% (19/40)
指導者に求めること (複数回答可)	スポーツ・文化活動の楽しさを伝えられること	85.0% (34/40)
	専門的な指導ができること	72.5% (29/40)
	生徒や保護者とのコミュニケーションが十分にとれること	57.5% (23/40)
中学校の部活動を地域へ移行することについて	賛成である	37.5% (15/40)
	どちらかといえば賛成である	47.5% (19/40)
将来的に部活動が地域移行した際の費用負担について	現行の部費を超える費用負担であっても参加させたい	40.0% (16/40)

(3) 教員の意識

質問内容	回答項目	割合 (回答数)
顧問を務める種目の技術指導が可能か	いいえ	55.6% (5/9)
モデル事業の実施により負担が軽減されたか	軽減された	75.0% (3/4)
	どちらかといえば軽減されなかった	25.0% (1/4)
地域クラブ活動での指導者を評価するか	評価する	77.8% (7/9)
	どちらかといえば評価する	11.1% (1/9)
	どちらかといえば評価しない	11.1% (1/9)
これからの部活動や地域クラブ活動への関わり方として希望するもの	部活動、地域クラブ活動ともに関わりたくない	55.6% (5/9)
	部活動、地域クラブ活動ともに関わってもよい	44.4% (4/9)

生徒の 66.7%、保護者の 72.5%が専門的な指導ができる指導者を求めていることから、部活動や地域クラブ活動における指導者の質を確保する必要がある、また、教員については、技術指導ができない種目の顧問を務めている教員、部活動及び地域クラブ活動に関わりたくない教員がそれぞれ 55.6%いることから、望まない教員が部活動に参加しない体制を整備する必要がある等の課題があることが明らかになった。

## 義務付け等請求事件について

生涯スポーツ課

次のとおり、義務付け等請求の訴えの提起があったため、報告するもの

## 1 原告の主張

本件トレーラーハウスの賃貸について、①本件トレーラーハウスが行政財産でありそもそも賃貸借契約が無効であること、②仮に本件トレーラーハウスが普通財産又は動産であるとしても、賃料が廉価に過ぎ、賃貸借契約は無効であること、又は③本件トレーラーハウスについての都の設置許可が無効であり、賃貸借契約も無効であることから、適正な賃料月額との差額分の損害が発生しているため、地方自治法第242条の2第1項第4号に基づき、被告に対し、青木克徳、契約締結権者又は契約締結決裁権者及び契約相手方（賃借人）に対する、本件損害額及び遅延損害金相当額の損害賠償請求又は賠償命令の発令の権限の行使を求める。

## 2 訴訟の内容

(1) 事件名 [REDACTED] 義務付け等請求事件

(2) 裁判所 東京地方裁判所

(3) 原告

[REDACTED]

(4) 被告

葛飾区長

(5) 請求の趣旨

ア 被告は、青木克徳、中島俊一及び宮木亮に対し、連帯して金96万2,400円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を請求せよ。

イ 被告は、一般社団法人キッズチャレンジ未来に対し、金96万2,400円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を請求せよ。

ウ 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

### 3 事件の経過

- (1) 令和7年6月24日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同年7月23日）
- (2) 令和7年10月31日 第1回口頭弁論期日

### 4 区の方針

特別区人事・厚生事務組合法務部と協力して応訴する。

## 図書館の改修について

中央図書館

## 1 概要

令和6年9月に策定した「葛飾区立図書館の改修の考え方」に基づき、設備の改修及びICT機器（自動貸出機、セルフ予約棚、簡易返却機）の導入を行い、利用者のプライバシーの確保や利便性の向上を図るもの

## 2 水元図書館

## (1) 施設概要

所在地 東水元一丁目7番3号  
開設年月 昭和57年6月  
延床面積 1,734.95㎡

## (2) 改修内容

トイレの洋式化・温水洗浄便座の設置、経年劣化した階段室等のビニル床シーートの張り替えにあわせて、職員の手を介さずに利用者自身で図書資料等の貸出・返却ができる自動貸出機・セルフ予約棚・簡易返却機を導入する（別紙1のとおり）。

## (3) 改修期間

令和7年10月27日（月）から令和7年11月27日（木）まで

## (4) 休館期間

令和7年10月27日（月）から令和7年11月1日（土）まで

## (5) 改修期間中の図書館サービス

令和7年11月2日（日）から臨時カウンターを水元図書館作業室に設置する。

## ア 提供するサービス

予約資料の貸出、図書資料等の返却・検索及び予約、区立図書館の利用登録、読書相談、ブックポストの利用

イ 提供できないサービス

館内での図書資料等の閲覧、閲覧席の利用等

※館内への立入不可

3 奥戸地区図書館

(1) 施設概要

所在地 奥戸三丁目5番1号南奥戸小学校内

開設年月 平成23年4月

延床面積 306.00㎡

(2) 改修内容

照明設備のLED化にあわせて、職員の手を介さずに利用者自身で図書資料等の貸出・返却ができる自動貸出機・セルフ予約棚・簡易返却機を導入する（別紙2のとおり）。

(3) 改修期間

令和8年1月22日（木）から令和8年1月28日（水）まで

※改修に当たっては、図書館サービスへの影響を最小限とするため、休館日（月曜日及び第4木曜日）を含めた期間で改修を行う。

(4) 休館期間

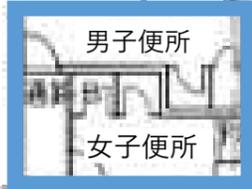
令和8年1月22日（木）から令和8年1月28日（水）まで

4 周知方法

広報かつしか、区公式ホームページ、区立図書館ホームページ及び各図書館内掲示等



児童トイレの洋式化・温水洗浄便座の設置  
(男子1基・女子2基)



自動貸出機 (既存)

自動貸出機・セルフ予約棚の導入

簡易返却機の導入

カウンター

利用者の動線

臨時カウンターの設置

令和7年11月2日(日)から  
令和7年11月26日(水)まで

トイレの洋式化・温水洗浄便座の設置  
(男子2基・女子3基・バリアフリートイレ1基)

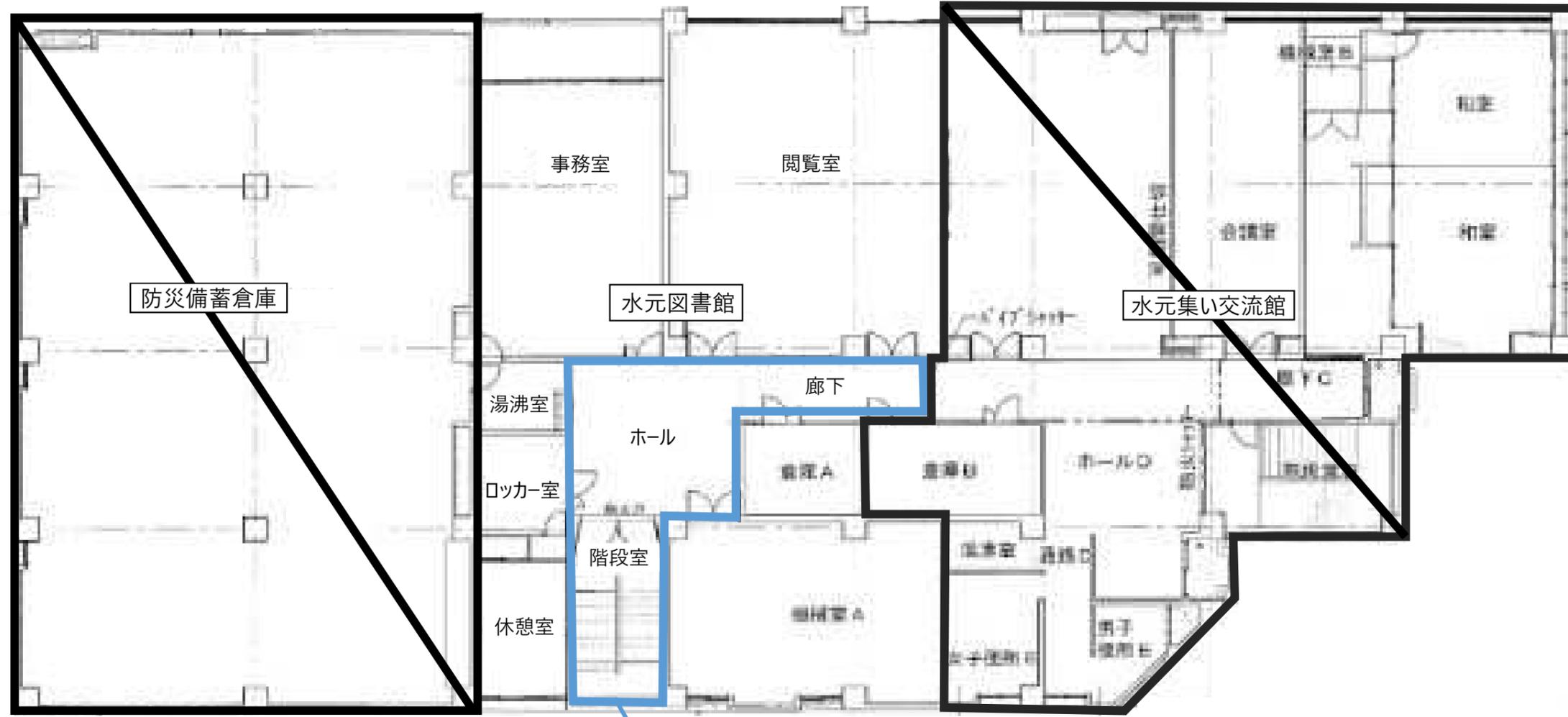
工事業者の動線

階段室  
ビニル床シートの張り替え

1階

水元図書館 改修内容

参考図



防災備蓄倉庫

水元図書館

水元集い交流館

事務室

閲覧室

会議室

和室

和室

湯沸室

廊下

ホール

ロッカー室

階段室

休憩室

階段室（3階部分を含む）、ホール及び廊下  
ビニル床シートの張り替え

2階

